

方以智『通雅』卷三十八宮室 譯注(一)

「中國の生活空間と造形」「傳統中國の生活空間」班

方以智の著『通雅』は、全五十二卷からなり、古典文獻の用語に對する考證を基とし、内容は疑始、釋詁、姓名、官制、禮儀、天文、地輿、器用、衣服、植物、動物、宮室などの廣汎多岐に涉っている。本稿は、その卷三十八宮室を譯出したものである。

『通雅』は、書名のとおり『爾雅』の體裁に倣った字書で、實態は類書に近いが、ただし、そこに採録された語彙と各條の記載内容は、『爾雅』釋宮、『釋名』釋宮室をはじめとする字書、あるいは『初學記』居處部(卷二十四)、『太平御覽』居處部(卷一七三―一九七)、『藝文類聚』居處部(卷六十一―六十四)などの類書のいずれとも著しく懸隔がある。字書が文字の定義、音韻を示し、類書がおおむね術語として古典の用例を列記するのに對して、『通雅』卷三十八宮室は、著者方以智による研究ノートの趣を呈していて、必然的に載録される用例の對象は頗る一貫性に乏しく、肝腎の術語の解釋もまま恣意的であつたり、ときに單純な誤記や勘違いの類もみられることも事實である。その反面、他の隨筆などではほとんど眞面に言及されない術語の類を敢えて採摘している點に顯著な特色を

有する。私たちがこれまであまり注意されることが少ない本篇を會讀テキストに選んだ理由である。

『通雅』は、清の康熙五年(一六六六)に姚文燮が此藏軒から刊印した版本が通行している。侯外廬氏『方以智全書第一冊 通雅』(上海古籍出版社、一九八八)の「校點說明」に詳しいように、姚文燮の「凡例」などによると、この本は明末の崇禎十二年(一六三九)以前にすでに原型が出来ていたものを、北京にあつた崇禎十三年以降、永年にわたつて地方赴任の間にも増補を繰り返し、最晩年の清初康熙五年にいたつて現在見るような「定本」が完成刊行されたものと考えられる。本文中の隨所の方以智自身の思考過程における逡巡や未解決のまま放置されたらしい箇所が散見されるのは、おそらくそうした成書の経緯と關わるものと思われる。

この譯注は、京大人文研の共同研究(班長 田中 淡)「中國の生活空間と造形」(二〇〇三年四月―二〇〇五年三月)、「傳統中國の生活空間」(二〇〇五年四月―二〇一〇年三月)において班員共通のテキストとして會讀した成果であり、ここに收載するのはその前

半に過ぎないが、公刊して批正を仰ぎたい。譯注作成に際しては、姚文燮此藏軒刊本を底本とし、必要に応じて、姚氏刊本にもとづき句讀を附した文化二年（一八〇五）立教館刊行の和刻本（『和刻本辭書字典集成』景印）、四庫全書本および方以智全書標點本も參校した。

各條の譯注擔當者、および研究班班員として會讀に参加したメンバーは、次のとおりである。

譯注擔當者

1 福田美穂 2 武田時昌 3 高井たかね

研究班班員（敬稱略）

淺川滋男、安藤房枝、伊從勉、大平桂一、岡村秀典、小野健吉、川本重雄、黃蘭翔、佐藤實、白幡洋三郎、外村中、曾布川寛、高井たかね、武田時昌、塚本明日香、豐田裕章、中島長文、長沼さやか、中原健二、中安眞理、西垣安比古、箱崎和久、福田美穂、布野修司、細谷豪、堀尾尙志、本間美歩、向井佑介、山岸常人、吉田雅子、渡部武、Erika Forte

（田中 淡）

凡例

一、本譯注の底本には、康熙五年姚文燮浮山此藏軒刊本（京都大學人文科學研究所藏）を使用した。

二、底本のほか、複数のテキストを用いて校勘をおこなった。底本および校勘に使用した各本とその略號は、以下のとおりである。

底本 康熙五年姚文燮浮山此藏軒刊本（京都大學人文科學研究所藏）
四庫本 文淵閣四庫全書本（臺灣商務印書館景印本）

和刻本

文化二年白河藩立教館刊本（汲古書院景印本、『和刻本辭書字典集成』第六、七卷）

標點本

一九八八年上海古籍出版社排印本（侯外廬主編『方以智全書』第一冊）

なお、本稿では底本の文字を改めた場合にのみ校注を付し、各本間における文字の異同を記した。

三、本稿の條名は編者が適宜補ったものである。

四、原文、譯文および譯注において、原注には「」を使用し、原文にはないが内容理解のために譯者が挿入した補足については「」を使用した。譯語に對する簡単な注釋、言い替え等には（ ）を用いた。

目次

1 聽事 2 適室 3 待漏院 4 左个 5 雖和 6 商中 7 内中 8 乞活臺 9 睢陽虎圈臺 10 諺門 11 夏屋 12 庭燎 13 不罍 14 屋極 15 趨樓 16 桓門（以下未完）

1 聽事

【原文】

凡前聽事、古皆曰庑、後曰寢○儀禮庑即廟。宮前曰廟、後曰寢。今王宮之前殿、士大夫之廳事是也。虞箴曰、民有寢廟、巧言之詩曰、奕奕寢廟、左傳曰、鼠不穴于寢廟、猶後世俗言廟朝・廟堂也。死則異、爲宮而祭之、有廟而無寢、謂之祖廟・禰廟、通謂之宗廟。觀禮、諸侯覲、前朝皆受舍于朝、既享、乃右肉袒于廟門之東、乃入門右聽事。聽古作聒、後人作廳。康成謂、四時朝覲、受之祖廟、蓋不知朝之爲庑、而誤以爲宗廟也。若果受之于宗廟、則天子不容負依南面矣。

(二五)「わたくし方以」智が考えるに、殿とはまた廷の發音が變化したものである。廷と殿の「發音の」關係は、田と陳の關係と同様で、たとえば雷電を雷霆と書くのはその證據である。(「顔」師古は、朝廷を讀むのに定「の發音」のように讀んでおり、田汝成はそれが方言だと笑っているが、昔は實際にこの發音があつて、たとえば「莊子」の「逕庭」(の庭の字)は「今ではすでに」去聲ではないという事例を知っているであらうか。建物で高くそびえているものを、殿と通稱する。たとえば「漢書」霍光傳に「梟が殿前の樹上で鳴く」とある。昔は身分の上下で名稱を分けていない。明堂も共通の名稱である。壇で「后」稷をまつて天に配祀し、それで建物では文王をまつて上帝に配祀したのである。齊に明堂があるのは、つまりは行在所である。だから「孟子」に「明堂とは」王者の堂である」というのである。神農の天府・黃帝の合宮・堯の衢室・舜の總章・夏の世室・殷の重屋・九室十二堂というのは、みなその言うところは明堂にたぐいして付言されたものである。

【譯注】

(一)『說文解字』广部、廟「廟、尊先祖兒也」[段玉裁注…尊其先祖而以是儀兒之、故曰宗廟、諸書皆曰、廟、兒也。祭法注云、廟之言、兒也、宗廟者、先祖之尊兒也、古者廟以祀先祖、凡神不爲廟也、爲神立廟者、始三代以後]、从广朝聲「聲字蓋衍、古文从苗爲形聲、小篆从广朝、謂居之與朝廷同尊者、爲會意。眉召切、二部」、唐、古文「見禮經十七篇、凡十七篇皆作廟、注皆作廟」。

(二)『儀禮』士冠禮「士冠禮、筮于廟門」、鄭玄注「廟謂禰廟。不於堂者、嫌著之靈由廟神」、清、胡培翬正義「張氏淳儀禮識誤

云、士冠禮釋文云、廟、劉昌宗晉廟。案廟、古廟字、引此以證經注不當復有從朝者。冠禮一卷、經注皆一、自昏禮而下、稍稍從朝、是蓋後之鈔寫校勘者、失於不審而已。今悉改作廟、從釋文。今案、唐石經・嚴本俱作廟」。嚴本是黃丕烈士禮居重刻宋嚴州本のこと。なお、嘉靖中徐氏刊本、臺灣國立中央圖書館藏元刊正德中修補本の士冠禮では、「廟」ではなく全て「廟」につくる。

(三)「宮前曰廟」より以下「廟皆有室」まで、南宋、戴侗「六書故」の文を引く。『六書故』卷二十五、工事一、廟「廟、眉召切。舅氏曰、宮前曰廟、後曰寢。今王宮之前殿、士大夫之聽事是也。虞箴曰、民有寢廟、巧言之詩曰、奕奕寢廟、傳曰、夫鼠不穴寢廟、畏人故也、猶後世言廟朝・廟堂也。死則異爲宮而祭之、有廟而無寢、謂之祖廟・禰廟、通謂之宗廟、亦作廟、从朝、會意。觀禮、諸侯觀、前朝皆受舍于朝、既言、乃右肉袒于廟門之東、乃入門右聽事」[康成因謂四時朝覲、受之祖廟、盖不知朝之爲廟、而誤以爲宗廟也。若果受之于宗廟、則天子不容負斧依南面矣。爾雅曰、室有東西廂曰廟、無東西廂有室曰寢、無室曰樹。按廟皆有室」。なお、『六書故』にいう「祖廟・禰廟」を『通雅』では「祖廟・禰廟」に作るなど、方以智は「廟」、「廟」の兩字を明確に區別して使い分けてはいない。ここでは敢えて一方に統一せず、底本のまま表記した。

(四)『周禮』夏官、隸僕「隸僕掌五寢之埽除糞洒之事」、鄭玄注「五寢、五廟之寢也、周天子七廟、唯祫無寢。詩云寢廟繹繹、相連貌也。前曰廟、後曰寢」。後漢、蔡邕「獨斷」卷下「宗廟之制、古者以爲人君之居、前有朝、後有寢、宮則前制廟以象朝、後制寢以象寢、廟以藏主、列昭穆、寢有衣冠几杖、象生之具、

總謂之宮」。

（五）揚雄「甘泉賦」（『文選』卷七所收）「前殿崔巍兮，和氏玲瓏」李善注「前殿、正殿也、諸宮皆有之、漢書曰、未央宮立前殿」。また村田治郎「前殿の意味」（『日本建築學會研究報告』十六、一九五一）参照。

（六）『春秋左氏傳』襄公四年「於虞人之箴曰、芒芒禹迹、畫爲九州、經啓九道、民有寢廟、獸有茂草、各有攸處、德用不擾、在帝夷羿冒于原獸」、杜預注「人神各有所歸、故德不亂」。

（七）『詩經』小雅、巧言「奕奕寢廟、君子作之、秩秩大猷、聖人莫之」、毛亨傳「奕奕、大貌、秩秩、進知也、莫、謀也」。

（八）『春秋左氏傳』襄公二十三年「對曰、多則多矣、抑君似鼠、夫鼠晝伏夜動、不穴於寢廟、畏人故也」。

（九）宋、許月卿『百官箴』卷二、百官箴緣起では『左傳』襄公四年の「民有寢廟」に對し、次のようにいう。「臣按、杜氏以寢爲人居、廟爲神居、故言人神各有所歸。……又據、易、入于其宮、詩、上入執宮功、孟子、取諸其宮中而用之、閭閻亦稱宮、非若後世必帝王之居而後爲宮、必神靈之居而後爲廟也。今人言廟朝・廟堂・廟謨・廟筭、豈亦神靈之居乎。就使如杜氏之說、分寢廟爲人神、則虞箴本意亦不在人神不擾、在人獸不擾耳」。

（一〇）『儀禮』觀禮「諸侯前朝、皆受舍于朝、同姓西面北上、異姓東面北上、……「天子設斧依於戶牖之間」鄭玄注「依、如今綈素屏風也。有繡斧文、所以示威也。斧謂之黼」、天子袞冕負斧依「袞衣者裨之上也。繡之繡之、爲九章、其龍、天子有升龍、有降龍、衣此衣而冠冕、南鄉而立、以俟諸侯見」、……事畢、乃右肉袒于席門之東、乃入門右、北面立、告聽事」。

（一一）『集韻』去聲下徑韻第四十六「聽・聵、他定切、說文、聆

也、古作聵」。なお『六書故』溫州市圖書館藏明鈔元刊本（二〇〇六年上海社會科學院出版社景印）および乾隆四十九年西蜀李氏師竹齋刊本では、卷二十五、廟の條中の「聽」字を「聵」につくる。注（三）参照。

（一二）『集韻』平聲四青韻第十五「廳、古者治官處謂之聽事、後語省直曰聽、故加尸」。

（一三）『儀禮』觀禮「諸侯親于天子、爲官方三百步、四門、壇十有二尋、深四尺、加方明于其上」鄭玄注「四時朝覲、受之於廟。此謂時會、殷同也」。

（一四）注（一〇）参照。また『禮記』明堂位「昔者周公朝諸侯于明堂之位、天子負斧依南鄉而立」。

（一五）『爾雅』釋宮「室有東西廂曰廟」郭璞注「夾室前堂」、無東西廂有室曰寢「但有大室」、無室曰榭「榭、即今堂堦」。

（一六）「五架」とは、棟木と四本の桁で屋根を架けるといふ奥行きの規模を表し、この規模の建物は通常「五架屋」と呼ぶ。「五架梁」は『園冶』卷一興造論、園說三に「五架梁、乃廳堂中過梁也」というように、本來は五架の奥行きに架ける梁材のことであるが、ここではそれを架ける建物自體を指す。以下に挙げる「儀禮」注や疏において士人の廟が五架であると説明されることから、方以智も「五架梁」の語を使ったか。『儀禮』鄉射禮「序則物當棟、堂則物當楣」鄭玄注「是制五架之屋也。正中曰棟、次曰楣、前曰戾」。同土昏禮「主人以賓升西面、賓升西階、當阿、東面致命、主人阼階上北面再拜」賈公彥疏「釋曰、……凡士之廟五架爲之、棟北一楣下有室戶、中脊爲棟、棟南一架爲前楣、楣前接簷爲戾」。同聘禮「公側襲受玉于中堂、與東楹之間」賈公彥疏「云中堂南北之中也、入堂深尊賓事也者、

凡廟之室堂、皆五架、棟南北皆有兩架、棟北一架下有壁開戶、棟南一架謂之楣、則楣北有二架、楣南有一架。今於當楣北面拜、訖乃更前北侵半架、於南北之中乃受玉、故云南北之中、乃入堂深尊賓事故也。

(二七) 「廷」唐丁切」より「廷在堂下」まで、『六書故』の次の文に基づく。『六書故』卷十六、人九、廷「廷、唐丁切」又徒勁切。堂下南除也。以其寬廣可布武、故取義於廷。『說文』曰、廷、朝中也。庭、宮中也。按、古者廷不屋、故諸侯相朝、雨霑衣失容、則廢。後世始屋之、故加广焉。其實一字也。古者朝寢堂室通謂之宮、廷在堂下、許氏所謂朝中・宮中、亦不可曉。郭忠恕曰、廷去聲、本無亭音。庭乃平聲、不知古初無庭字也」。

(二八) 『春秋左氏傳』昭公十三年「甲戌、同盟于平丘、齊服也。令諸侯日中造于除」、杜預注「除地爲壇、盟會處」。『漢書』卷九十九下、王莽傳下「三日庚戌、晨旦明、羣臣扶掖莽、自前殿南下椒除」、服虔注「邪行閣道下者也」、顏師古注「除、殿陛之道也」。

(二九) 『說文解字』廌部「廷、朝中也、从廌壬聲」、广部「庭、宮中也、从广廷聲」。

(三〇) 『禮記』曾子問「曾子問曰、諸侯相見、揖讓入門、不得終禮、廢者幾。孔子曰、六。請問之、曰、天子崩、大廟火、日食、后・夫人之喪、雨霑服失容、則廢」。

(三一) 後周、郭忠恕『佩觿』卷上「朝廷之廷「徒勁翻、本無亭音」讀若亭、其變古有如此者」。『廣韻』によれば勁は去聲、亭は平聲。なお『佩觿』の澤存堂五種所收本等には後人による辨證を附録し、それには「廷、辨證曰、說文、廷、特丁切」という。『廣韻』では特丁切は平聲。

(一二) 『廣韻』下平十五青「庭、門庭、又直也、亦州名、卽漢車師後王庭之地、本烏孫國土也、其前王庭、卽交河縣是也。特丁切」。

(一三) 『漢書』卷九十七下、外戚傳下「俯視兮丹墀、思君兮履綦」、孟康注「丹墀、赤地也」、顏師古注「綦、履下飾也。言視殿上之地、則想君履綦之迹也。綦音其」。『宋書』卷三十九、百官志上「殿以胡粉塗壁、畫古賢烈士。以丹朱色地、謂之丹墀」。張衡「西京賦」(『文選』卷二所收)「右平左城、青瑱丹墀」、李善注「漢官典職曰、丹漆地、故稱丹墀」。

(一四) 捲蓬は、また捲篷、捲棚、卷棚にもつくり、化粧棟木を置かずに弓型の輪垂木を架けて蛇腹天井にする化粧屋根裏のこと。田中淡『中國建築史の研究』(弘文堂、一九八九)四〇九頁、また4左下の條、注(三) 參照。

(一五) 『六書故』卷十五、人八「殿、丁見切。師行勇者殿後也。語曰、孟之反不伐、奔而殿。引其義、則詩所謂殿天子之邦、毛氏曰、鎮也。鎮雖未足以盡其義、然與殿聲義相近。『說文』曰、擊聲也」、借爲宮殿之殿、定見切「別作壁」。なお、殿については『初學記』卷二四、居處部、殿に「蒼頡篇曰、殿、大堂也、商周以前、其名不載。按史記秦始皇本紀、始曰作前殿」とあるが、『戰國策』魏策には「要離之刺慶忌也、倉鷹擊於殿上」という。

(一六) 『史記』卷四十六、田敬仲完世家「敬仲之如齊、以陳字爲田氏」司馬貞索隱「據如此云、敬仲奔齊、以陳・田二字聲相近、遂以爲田氏。應劭云、始食菜於田、則田是地名、未詳其處」。『墨子』號令「候出越陳表」孫詒讓問詁「陳表、雜守篇作田表。田・陳古音相近、字通」。

（二七）『漢書』卷一上、高帝紀上「廷中吏無所不狎侮」、顏師古注「廷中、郡府廷之中、廷音定、他皆類此」。

（二八）田汝成は嘉靖五年の進士、『明史』卷二百八十七に本傳あり。ただしこれは汝成の子、藝術の誤り。田藝術『留青日札』卷一、漢書音韻「廷中吏無所不狎侮、廷本平聲、而師古曰音定……此類甚多、未易枚舉、蓋方音也」。

（二九）『莊子』逍遙遊篇「肩吾問於連叔曰、吾聞言於接輿、大而无當、往而不返。吾驚怖其言、猶河漢而无極也。大有逕庭、不近人情焉」、『經典釋文』「庭、勅定反。李云、逕庭、謂激過也。『通雅』卷七、釋詁、諛語「逕庭、即逕庭。舊說激過也、又曰、隔遠貌。莊子曰、大有逕庭。毛晃韻增與韻會皆收入去聲、音他定切。師古音朝廷之廷爲去聲、亦因此也」。

（三〇）方以智は前文で「郭忠恕は、廷は去聲という。庭は平聲」といい、『廣韻』でも庭は平聲のみ。なお、殿と電はともに去聲霰韻、廷と霆はともに平聲青韻。

（三一）『漢書』卷八十九、循吏傳、黃霸「〔張〕敞奏〔黃〕霸曰、……及舉孝子弟弟貞婦者爲一輩、先上殿」、顏師古注「丞相所坐屋也。古者屋之高嚴、通呼爲殿、不必宮中也」。『通雅』は師古注「嚴」を「嚴」につくる。

（三二）『漢書』卷六十八、霍光傳「第中鼠暴多、與人相觸、以尾畫地。鴟數鳴殿前樹上」師古曰、鴟、惡聲之鳥也。古者室屋高大、則通呼爲殿耳、非止天子宮中。其語亦見黃霸傳」。『通雅』では『漢書』の「鴟」を「梟」につくり、『漢書』の「數」は『通雅』にない。なお、「屋高嚴、……梟鳴殿前樹上」については、宋、孔平仲『孔氏雜說』卷一に「屋之高嚴、通謂之殿。前漢霍光傳、鴟鳴殿前樹上、黃霸傳、郡國上計長吏一輩先上殿、是

也」とあり、明、顧起元『說略』卷五も同文を引く。

（三三）『史記』卷二十八、封禪書「周公既相成王、郊祀后稷以配天〔裴駰集解…王肅曰、配天、於南郊祀之〕、宗祀文王於明堂以配上帝〔集解…鄭玄曰、上帝者、天之別名也。神無二主、故異其處、避后稷也〕」。

（三四）『孟子』梁惠王下「齊宣王問曰、人皆謂我毀明堂。毀諸。已乎〔趙岐注…謂泰山下明堂、本周天子東巡狩朝諸侯之處也。齊侵地而得有之。人勸齊宣王、諸侯不用明堂、可毀壞、故疑而問於孟子、當毀之乎。已、止也〕。孟子對曰、夫明堂者王者之堂也。王欲行王政、則勿毀之矣」。

（三五）「神農天府」より「九室十二堂」まで、直接基づいたのは明、黃道周『博物典彙』の以下の文と思われる。『博物典彙』卷五、城闕、明堂「附錄。黃氏曰、歷代制度之異、莫異於明堂、諸儒議論之詳、莫詳於明堂。嘗稽其沿革之制、則神農謂之天府、黃帝謂之合宮、堯謂之衢室、舜謂之總章、夏謂之世室、商謂之重屋、此名之所以不同也。……黃帝爲一殿、堯舜爲五府、太戴以爲九室十二堂、月令以爲四堂十二室、考工記五室、唐制三層、則又爲制之不同。……天府については南宋、章如愚『群書考索』前集卷二十八禮門、明堂類、歷代制度、神農に「明堂之作、自神農有之〔淮南子言、神農祀於明堂、又曰神農明堂曰天府、又曰嘗穀祀于明堂〕とみえるが、現行本『淮南子』には主術訓に「昔者、神農之治天下也、……以時嘗穀、祀于明堂」とあるだけで、本文、注ともに「神農明堂曰天府」の文はみえない。なお、『隋書』卷六十八、宇文愷傳には「奏明堂議表曰、……尙書帝命驗曰、帝者承天立五府、以尊天重象。……注云、唐虞之天府、夏之世室、殷之重屋、周之明堂、皆同矣。尸子曰、

有虞氏曰總章。……」という。

(三六)『大戴禮記』明堂「明堂者、古有之也。凡九室、一室而有四戸八牖、三十六戸、七十二牖。……九室十二堂、室四戸、戸二牖、其宮方三百步」。『續漢書』祭祀志中劉昭注引蔡邕明堂論「月令記曰、明堂者、所以明天氣、統萬物。明堂上通於天、象日辰、故下十二宮象日辰也。……凡此皆明堂・太室・辟雍・太學事通文合之義也。其制度數各有所法。……九室以象九州、十二宮以應辰」。

なお、明堂の形態についての議論には大きくふたつの説があり、ひとつは五室であるとする説(『禮記月令』など)、もうひとつは九室であるとする説(『大戴禮記』)であるが、明堂と『考工記』との関係や、宇文愷の考えた明堂については、田中淡『中國建築史の研究』、『考工記』匠人營國とその解釋、「隋朝建築家の設計と考證」を参照。

(福田美穂)

2 適室

【原文】

適室、正寢也。○寔、古文。說文从𠂔省、从宀。𠂔、牀也。所寢處也。儀禮適室、如適子之適、謂正室也。周禮王六寢、注路寢一、小寢五。京山曰、陰數六也。智按、莊公薨于路寢、僖公薨于小寢、內寢也。路、大也。總言後寢之大、曰路寢、指其房間、曰小寢、或廂、或別寢、皆可曰小。魯直詩、公虛采蘋宮、行樂在小寢。蓋謂別寢。杜預揣以小寢、定夫人寢也。今人訃曰、終于正寢。統言其在後堂耳。陸放翁以爲誤、則又誤矣。

【譯文】

適室は、正寢である。○寔は古文であり、『說文「解字」』に「その字形は」寢の省略形に従い、宀に従う」とあり、(一)「その字の一部である」𠂔は、牀であり、寢る所である。『儀禮』に「適室」とあるが、適子の「適」と同じで、正室をいう。『周禮』(「天官、宮人」)に「王の六寢」とあり、(鄭玄)注に「路寢が一、小寢が五」とある。(四)京山(郝敬)は「(六寢の六は)陰数の六である」という。(五)「わたくし方以」智が思うに、莊公は路寢に亡くなり、僖公は小寢に亡くなった。(七)「それらは」内寢である。路は、大きいことである。後寢の大きな居室をまとめていう場合には、路寢という。その部屋を指して小寢といい、あるいは廂、あるいは別寢とする。「路寢の大きに比して」いずれも小というべきである。魯直(黃庭堅)の詩に「公は〔敬虔な正妻のいる〕采蘋の宮廟を空っぽにして、小寢にてお楽しみ」とあるのは、(九)思うに別寢をいう。杜預は小寢を推しはかて、夫人の寢と定めた。(一〇)近人は訃報に「正寢に死す」というが、「家屋の」後堂でのことを引くためだけである。陸放翁(游)が誤りであるとしているのは、また誤りである。

【譯注】

(一)『說文解字』七篇下「寢、臥也。从宀、寢聲」。「寢、寐而有覺也。从宀从𠂔、夢聲」。「寢、病臥也。从寢省、寢省聲」。「寐、臥也。从寢省、未聲」。「寢、寐覺而有信曰寢。从寢省、吾聲。一曰、晝見而夜寢也」。『六書故』卷二十五「寢、七柱切。夜所寢處也。从宀从牀省、寢聲」。「說文、寢从寢省、寢省聲、病臥也。寢、寐而有覺也。从宀从𠂔、夢聲。寢寐之屬、皆从寢省。寢籀文、又作寢。按周官王六寢、傳曰、民有寢廟、獸有茂艸」。

夫人日而从事、夜以安身、必有寢室。豈爲病臥乎。寤寐與夢皆因寢而有者也」。なお、「傳曰」以下は『春秋左氏傳』襄公四年の文。『釋名』五、釋宮室「室、實也。人物實滿其中也。室中西南隅曰奧、不見戶明所在、祕奧也。……宅、擇也。擇吉處而營之也。舍、於中舍息也。宇、羽也。如鳥羽翼自覆蔽也。屋、亦奧也。其中溫奧也。廟、貌也。先祖形貌所在也。寢、寢也。所寢息也」。清、胡培翬『燕寢考』卷上「又按正寢、天子諸侯謂之路寢、亦曰大寢、大夫謂之適寢、士或謂之適室。燕寢、天子諸侯謂之少寢〔見左傳〕、又謂之外寢〔見內則〕、又謂之下室、又謂之側室、大夫士又曰下室、曰側室。自其宴息之義、謂之寢、指其所居之處、謂之室」。

（二）『儀禮』士喪禮「士喪禮、死於適室、幬用斂衾」。鄭玄注「適室、正寢之室也。疾者齊、故于正寢焉。疾時處北墻〔一作牖、庸〕下。死而遷之當〔一作南〕牖下。有牀衽。幬、覆也。斂衾、大斂所并用之衾。衾、被也。小斂之衾當陳。喪大記曰、始死、遷尸于牀、幬用斂衾、去死衣」。賈公彥疏「云適室正寢之室也者、若對天子諸侯謂之路寢、卿大夫士謂之適室、亦謂之適寢、故下記云、士處適寢、摠而言之、皆謂之正寢。是以莊三十二年秋八月、公薨于路寢、公羊傳云、路寢者何、正寢也、穀梁傳亦云、路寢、正寢也。言正寢者、對燕寢與側室非正。案喪大記云、君夫人卒於路寢、大夫世婦卒於適寢、內子未命、則死于下室、遷尸于寢、士之妻皆死于寢。鄭注云、言死者必皆于正處也。以此言之、妻皆與夫同處。若然天子崩、亦於路寢。是以顧命成王崩、延康王於翼室。翼室、則路寢也。若非正寢、則失其所。是以僖公二十三年冬十二月、公薨於小寢、左氏傳云、即安也。是譏不得其正」。また既夕禮「士處適寢、寢東首于北墻下。有疾、

疾者齊、養者皆齊、徹琴瑟、疾病、外內皆婦」。鄭玄注「將有疾、乃寢於適室。今文處爲居、于爲於。正情性也。適寢者、不齊不居其室」。賈公彥疏「云將有疾乃寢於適室者、以士喪篇首云、士死於適室。此記云適寢者、適室一也。故互見其文。若不疾、則在燕寢。將有疾、乃寢臥於適室。故變室爲寢也。云東首者、鄉生氣之所。云墻下者、墻謂之牆、喪大記謂之北牖下、必在此墻下、亦取十一月一陽生於北、生氣之始〔故〕也」。胡培翬『儀禮正義』卷二十六「注云適室正寢之室也疾者齊故於正寢焉者、案自天子至士、皆有正寢、燕寢。詳士昏禮。燕寢常居之所、正寢唯齊及疾乃居之。檀弓云、君子非致齊也、非疾也、不晝夜居於內。鄭注、內、正寢之中、是也。正寢、天子諸侯謂之路寢、大夫士謂之適寢。下篇記云、士處適寢、此云適室、即適寢之室也。但經言適室、不言適寢者、以寢是大名、統室與房言之。此士之死在室內、又下沐浴含襲小斂、亦在室行之、故言室不言寢也。記云、有疾、疾者齊、注、正情性也。適寢者、不齊不居其室。此注云疾者齊故於正寢焉、是推言居正寢之由。禮記喪大記云、君夫人卒於路寢、大夫世婦卒於適寢。內子未命則死於下室、遷尸於寢。士之妻皆死於寢。鄭注、言死者必皆於正處也。是死於適室、所以正其終。兩注相兼乃備。春秋、莊公薨于路寢、穀梁傳、路寢、正寢也。寢疾居正寢、正也。男子不絕于婦人之手、以齊終也。僖公薨于小寢、左傳、即安也、穀梁傳、小寢非正也、是也」。

（三）『禮記』喪大記「君、夫人卒於路寢、大夫世婦卒於適寢、內子未命、則死於下室、遷尸于寢、士之妻皆死于寢」、鄭玄注「言死者、必皆於正處也。寢、室通耳。其尊者所不燕焉。君謂之路寢、大夫謂之適寢、士或謂之適室、此變命婦言世婦者、明

尊卑同也。世婦以君下寢之上爲適寢、內子、卿之妻也。下室、其燕處也」。宋、黃震『黃氏日鈔』卷二十二讀禮記、喪大記第二十二「路寢猶路車之路、以大言也。適寢猶適子之適、以正言也。內子、卿之妻。下室、其燕處、言寢者、卽正寢。死者必皆於其正處『鄭氏』」。宋、衛湜『禮記集說』卷一〇五「嚴陵方氏〔愨〕曰、路寢、謂之路、猶路車之路、以大言之也。適寢、謂之適、猶適子、謂之適、以正言之也。言正、則以別他下室及燕處也。寢卽正寢也。士與其妻皆死于寢、則以賤而無嫌故也」。元、敖繼公『儀禮集說』卷十三「繼公謂、適寢、正寢也。此云適寢、明經所謂適室者、爲適寢之室耳」。

(四)『周禮』天官、宮人「宮人掌王之六寢之脩」、鄭玄注「六寢者、路寢一、小寢五。玉藻曰、朝辨色始入。君日出而視朝。退適路寢聽政。使人視大夫、大夫退、然後適小寢、釋服。是路寢以治事、小寢以時燕息焉。春秋書魯莊公薨于路寢、僖公薨于小寢、是則人君非一寢明矣」、賈公彥疏「云六寢者路寢一小寢五者、路寢制如明堂以聽政。路、大也。人君所居皆曰路。又引玉藻曰朝辨色始入者、謂羣臣昧爽至門外、辨色始入應門。云君日出而視朝者、尊者體盤、故日出始出路門而視朝。退適路寢聽政者、謂路門外朝罷、乃退適路寢以聽政。云使人視大夫大夫退然後適小寢釋服者、朝罷、君退適路寢之時、大夫各鄉治事之處、君使人視大夫、大夫退還舍、君然後適小寢、釋去朝服、服玄端。又引春秋者、左氏莊公三十二年、公薨于路寢、得其正。僖公三十三年、公薨于小寢、譏其卽安。云是則人君非一寢明矣、言此者時有不信周禮。故引諸文以證之、若然所引者、皆諸侯法。天子六寢、則諸侯當三寢、亦路寢一、燕寢一、側室一、內則所云者是也」。『禮記』曲禮下「天子有后、有夫人、有世婦、有嬪、有

妻、有妾」、鄭玄注「妻、八十一御妻。周禮謂之女御、以其御序於王之燕寢。妾、賤者」、孔穎達疏「案周禮、王有六寢、一是正寢、餘五寢在後、通名燕寢。其一在東北、王春居之、一在西北、王冬居之、一在西南、王秋居之、一在東南、王夏居之、一在中央、六月居之。凡后妃以下、更以次序而上御王於五寢之中也」。胡培翬『燕寢考』卷上「按王六寢、路寢一、小寢五、路寢則正寢、小寢則燕寢也。正寢之一、天子至士所不殊、惟燕寢有隆殺耳。天子燕寢五、則諸侯當有三、疏謂燕寢一、側室一恐非。按王六寢、其一爲正寢、治事之處、而所居恒在於燕寢、后夫人以下、分居六宮、其有當御者、則就於王之燕寢。此古者王后居宮寢之制也」。清、孫詒讓『周禮正義』卷十一「路寢、大僕謂之大寢、燕寢見女御。亦曰小寢者、對大寢言之也。此王六寢、自相對爲大小、與后寢無涉」。『禮記』檀弓上「夫晝居於內、問其疾可也。夜居於外、弔之可也。是故君子非有大故、不宿於外。非致齊也、非疾也、不晝夜居於內」、鄭玄注「內、正寢之中」、孔穎達疏「此謂中門外也故禮斬衰及期喪皆中門外爲廬室是有晝夜居中門外也。……恐內是燕寢。故云正寢之中。必知正寢者、以其經云非致齊、不居於內。致齊在正寢、疾則或容在內寢。若危篤亦在正寢。上文云晝居於內、問其疾可也。不問齊者、齊是爲祭之事、衆所共知、不須問也。此齊在內、祭統云、君致齊於外、夫人致齊於內。對夫人之寢爲外內耳。『燕寢考』卷上「按此經外內以中門對正寢言之。蓋大、故居中門外。致齊與疾居正寢、若常居在燕寢也」。『禮記』內則「適子、庶子見於外寢」、鄭玄注「外寢、君燕寢也」、孔穎達疏「燕寢當在內、而云外寢者、對側室而爲外耳。側室在旁處內、故謂燕寢爲外寢也」。『燕寢考』卷上「按燕寢當對夫人內寢爲外寢。不對側室爲

外。疏說非是」。

（五）京山は、明の郝京山（郝敬、字仲輿、京山の人）のこと。郝敬『周禮完解』卷二（「郝氏九經解」之一）「宮人掌王之六寢之脩」條注「王寢有六、陰數之極也」。

（六）『春秋』莊公三十二年「八月癸亥、公薨于路寢」。『公羊傳』「路寢者何、正寢也」、何休注「公之正居也。天子諸侯皆有三寢。一曰高寢、二曰路寢、三曰小寢、父居高寢、子居路寢、孫從王父母、妻從夫寢、夫人居小寢」。『穀梁傳』「路寢、正寢也。寢疾居正。寢、正也。男子不絶于婦人之手以齊終也」。

（七）『春秋』僖公三十三年「十有二月、……乙巳、公薨于小寢」。范寧注「小寢、內寢」。『穀梁傳』「小寢、非正也」、范寧注「非路寢」。『左氏傳』「反、薨于小寢、即安也」、杜預注「小寢、夫人寢也。譏公就所安不終于路寢」。

（八）『爾雅』釋宮「室有東西廂曰廟」、郭璞注「夾室前堂」。同「無東西廂有室曰寢」、郭璞注「但有大室」。

（九）魯直は、北宋の黃庭堅の字。『山谷内集詩注』内集卷五「賈天錫、惠寶薰乞詩、豫以兵衛森畫戟燕寢凝清香十字、作詩報之」。「兵衛森畫戟、燕寢凝清香」は韋應物の「郡齋雨中與諸文士燕集」詩の句。その十字を脚韻として、香を題材に十首の詩を詠んだもの。その七首目「公虛采蘋宮、行樂在小寢、香光當發聞、色敗不可稔」からの引用。任淵注「上句言其悼亡、采蘋詩序曰、大丈夫能循法度也。禮記玉藻曰、大夫退、然後適小寢、釋服。注云、小寢、燕寢也。公羊注亦云、諸侯皆有三寢、一曰高寢、二曰路寢、三曰小寢。漢書楊惲傳曰、人生行樂耳。楞嚴經、大勢至法王子云、如染香人身有香氣、此則名曰香光莊嚴、我本因地。發聞、字見書呂刑。左傳、襄弘曰、毛得必亡、是昆

吾稔之日也。注云、稔、熟也。惡積與桀同誅。此借用、以言聲色之禍」。『詩經』召南、采蘋序「大丈夫能循法度也。能循法度、則可以承先祖共祭祀矣」。「于以采蘋、南澗之濱、于以采藻、于彼行潦。于以盛之、維筐及筥、于以湘之、維錡及釜。于以奠之、宗室牖下、誰其尸之、有齊季女」。『周禮』春官、樂師「大夫以采蘋爲節」。

（一〇）杜預の説については注（七）参照。『燕寢考』卷上「按此小寢當君之燕寢、杜氏以爲夫人寢、非也。玉藻、君退適路寢、聽政、使人視大夫、大夫退、然後適小寢、釋服、注小寢、燕寢。是燕寢對路寢爲小寢、明矣。穀梁傳曰、小寢非正也、范注非路寢、可證」。

（一一）南宋、陸遊『老學庵筆記』卷十「古所謂路寢猶今言正廳也。故諸侯將薨、必遷於路寢、不死於婦人之手、非惟不瀆、亦以絕婦寺矯命之禍也。近世乃謂死於堂輿、爲終於正寢、誤矣。前輩墓誌之類、數有之、皆非也。黃魯直詩云、公虛采蘋宮、行樂在小寢。按魯僖公薨於小寢、杜預謂小寢夫人寢也。魯直亦習於近世、謂堂爲正寢。故以小寢爲妾媵所居耳。不然、既云虛采蘋宮、又云在小寢何耶」。

（武田時昌）

3 待漏院

【原文】

待漏院、即朝房也。○唐之朝堂、在宣政門之外。儀衛志、文武列于兩觀、監察御史列于東西朝堂軀道。傳點畢、內門開、領百官入、監門校尉唱籥。序班于通乾・觀象門南、入宣政門。六典註曰、棲鳳闕下、即朝堂。蓋若今五鳳樓內、皇極門外之兩廡也。元和中、置待漏院于建福

門外、令百官朝以避風霜。宋設待漏院于丹鳳門之右、王元之作記。

【譯文】

待漏院は朝房である。^(一)○唐の朝堂は宣政門の外にあった。^(二)『新唐書』儀衛志に「文官と武官は兩觀にならび、監察御史は東・西朝堂の輒敷きの道にならぶ。傳點（雲板を打って人員を招集すること）が終わって宮内の門が開かれると、〔監察御史は〕百官を統べて門に入り、監門校尉が點呼をおこなう。通乾門と觀象門の南に序列通りにならび、宣政門を入る」とある。^(三)『唐』六典の註には「棲鳳閣の下は朝堂である」という。^(四)おもうに、「朝堂とは」いま（明代）の五鳳樓（午門）の内、皇極門外の兩側にある廊廡（回廊）のようなものである。^(五)『唐の』元和中に、待漏院を建福門の外に置き、百官が參朝する際に雨風や寒さに晒されるのを避けさせた。^(六)宋は待漏院を丹鳳門の右に設け、王元之は「待漏院」記を作った。^(七)

【譯注】

(一) 待漏院と朝房は、ともに百官が入朝前に待機するところ。明、黃佐『翰林記』卷一、朝房「本院朝房在午門外右第六區、每候朝、則殿閣大學士・本院學士・講讀官・史官皆在焉。詹事府朝房在午門外右第十八區、每候朝、則詹事・少詹事・府丞・左右春坊官・司經局官皆在焉。鼓初嚴各詣左掖棕簾下、序坐俟、鼓終嚴而入。其後本院學士候朝亦在詹事府朝房、蓋以儕輩相與之慣故也。又有外朝房、在長安右門外、以待漏云」。この記事によれば、明代の朝房は午門外と長安右門（西長安門）の外内・外二箇所にあったという。嘉靖三十九年に成った張爵『京師五城坊巷衛衛集』では、中城の南薰坊と大時雍坊の各坊内に「東

長安門、東長安街、東朝房」、「西長安門、西長安街、西朝房」があったというから、いわゆる「外朝房」は東・西長安門外のいずれにもあったらしい。

また明、沈德符『萬曆野獲編』卷九内閣、宰相朝房體制に「宋世宰相居政事堂、受百寮參謁、俱踞坐不爲禮、唯兩制侍從以上、始稍加延接耳。本朝既不設宰相、亦無政事堂。凡爲閣臣者、但以朝房爲通謁之所、然署名翰林院、初非曹省公署也。向來庶僚見朝房者、有所請質、大半多立談。至吾鄉陸莊簡〔光祖〕爲卿寺時、江陵公當國、氣蓋羣公、與客立談、不數言即遣行。陸至揖罷便進曰、今日有公事當詳議、須一席侍坐、方可盡其愚、不然且告退、從此不復敢望清光。張懾其氣、始命坐接對、自此循以爲例、即庶僚亦得隅坐矣」とあり、明代の朝房はまた應接や質疑、議論の場であつたことが知られる。以下に挙げた『明史』中の記事では、さらに決裁、投書、宿直がおこなわれている。『明史』卷六十八、輿服志四「成祖初幸北京、有一官署二三印者、夏原古至兼掌九卿印、諸曹竝於朝房取裁、其任重矣」、同、卷二一六、李騰芳傳「三王竝封旨下、騰芳爲書詣朝房投大學士王錫爵」、同、卷二一八、沈一貫傳「是夕、閣臣九卿俱直宿朝房」。

(二) 宣政門は唐の大明宮内にあり、宣政殿の南、含元殿の北に位置する（注（五）引『唐六典』參照）。發掘調査により、含元殿から南に張り出した翔鸞閣、棲鳳閣の南側平地では、それぞれ東・西朝堂の遺構が見つかつている。朝堂の平面は東西に長い長方形を呈し、東朝堂に關しては、同じ場所に二期にわたる遺構が確認された（馬得志「唐長安城發掘新收穫」『考古』一九八七年第四期）。

（三） それぞれ含元殿の東・西にある側門。注（五）引『唐六典』参照。

（四）『新唐書』卷二十三上、儀衛志上「朝日、殿上設黼辰・蹕席・熏爐・香案。御史大夫領屬官至殿西廡、從官朱衣傳呼、促百官就班、文武列於兩觀。監察御史二人立於東西朝堂軺道以泣之。平明、傳點畢、內門開。監察御史領百官入、夾階、監門校尉二人執門籍、曰唱籍。既視籍、曰在。入畢而止。次門亦如之。序班於通乾・觀象門南、武班居文班之次。入宣政門、文班自東門而入、武班自西門而入、至閣門亦如之」。

（五）『唐六典』卷七尚書工部、工部尚書郎中員外郎「大明宮、在禁苑之東南、西接宮城之東北隅。南面五門、正南曰丹鳳門、東曰望僊門、次曰延政門、西曰建福門、次曰興安門。丹鳳門內正殿、曰含元殿〔殿即龍首山之東趾也。階上高於平地四十餘尺、南去丹鳳門四百餘步、東西廣五百步、今元正・冬至、於此聽朝也〕。夾殿兩閣、左曰翔鸞閣、右曰棲鳳閣〔與殿飛廊相接、夾殿東有通乾門、西有觀象門、閣下即朝堂。肺石・登聞鼓、如承天之制〕。其北曰宣政門、門外東廊曰齊德門、西廊曰興禮門、內曰宣政殿。』唐六典原文では「棲鳳閣」を「棲鳳閣」につくり、また翔鸞閣と棲鳳閣の兩閣の下が朝堂であると讀める。

（六）本條に引く『新唐書』儀衛志と『唐六典』をみると、「儀衛志」より以下「即朝堂」までは、『玉海』の次の文に基づくと思われる。南宋、王應麟『玉海』卷一六一宮室、堂、唐朝堂「儀衛志、百官就班、文武列於兩觀、監察御史立於東西朝堂軺道以泣之。平時傳點畢、內門開。監察御史領百官入、夾階、監門校尉執門籍、曰唱籍。序班于通乾・觀象門南、入宣政門。朝堂置左右引駕三衛六十人。……六典注、棲鳳閣下即朝堂」。

（七）ここである五鳳樓は紫禁城午門のこと。清、孫承澤『春明夢餘錄』卷六、宮闕「紫禁內城牆、南北各二百三十六丈二尺、東西各三百二丈九尺五寸、其門凡八、曰承天門、曰端門、曰午門、即俗所謂五鳳樓也」。五鳳樓とは、門道上に門樓を、その兩脇には亭を建て、そこから門の前方へとそれぞれ回廊を延ばして先端にも亭を建てた、凹字型平面をした門闕のことをいう。主に五棟の建物からなることと、その兩翼を張り出したような形状から五鳳樓と稱し、この名稱は唐代からあった。蕭默「五鳳樓名實考——兼談宮闕形制的歷史演變」〔《故宮博物院院刊》一九八四年第一期〕参照。

（八）皇極門は午門の北、皇極殿の南に位置する。のち清、順治二年に太和門に改められた。『春明夢餘錄』卷六、宮闕「午門之內、曰皇極門、左曰弘政門、右曰宣治門、旁曰歸極門、曰會極門。皇極門內、東曰文昭閣、西曰武成閣、上曰皇極殿、中曰中極殿、後曰建極殿、所謂三大殿也」。

（九）『春明夢餘錄』卷十、文華傍室「皇極門外兩廡四十八間、除曠八間外、實四十間。東二十間爲實錄・玉牒・起居諸館及東閣會坐公揖處。西二十間、上十間爲諸王館、下十間則會典諸館也。定王書堂在西第六間、爲讀書處、第五間懸先師孔子畫像、四配侍側、蓋摹吳道子筆。及永王出閣、因移定王第四間、而永王在第六間。王初出閣、向先師行四拜叩頭禮、以後則行一拜三叩頭、皆內官贊禮。第三間第七間爲二王退居處、案上置四書書經白文及集註大學章句、或問洪武正韻海篇直音諸書、皆紅綾殼」。清、朱彝尊『日下舊聞』卷六、宮室四、明一では、明末の人、蔣德璟『愨書』からこの前半部とほぼ同文を引く。この文によれば、〔午門内〕皇極門外の兩廡は、實錄・玉牒・起居注・會典の各

史書編纂所と諸王館（讀書處や退居處）、また「東閣」については明、陸深『玉堂漫筆』卷上（『儼山外集』卷十一所收）に「今内閣榜文淵、而不在東角門之内。諸學士所處者、則在左順門之南廊、而榜爲東閣云」とみえ、皇極門外東廡に開いた左順門の南廊は内閣大學士の會集する場所であった。

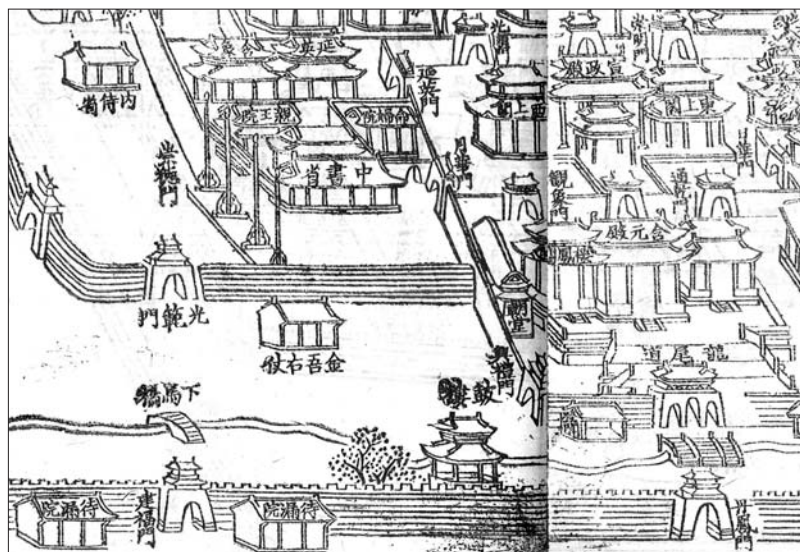
漢に始まる朝堂は百官集議の場であったが、唐代には宰相の合議、儀禮またはその控所、官僚・民衆の上表を受理する場となり、官僚の處罰・處刑もおこなわれた。明代の皇極門外廊廡が、このような唐代朝堂の機能に相當するということか。この一文は單に宮城内での位置のみを取り上げて述べたものとも考えられる。ただし、先の「唐の朝堂は宣政門の外にあった」という文とあわせ考えると、方以智は大明宮の宣政門が明の皇極門に相當すると考えていたようであるが、唐の朝堂は、實際には宣政門のさらに外側に位置する含元殿の外にあった（注（二）参照）ので、この文は本來「皇極門外の兩廡」ではなく「午門外の兩廡」とすべきところであろう。この點については、本條の唐朝堂の位置に關する記事が『玉海』の文によっており（注（六）参照）、それに含元殿外にあると明記していないことから推察すると、方以智は唐朝堂の位置を正確に把握していなかった可能性がある。唐代の朝堂については渡邊信一郎『天空の玉座』（柏書房、一九九六）第I章、佐藤武敏「唐の朝堂について」（難波宮址を守る會編『難波宮と日本古代國家』塙書房、一九七七）、山崎道治「漢唐間の朝堂について」、「中國朝堂關係資料」（古代都城制研究集會實行委員會編『古代都城の儀禮空間と構造』奈良國立文化財研究所埋藏文化財センター、一九九六）参照。

なお、冒頭で待漏院が「朝房」であるといいながら、その後になぜ「朝堂」について言及したのかについては疑問が残る。朝房が朝堂と同じであるとの考えからか。あるいは朝堂が午門内皇極門外の廊廡に相當し、朝房とは場所が異なるということで、名稱の似かよった「朝堂」と「朝房」が異なるということを暗に示したかったためか。

（一〇）初めて待漏院を置いたことについては、以下に挙げる『唐國史補』や『舊唐書』などいくつかの史料にみえる。唐、李肇『唐國史補』卷中、百官待漏院「舊百官、早朝必立馬于望仙建福門外、宰相于光宅車坊、以避風雨。元和初、始制待漏院」。『舊唐書』卷十四、憲宗本紀上「（元和二年）六月丁巳朔、始置百官待漏院於建福門外。故事、建福・望仙等門、昏而閉、五更而啓、與諸坊門同時。至德中有吐蕃囚自金吾仗亡命、因敕晚開門、宰相待漏於太僕寺車坊。至是始令有司據班品置院」。建福門は、大明宮の正南門である丹鳳門の西にある（注（五）引『唐六典』及び次頁の圖一参照）。このほか『唐會要』卷二十五、雜錄、『冊府元龜』卷一〇七帝王部、宋、程大昌『雍錄』卷第八職官、待漏院には『舊唐書』とほぼ同じ記事がみえるが、待漏院の置かれた年については元和元（八〇六）年から三年までと一致しない。また『唐會要』卷二十五、雜錄には、別に「太和七年正月、戶部侍郎庾敬休奏、當司未有待漏院、今請鹽鐵度支待漏院側創造、依奏」ともみえ、これによれば、太和七（八三三）年に至っても待漏院のない部署もあったらしい。

（一一）次注引王禹偁『待漏院記』参照。丹鳳門は北宋東京開封の宮城南面中央の門。『宋史』卷八十五、地理志一「〔宮城〕南三門、中曰乾元〔宋初、依梁・晉之舊、名曰明德、太平興國三年

改丹鳳、大中祥符八年改正陽、明道二年改宣德。雍熙元年改今名、東曰左掖、西曰右掖。また、宋代には待漏院を待班閣子とも呼んだ。宋、趙升『朝野類要』卷一、待漏「宮内之前待漏



圖一 雍正『陝西通志』唐東内圖、部分（畫面左下に建福門及び待漏院がみえる）

院、所以俟候宮門開、及閣門呼報排班、則穿執而入也。又名待班閣子」。

（一一）王元之は北宋、王禹偁のこと。字元之、『宋史』卷二九三に傳がある。王禹偁『待漏院記』（『小畜集』卷第十六所收）「朝廷自國初、因舊制設宰臣待漏院于丹鳳門之右、示勤政也。至若北闕向曙、東方未明、相君啓行、煌煌火城、相君至止、噦噦鑾聲、金門未闢、玉漏猶滴、徹蓋下車于焉、以息待漏之際」。

（一二）「元和中」以下は、『玉海』の次の文を節略したものにはほぼ一致する。これも『玉海』によったとみられる。『玉海』卷一六七宮室、院上、唐待漏院「宋朝附」「憲宗元和中、方置待漏院於朝門外、令百官朝以避風霜。舊史、元和二年六月丁巳朔、置百官初入待漏院於建福門外、候禁門啓入朝。故事、建福・望仙等門、昏閉、五更啓「建福門在大明宮丹鳳門東、望僊門在丹鳳門西」、與諸坊門同時。至德中、有吐蕃囚自金吾仗亡命、因敕晚開門、宰相待漏于太僕寺車坊。至是、始令有司各據班品置院於建福門外。會要、大和七年正月、戶部侍郎庾敬休奏、當司未有待漏院、今請於鹽鐵度支待漏院側創造。皇朝設待漏院于丹鳳門之右、示勤政也。王元之作記。紹興二年八月癸卯、初置宰執已下待漏院於行宮南門之外」。

（高井たかね）

4 左个

【原文】

左个、左間也○北史李謐傳、左个即寢之房也。升菴以爲捲蓬。智按、捲蓬在前、亦稱屠蘇、所謂軒也。个乃介字。左傳、一个行李、古畫相近、个或爲介、音亦相轉。如今有件字、亦介・个之轉也。凡曰介

者間也、介在二者間也。聲亦通。

【譯文】

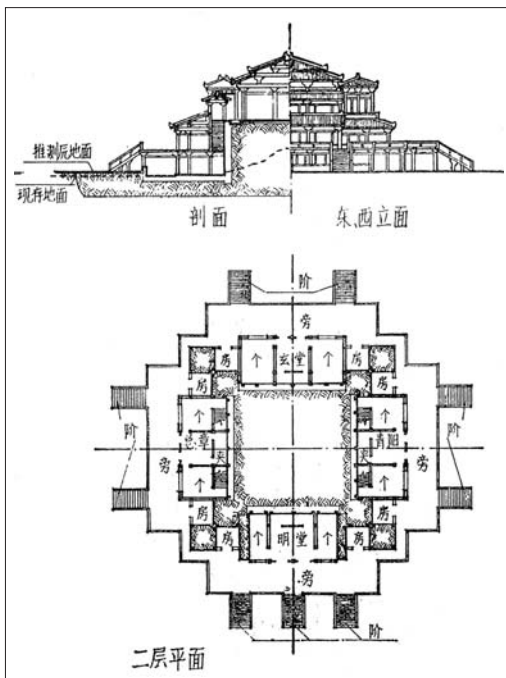
左介は左側の間（部屋）である○『北史』李謐傳に、「左介は、すなわち〔路〕寝にとつての房である」という。升菴（楊慎）はこれを捲蓬であると考えている。（「わたくし方」）智がおもうに、捲蓬は〔建物の〕前面にあつて、また屠蘇ともいい、いわゆる軒である。介はすなわち介の字である。『春秋』左傳には「一个行李（二人の使者）」とあるが、昔の字畫は互いに似通つていて、介はあるいは介と書き、音もまた互いに轉じて使われた。いま（明代）は「件」の字があり、これもまた介や介の轉じたものである。およそ「介」というのは「間（あいだ、ま）」のことで、二つのものの間に介在することである。音もまた通用する。

【譯注】

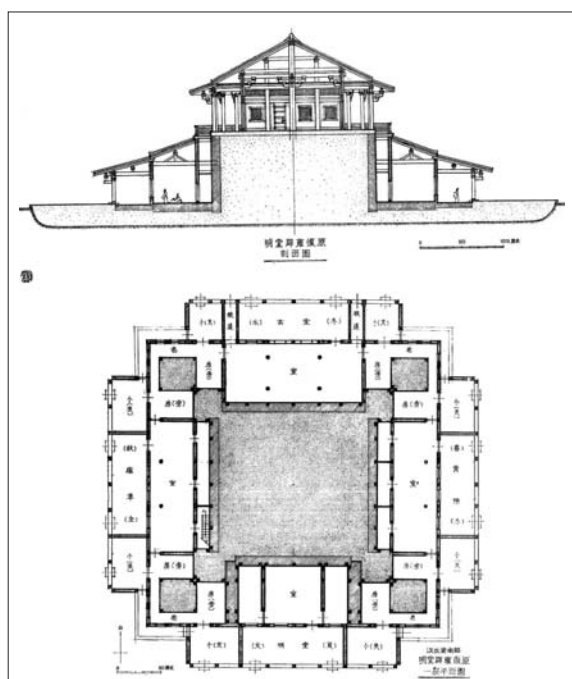
（二）介は明堂中の部屋。明堂は、それぞれ東、南、西、北に開いた青陽、明堂、總章、玄堂という名の四堂で構成され、これに春夏秋冬の四時を割り當て、また、各堂はさらに左介、太廟、右介からなつて、孟春は青陽左介、仲春は青陽太廟、季春は青陽右介と、月ごとに天子の居所を配當して月令を施す。各月の配當は『禮記』月令、また『呂氏春秋』十二紀にみえる。『禮記』月令「〔孟春之月〕天子居青陽左介」、鄭玄注「青陽左介、大寢東堂北偏」。『呂氏春秋』卷一、孟春紀「天子居青陽左介」、高誘注「青陽者明堂也。中方外圓、通達四出、各有左右房、謂之介、猶隔也。東出謂之青陽、南出謂之明堂、西出謂之總章、北出謂之玄堂。是月天子朝日告朔、行令於左介之房、東向堂北

頭室也」。

明堂制度に關しては歷代諸家により繰り返し議論されてきたのをはじめ、王莽期の明堂、あるいは壁雍の類の禮制建築とみられる遺址が漢長安城南郊で發見されており、發掘報告書が出版されているほか、王世仁、楊鴻勛兩氏がそれぞれ復元案を發表している（圖二、三）。中國社會科學院考古研究所編著『西漢禮制建築遺址』（文物出版社、二〇〇三）、王世仁「明堂形制初探」（『中國文化研究集刊』第四輯、一九八七）。『王世仁建築歷史理論文集』建築工業出版社、二〇〇一に再收）、楊鴻勛



圖二 王世仁復元西安漢明堂壁雍遺址斷面立面、二層平面圖



圖三 楊鴻勛復元西安漢明堂壁雍遺址斷面、一層平面圖

「從遺址看西漢長安明堂（辟雍）形制」（『建築考古學論文集』文物出版社，一九八七）。

（二）『北史』李謐傳に引く彼の『明堂制度論』の言。明堂の四面する室（中央の間、太廟）を夾む左右の个は、路寢（正寢、天子諸侯が廳政する正廳）における左右の房に相當することを用う。『北史』卷三十三、李謐傳「……覽考工記・大戴禮盛德篇、以明堂之制不同、遂著明堂制度論曰、……以爲明堂五室、古今通則。其室居中者、謂之太室。太室之東者、謂之青陽。當太室之南者、謂之明堂。太室之西者、謂之總章。當太室之北者、謂

之玄堂。四面之室、各有夾房、謂之左右个、三十六戸七十二牖矣。室个之形、今之殿前是其遺像耳。个者、即寢之房也。但明堂與寢、施用既殊、故房个之名、亦隨事而遷耳」。また『魏書』卷九十、李謐傳にもみえる。

（三）升菴は明の楊慎の號。彼の『枕林伐山』卷九、左个に「禮記月令、明堂左个。北史李謐傳、左个即寢之房也」按、即今之捲蓬」とある（『升菴集』卷四十四、『升菴外集』卷三十二、經說部、禮記にもほぼ同文を収める）。

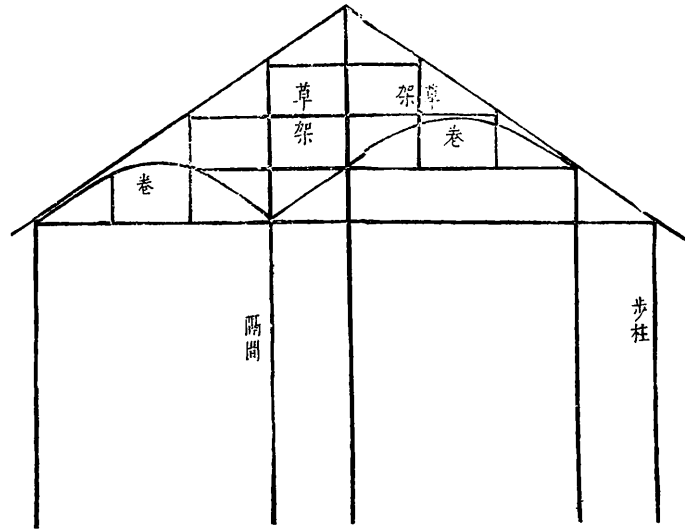
捲蓬はまた捲蓬、捲棚、卷棚にもつくり、化粧棟木を置かずに弓型の輪垂木を架けて蛇腹天井にする化粧屋根裏（圖四、五）、あるいは同

様の手法を用いて、大棟がなく屋根の棟自體が圓い建物のこと。朝鮮で編まれた中國語會話教科書で、明初の口語を反映しているといわれる『朴通事諺解』巻下に「我要蓋一座書房、木匠你来、咱（商）（商）量。相公支分怎的蓋。捲蓬樣做」とある。明、計成『園治』



圖四 卷棚（畫面右側、安徽省黃山市呈坎村羅東舒祠寶綸閣、嘉靖年間）

九架梁前後卷式



圖五 『園冶』九架梁前後卷式（建物の前後兩側を卷に造る例）

卷一、園說三、屋宇には單に「卷」という名稱でみえ、「卷者、廳堂前欲寬展、所以添設也。或小室欲異人字、亦爲斯式。惟四角亭及軒可竝之」という。本文に「捲蓬在前」というのは、捲棚が廳堂前面の吹放し廊などにしばしば用いられるためである。方以智は、左右个を建物前面にある捲棚と考える楊慎の説が妥

當でないと考えている。

(四)

屠蘇はまた屠蘇につくる。『廣雅』、『廣韻』に、庵、または屋根の平らな建物のことという。『廣雅』卷七上、釋宮「屠蘇、廡、廡、粗幕、易、廁、庵也」。『廣韻』上平聲十一模韻、廡「屠蘇、草菴、通俗文曰、屋平曰屠蘇」。『三國志』卷九、魏書、曹爽傳「於是收爽・義・訓・晏・颺・謐・軌・勝・範・當等」裴松之注「魏略曰、……李勝、字公昭、……勝前後所宰守、未嘗不稱職、爲尹歲餘、廳事前屠蘇壞、令人更治之、小材一枚激墮、正擗受符吏石虎頭、斷之」。

本條では屠蘇は捲蓬（捲棚）の別名であると解し、また『通雅』卷四十一、屠蘇の條では、屠蘇はもともと幅廣の葉をもつ草の名で、その葉が陰をつくるのに因んで建物にも屠蘇の名が付けられたと述べる。『通雅』卷四十一植物、艸、屠蘇「屠蘇、闊葉艸也。因爲屋名、爲冠名、爲飲名○蕭子雲雪賦曰、韜翠曄之飛棟、沒屠蘇之高影。杜子美冷淘詩曰、願憑金轡裏、走置錦屠蘇。菴也。廣雅曰、屠蘇、平屋也。魏略云、李勝爲河南太守、郡廳事前屠蘇壞。應璩與韋仲將書、屠蘇發撤。……詩話補遺曰、周王褒詩、繡栢畫屠蘇、屠蘇、艸也、畫于屋上、因以名屋、遂作屠蘇。智謂、解定畫於屋上以取名亦非、蓋闊葉艸也。今廣西徭人中、呼大葉似蒿者爲頭蘇、頭屠晉近、正因其有蔭而名屋也。……」。

(五)

軒は野小屋（草架）とは別に設けた化粧屋根のこと。明、張自烈『正字通』酉集下、車部、軒に「又殿堂前檐特起曲椽無中梁、亦曰軒」というように捲棚に造るものが多いが、そうでないものも含む。姚承祖原著、張至剛增編『營造法原（第二版）』（中國建築工業出版社、一九八六）二十三・二十七頁、劉敦楨

著、田中淡譯『中國の名園―蘇州古典園林』（小學館、一九八二）八十五～八十六頁、注一〇、一四參照。なお、『園冶』卷一、園說三、屋宇には軒の條があり、「軒式類車、取軒軒欲舉之意、宜置高敞、以助勝則稱」というが、こちらは建物の種類を指す。

（六）『春秋左氏傳』襄公八年「君有楚命、亦不使一介行李、告于寡君」、杜預注「一介、獨使也。行李、行人。」、阮元校勘記「石經・宋本・淳熙本・足利本、介作个、注同、釋文亦作个」。また、『尚書』秦誓「如有一介臣」、陸德明釋文「介音界、馬本作介、云、一介、耿介一心端慤者。字又作个、音工佐反」。『禮記』大學「秦誓曰、若有一个臣」、陸德明釋文「一个、古賀反、一讀作介、音界」。

（七）『集韻』去聲十六怪韻、介「說文、晝也。一曰、助也、間也、獨也」。『春秋左氏傳』襄公九年「天禍鄭國、使介居二大國之間」、杜預注「介猶間也」、陸德明釋文「介音界、注同。猶間音間廁之間、又如字」。『後漢書』竇融傳「臣融孤弱、介在其間」、李賢注「杜預注左傳云、介猶間也」。

（高井たかね）

5 離・和

【原文】

離・和、周之二宮也。○譙周曰、成王作辟上宮、周器之銘多有曰王在離上宮、辟・離、蓋二宮名也。古鼎銘又曰、惟三月初吉壬寅、王在和宮、大夫始錫作彝、又^①曰、王在辟宮、獻工錫章。離、和也、和宮殆離宮之異名乎。智按、凡木之衡植者曰和、或曰桓。和、其辟・離之旁衡一堂邪。汲冢載大庭・小庭、即正殿・旁殿也。和、猶若離

之旁殿也。河間獻王獻雅樂、對三雍宮、應劭^②曰、辟雍、靈臺、明堂。由三雍宮、可想二宮之稱、蓋聽人稱之。黃圖曰、漢明堂在長安西南七里、靈臺在西北八里、辟雍在西北七里、河間對三雍、即此。東都賦言、赤水朱光、清池決決、左制辟雍、右立靈臺。辟雍象璧園、雍以水。牛弘傳言、漢明堂亦有璧水、李尤明堂銘云流水洋洋是也。袁準駁蔡邕明堂辟雍合論、鍾繇傳言辟雍非大學、甚明。戴埴以魯因泮水作宮、非學校也、漢儒泮水之說甚妄。合溪・升菴暢其說、因此明三雍宮之說、而離・和爲二宮明矣。說文作辟雍、解曰、辟、牆也、雍、天子享宴辟雍也。魯詩解云、騶虞、文王囿名、辟雍、大王宮名也。王制、漢時筆也、既曰辟雍、而頌曰西雍、考古圖又有胥雍、則辟雍・西雍・胥雍、皆爲宮名、無疑。

【校注】

- ①諸本作「文」、『六書故』・『廣川書跋』作「又」。
- ②四庫本作「劭」、他本作「邵」。

【譯文】

離・和は周の二つの宮殿である。○（『六書故』に）「譙周は『成王は辟という上宮を造る』^①といい、周代の器物の銘には多く『王は離という上宮にいる』^②というものがあつて、辟と離は、おもうに二つの宮殿の名である。古鼎の銘文にもまた『三月朔日の壬寅、王は和宮におり、大夫の始は（王から）賜つて彝（酒器）を作つた』^③といい、また『王は辟宮におり、工人を獻じて印章を賜つた』^④という。離とは和のことであり、和宮はおそらく離宮の別名であろう」（と^⑤いう）。〔わたくし方以〕智が考えるに、木の縦横に組んだものを和、あるいは桓^⑥という。和とは辟・離（宮）の脇にある堂ではなからう

か。汲冢書に記す「大庭」・「小庭」^(八)とは、正殿とその旁らにある宮殿のことである。和とは、離「宮」の旁殿のようなものである。『漢書』に「河間の獻王が雅樂を獻じ、三雍宮について答えた」とあり、應劭は「三雍宮とは」辟雍、靈臺、明堂のことである」といふ。三雍宮という言葉から「雍（離）と和が」二宮の名稱であるということ想起できるので、人々がこう（三雍宮と）稱してもよいと思う。

『三輔黃圖』に「漢の明堂は長安の西南七里にある」、「靈臺は西北八里にある」、「辟雍は西北七里にあり、河間（獻王）が三雍について答えたというのは、つまりこれである」といふ。東都賦に「赤い水と朱色の光、清らかな池の水は決決と流れ、左に辟雍を造り、右に靈臺を建て」といふ。^(三)「辟雍は壁の圓い形をしており、水がめぐらしてある」。牛弘傳に「漢の明堂にもまた壁水があり、李尤の明堂銘に『流れる水は充ち満ちている』^(四)というのはこのことである」といふ。袁準は蔡邕の明堂辟雍合一論に反駁するが、鍾繇傳に言う辟雍が大學ではないのは、はなはだ明らかである。また戴埴は、魯は泮水のとりに宮殿を造ったのであって、學校ではないとするが、漢の儒者が説く「泮水は」半水（周囲の半分のみ水があること）であるという説は、はなはだでたらめである。合溪（戴侗）と升菴（楊慎）は彼らの説を敷衍するが、これらによって「三雍宮が」三つの雍宮であるという説を明らかにすると、離と和が二つの宮殿であることは明白である。

『説文（解字）』は「辟離」という字につくり、解釋して「辟は牆（かべ、かこい）である」、「離は、天子は辟離で享宴する」といふ。また魯詩の解釋に「駟虞は、文王の苑囿の名である。辟雍は、大王の宮名である」といふ。^(五)『禮記』王制は漢の時に書かれたもので、

もとより「辟雍」といい、「詩經」周「頌」には「西雍」といい、^(三)『考古圖』にもまた「胥雍」とあるからには、辟雍・西雍・胥雍がいずれも宮殿の名であることは疑いない。^(四)

【譯注】

(一) 「譙周曰」より以下「離宮之異名乎」まで、『六書故』からの引用。南宋、戴侗『六書故』卷十九、離「……詩云、離離在宮、肅肅在廟。記曰、肅肅、敬也。離離、和也。詩又云、鎬京辟離」毛萇曰、水旋丘如壁曰辟離。舅駟曰、按、譙周曰、成王作辟上宮、周器之銘多有曰王在離上宮者、辟・離、蓋二宮名也。古鼎銘又曰、惟三月初吉壬寅、王在和宮、大夫始錫作彝、又曰、王在辟宮、獻工錫章。離、和也、和宮、殆離宮之異名與。漢儒本因離水而生壁離之說、後之沿襲者、遂加广爲離、其失滋甚矣」。

(二) 譙周は三國蜀の人、『三國志』卷四十二に傳がある。ここに引くのは、彼の『古史考』の文かと思われるが、清、章宗源による輯本にはみえない。『六書故』では宋、董道『廣川書跋』が引くものに基づくらしい。『廣川書跋』卷三、銅敦銘「……譙周曰、成王作辟宮。其言王在於此、則既異于夷宮・武宮矣、蓋王之濃宮也。肆命王、臣必親、即辟宮則其禮重矣。……」。

また「上宮」については『孟子』盡心章句下に「孟子之滕、館於上宮」、趙岐注「上宮、樓也」、朱熹集注「上宮、別宮名」といふ。

(三) 同じ銘文は確認できないが、南宋、薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識』卷十四に収める彤敦の銘に「惟元年既望丁亥、王在離位、……」という。

（四）この銘文は、『六書故』が『廣川書跋』の文を引用したもの。

『廣川書跋』卷三、大夫始鼎「大夫始鼎、其銘曰、惟三月初吉壬寅、王在味宮、大夫始錫作彝。又曰、王在辟宮、獻工錫錫章。……」。なお、この銘の全文は『續考古圖』卷四、『歷代鐘鼎彝器款識』卷十にみえるが、釋文が兩者でやや異なる。

（五）『詩經』大雅、思齊「離離在宮、肅肅在廟」毛亨傳「離離、和也。肅肅、敬也」。『禮記』樂記「詩云肅雍和鳴、先祖是聽、夫肅肅、敬也。雍雍、和也」。

（六）原文「衡植」、材を縦横に組むこと。ここではより具體的に、二本の柱に横木を載せて衡門（冠木門）に作ることを指す。次注參照。『周禮』考工記、輿人「參分較圍、去一以爲軹圍」鄭玄注「軹、輪之植者衡者也、與轂末同名」、賈公彥疏「此軹是車較下豎直者、及較下橫者、直衡者竝縱橫相貫也」。同「參分軹圍、去一以爲軹圍」鄭玄注「軹、式之植者衡者也。鄭司農云、軹讀如繫綴之綴、謂車輿輪立者也、立者爲軹、橫者爲軹、書軹或作軹。玄謂軹者以其鄉人爲名」。

（七）和、桓は立柱のことで、これを左右兩脇に立ててその間を出入りする門を和（桓）門という。桓門の條參照。

（八）『逸周書』大匡解第十一「王乃召冢卿・三老・三吏・大夫・百執事之人、朝于大庭」、孔晁注「大庭、公堂之庭」。同、鄧保解第二十一「維二十三祀庚子朔、九州之侯咸格于周王在豐、味爽立于少庭」。清、朱右曾『逸周書集訓校釋』「庭當爲廷、大廷、外朝之廷、在庫門內雉門外」、「少庭、少寢之庭」。

（九）辟雍（離、離）は天子の大學の名であるといわれる。『禮記』王制「天子命之教、然後爲學。小學在公宮南之左、大學在郊、天子曰辟雍、諸侯曰頤宮」、鄭玄注「尊卑學異名。辟、明也」。

離、和也。所以明和天下。頤之言班也、所以班政教也」。『詩經』魯頌、泮水「思樂泮水、薄采其芹」、毛亨傳「泮水、泮宮之水也。天子辟離、諸侯泮宮」、鄭玄箋「辟離者、築土離水之外、圓如壁、四方來觀者均也。泮之言半也、半水者、蓋東西門以南通水、北无也。天子・諸侯宮異制、因形然」。『白虎通義』辟雍、論辟雍泮宮「天子立辟雍何。辟雍所以行禮樂、宣德化也。辟者、壁也、象壁圓、以法天也。雍者、壅之以水、象教化流行也。辟之言積也。積天下之道德。雍之爲言壅也。天下之儀則、故謂之辟雍也」。本條後文で魯の泮宮について述べるのは、天子の學である辟雍に對して泮（頤）宮が諸侯の學とされるためである。

辟雍と明堂が同一建築との説もある。『大戴禮記』明堂に「明堂者、古有之也。凡九室、一室而有四戸八牖、三十六戸、七十二牖。以茅蓋屋、上圓下方。明堂者、所以明諸侯尊卑。外水曰辟雍」とい、辟雍は明堂を取り巻く環濠（つまり後文牛弘傳にいう壁水）であるとする。注（一五）參照。

（一〇）『漢書』卷五十三、景十三王傳「武帝時、〔河間〕獻王來朝、獻雅樂、對三雍宮及詔策所問三十餘事」、應劭注「辟雍・明堂・靈臺也。雍、和也、言天地・君臣・人民皆和也」。

（一一）『三輔黃圖』卷五、明堂「漢明堂在長安西南七里」、臺榭「漢靈臺、在長安西北八里」、辟雍「漢辟雍、在長安西北七里。漢書河間獻王來朝、獻雅樂、武帝對之三雍宮、即此」。なお、『三輔黃圖』辟雍に「武帝對之三雍宮」というのを『玉海』卷九十五郊祀、漢三雍宮引「三輔黃圖」は「河間獻王對三雍宮」につくり、『通雅』でも「河間對三雍」につくるが、『漢書』景十三王傳によれば河間獻王は三雍宮の制度について返答したの

であって、「武帝對之三雍宮（武帝は河間獻王を三雍宮に召對した）」というのは『三輔黃圖』撰者の誤讀による。前注參照、また『資治通鑑』卷十八、漢武帝元光五年、胡三省注「余謂、對三雍宮者、對三雍之制度、非召對於三雍宮」。

また、西安市西北郊大土門村で發掘された建築遺址は、その遺構の状況などから漢代の明堂、あるいは辟雍と比定されている。現行本『三輔黃圖』に唐人の手が入っていることはすでに指摘されていることであるが、この遺址との位置關係から、先に挙げた各文中の「長安」は漢長安城ではなく唐長安縣治を指し、また明堂が「長安西南七里」にあるというのは「西北」の誤りであると考えられている。王世仁「漢長安城南郊禮制建築（大土門村遺址）原狀的推測」（『考古』一九六三年第九期）、何清谷『三輔黃圖校注』（三秦出版社、一九九五）二八四頁、注（一）、中國社會科學院考古研究所編著『西漢禮制建築遺址』（文物出版社、二〇〇三）二二三頁參照。

（一） 東都賦は東京賦の誤り。張衡「東京賦」（『文選』卷三所收）「乃營三宮、布教頒常、複廟重屋、八達九房。規天矩地、授時順鄉。造舟清池、維水泱泱、左制辟雍、右立靈臺。因進距衰、表賢簡能。馮相觀祲、祈禩禳災。……然後宗上帝於明堂、推光武以作配。辯方位而正則、五精帥而來摧。尊赤氏之朱光、四靈懋而允懷」。『玉海』卷九十五引「東京賦」では句の順序が混亂している。『玉海』卷九十五郊祀、漢三雍宮「東京賦、乃營三宮、布教頒常、複廟重屋、八達九房。規天矩地、授時順鄉。宗上帝于明堂、推光武以作配。辨方位而正則、五精帥而來摧。『五方星也』、尊赤氏之朱光、四靈懋而允懷。造舟清池、維水泱泱、左制辟雍、右立靈臺。因進距衰、表賢簡能。馮相觀祲、祈

禩禳災」。『通雅』引「東都賦」の前半部「赤水朱光、清池泱泱」は、この『玉海』に引く「尊赤氏之朱光、四靈懋而允懷。造舟清池、維水泱泱」を寫し誤ったとみられる。

（二） 『漢書』卷十二、平帝紀「安漢公奏立明堂辟雍」應劭注「辟雍者、象壁園、雍之以水、象教化流行」。また『玉海』卷九十五郊祀、漢祫祭明堂（前注引く漢三雍宮の次條）にもこの記事を引いて「平紀、元始四年二月、立明堂辟雍。……注、應劭曰、……辟雍象壁園、雍以水、象教化流行」という。これも『玉海』の文より引いたものか。

（四） 『隋書』卷四十九、牛弘傳「漢中元二年、起明堂・辟雍・靈臺於洛陽、竝別處。然明堂亦有壁水、李尤明堂銘云流水洋洋是也」。また『北史』卷七十二、牛弘傳にもみえる。李尤「明堂銘」は、『藝文類聚』卷三十八、禮部上、銘に「布政之室、上圓下方、體則天地、在國正陽、牕闥四設、流水洋洋、順節行化、各居其房、春恤幼孤、夏進賢良、秋厲武人、冬謹關梁」と引かれる。

また、この文も『玉海』卷九十五郊祀、漢中興明堂に「隋牛弘傳、漢明堂亦有壁水、李尤明堂銘云流水洋洋是也。以此須有辟雍」李尤明堂銘、布政之室、上員下方、體則天地、在國正陽。選潘嶽賦引李尤明堂銘曰、夏進賢良」とみえ、これから引いたもの。

（五） 袁準は晉の人、『袁氏正論』十九卷を著した。後漢末の儒者蔡邕の「明堂論（明堂月令論）」（『續漢書』祭祀志中「是年初營北郊、明堂・辟雍・靈臺未用事」劉昭注引）は、清廟・太廟・太室・明堂・太學・辟雍が、名稱は違えど實體は一つであるとする。これに對し、袁準『正論』では明堂・宗廟・太學は

別のものであることを論じている。『詩經』大雅、靈臺、孔穎達疏「蔡邕月令論云、取其宗廟之清貌則曰清廟、取其正室之貌則曰太廟、取其堂則曰明堂、取其四門之學則曰太學、取其周水圓如璧則曰辟雍、異名而同耳、其實一也。……袁準正論云、明堂・宗廟・太學、禮之大物也。事義不同、各有所爲、而世之論者、合以爲一體、取詩書放逸之文、經典相似之語、而致之、不復考之人情、驗之道理、失之遠矣。夫宗廟之中、人所致敬、幽隱清靜、鬼神所居、而使衆學處焉、饗射其中、人鬼慢黷、死生交錯、囚俘截耳、瘡痍流血、以干犯鬼神、非其理矣。且夫茅茨采椽、至質之物、建日月乘玉路、以處其中、象箸玉杯、而食於土簋、非其類也。……」。『禮記』明堂位の孔穎達疏も袁準「正論」から同様の文を引くが、文字に異同がある。

またこの文に關しては、楊慎に「袁準駁蔡邕明堂論」の文があり、次のようにいう。『丹鉛總錄』卷六、宮室類、袁準駁蔡邕明堂論「蔡邕明堂論云、太廟・太室・明堂・太學・辟雍、名異而實同。袁準正論、明堂・宗廟・太學、禮之本物也。事義不同、各有所爲、而世之論者、合以爲一體、取詩書放逸之文、經典相似之語、推而致之、考之人情、失遠矣。宗廟之中、人所致敬、幽隱清靜、鬼神所居、而使衆學處焉、饗射其中、人鬼慢黷、死生交錯、俘囚截耳、以干鬼神、非其理也。袁子之論、卓矣。蔡邕名儒、不知何以臆撰如此、果如其言、則先王之明堂、殆北狄之穹廬、南夷之碉房、先王豈爲之乎」。

（二六）楊慎『丹鉛餘錄』卷十二に「魏書鍾繇傳、明堂所以祀上帝、靈臺所以觀天文、辟雍所以修禮樂、太學所以集儒林、高祿所以祈休祥。既稱太學、又稱辟雍、可證辟雍非太學也、明矣」というのによる。ただし文中の「魏書鍾繇傳」は誤りで、『三國志』

卷十三、魏志、王朗傳「進封樂平鄉侯」の裴松之注に「魏名臣奏載朗節省奏曰、……明堂所以祀上帝、靈臺所以觀天文、辟雍所以脩禮樂、太學所以集儒林、高祿所以祈休祥、又所以察時務、揚教化。……」とみえる。鍾繇傳も同卷に收録する。

（二七）『詩經』魯頌、泂水「頌僖公能脩泂宮」に對する南宋、戴埴の解釋。戴埴『鼠璞』卷上、泂宮「魯泂宮、漢儒以爲學。豫觀菁菁者莪序、謂樂育人才、而詩叙教養之盛、中阿中陵、孰不知爲育才之地。惟泂水序、止曰頌僖公能修泂宮、……記禮多出於漢儒、其言頌宮、蓋因詩而訛。鄭氏解詩泂言半、諸侯之學、東西門以南通水、北無。其解禮記頌言班、以此班政教。使鄭氏確信爲學、何隨字致穿鑿之辭。其可疑五也。有此五疑、豫意、僖公不過作宮於泂地。……豫按、通典言、魯郡乃古魯國郡、有泗水縣、泂水出焉、然後知泂乃魯水名、僖公建宮於上。詩言翩彼飛鵠、集于泂林、林者林木所聚。以泂水爲半水、泂林亦爲半林乎。泂爲地名、與楚之渚宮・晉虎祁之宮無以異。於是又求之莊子、言歷代樂名、黃帝・堯・舜・禹・湯・武王・周公有成池・大章・韶・夏・濩・武、中曰文王有辟雍、是以辟雍爲天子學亦非也。詩言於論鼓鐘、於樂辟雍、又云鎬京辟雍、無思不服、亦無養才之意。莊子去古未遠、必有傳授。漢儒因解泂水復言辟雍、求之義不可得、故轉辟爲璧、解以貝水」。

（二八）合溪（谿）は『六書故』の撰者、戴侗の號、升菴は楊慎の號。戴侗の説は注（一）參照。楊慎『丹鉛續錄』卷一、經說、詩、魯頌泂宮「戴埴曰、魯泂宮、漢儒以爲學宮、豫觀泂水序、止曰頌僖公能脩泂宮、……豫謂、戴氏之見卓矣、其辨博矣。按左氏、晉侯濟自泂、泂果水名足證矣。……又按、辟雍・泂宮爲學名、始于王制之傳會、吳澄禮纂言曰、詩言鎬京辟雍、又言在

泮飲酒、未有以見其必爲學宮之名也。禮器云、魯人將有事于上帝、必先有事于頤宮、注謂、頤宮告后稷也。此又頤宮非學之一證。說文、辟雍作辟雍、解云、辟、牆也、雍、天子饗宴辟雍也、亦不言辟雍爲學名也。今據詩云鎬京辟雍、又曰於樂辟雍、頌云于彼西雍、考古圖器名有胥雍、疑皆爲宮名。同『丹鉛餘錄』卷十二「辟雍・泮宮非學名。豫於魯頌引戴埴之說而申、既詳矣。近又思之、說文、辟雍作辟雍、解云、辟、牆也、雍、天子享宴辟雍也。魯詩解云、騶虞、文王囿名也、辟雍、文王宮名也。以說文・魯詩之解觀之、則與詩鎬京辟雍・於樂辟雍之義、皆合矣。辟雍爲天子學名、泮宮爲諸侯學名、自王制始有此說。王制者、漢文帝時曲儒之筆也、而可信乎。孟子曰、夏曰校、殷曰序、周曰庠、學則三代共之。使天子之學曰辟雍爲周之制、則孟子固言之矣。既曰辟雍、而頌云于彼西雍、考古圖又有胥雍、則辟雍也、西雍也、胥雍也、皆爲宮名無疑也。魯頌既曰泮宮、又曰泮水、又曰泮林、則泮宮者泮水傍之宮、泮林者泮水傍之林、無疑也。魯有泮水、故因水名以名宮。即使魯之學在水傍而名泮宮、如王制之說、當時天下百二十國之學、豈皆在泮水之傍乎、而皆名泮宮邪。……」。

(一九)『說文解字』广部、辟「辟、牆也」、雍「雍、天子饗飲辟雍」。

(二〇)「魯詩解」は、三家詩の一つである『魯詩』を傳えた漢初の申培に由來する魯詩の古注(詩傳)である。『通雅』が直接引用するのは楊慎『丹鉛餘錄』の文である(注(一八)参照)。前句「騶虞、文王囿名」については、『後漢書』班固傳、東都賦「獸制同乎梁騶、義合乎靈囿」條の李賢注、『文選』卷六左思「魏都賦」「顯文武之壯觀、邁梁騶之所著」條の李善注、劉良注が引く「魯詩傳」の佚文に類似文が見られる。すなわち、

『後漢書』李賢注に「魯詩傳曰、古有梁騶者、天子之田也」、「六臣注文選」に「劉曰、……魯詩傳曰、古有梁騶。梁騶、天子獵之田也(李善『文選註』、「田」作「田曲」)」とある。騶虞に對する同様の解釋としては、賈誼『新書』卷六、禮の「禮者、臣下所以承其上也。故詩云、一發五狝、吁嗟乎騶虞。騶者、天子之囿也。虞者、囿之司獸者也」がある。後句「辟雍、大王宮名」が何に基づくかは未詳。『丹鉛餘錄』では、「大王」は「文王」につくる(『升菴集』卷四十二では、「大王」につくる)。明代には、漢初に魯詩を傳えた申培の著作とされる『詩說』が流布していたが、そこに「靈臺、文王遷都于豐、作靈臺、以齊七政、奏離雍」という記載がある。これに依據して魯詩傳(魯詩解)として辟雍を文王の宮名とする言説が成立していたのかもしれない。明の何楷『詩經世本古義』卷九に「……莊子謂文王有辟雍之樂、正據此詩而言。或又以辟雍別有所在、乃文王宮名。其地近水作樂、宜空虛。故於是奏合其樂、尤堪捧腹」、清の徐文靖『竹書統箋』に「箋按、莊子曰、古之礼樂、黃帝有咸池、堯有大章、舜有大韶、禹有大夏、湯有大濩、文王有辟雍之樂、武王周公作武、是辟雍爲樂名也。說文曰、辟、牆也、雍、天子享宴辟雍也。魯詩解、辟雍文王宮名。古鼎銘、惟三月初吉王在和宮、大夫始錫作彝。又王在辟宮、獻工錫章。是辟雍爲宮名也。或文王當日、作樂于辟雍之宮、奏之、故樂亦名爲辟雍也」とある。

(二一)『禮記』王制にいう天子の大學が辟雍であるとの記述は、漢人の曲筆であると否定している。注(九)引『禮記』王制、注(一八)参照。

(二二)『詩經』周頌、振鷺「振鷺于飛、于彼西雍」、毛亨傳「雍、

にある庭を商庭という」という。

【譯注】

（一）『漢書』卷二十五下、郊祀志下「於是作建章宮、度爲千門萬戶、前殿度高未央。其東則鳳闕、高二十餘丈、其西則商中、數十里虎圈（如淳曰、商中、商庭也。師古曰、商、金也、於序在秋、故謂西方之庭爲商庭、言廣數十里。於苑亦西方之獸、故於此置其圈也）、其北治大池、漸臺高二十餘丈、名曰泰液、……」。

（二）ここに引く『漢書』郊祀志と同じ記事は『史記』卷十二孝武本紀、卷二十八封禪書にもみられるが、いずれも「商中」を「唐中」につくる。『史記』卷十二、孝武本紀「其西則唐中、數

（高井たかね）

（二四）「說文作麋」以下は楊慎の文による。注（一八）参照。

（二三）「胥雍」については未詳。あるいは北宋、呂大臨『考古圖』

澤也」鄭玄箋「白鳥集于西離之澤」。西離は辟雍であるとの説もある。『後漢書』文苑傳第七十下、邊讓傳「振鷺之集西雍、濟濟之在周庭、無以或加」、李賢注「韓詩曰、振鷺于飛、于彼西雍。薛君章句曰、鷺、絜白之鳥也。西雍、文王之辟雍也。言文王之時、辟雍學士皆絜白之人也」。

卷一所收公誠鼎銘文中の文字「永離」を「胥離（雍）」と釋讀したか。『考古圖』はこの語に對して「或宮名、如西離之類」という。

6 商中

【原文】

商中、商庭、西庭也○郊祀志、作建章宮、其西則商中數十里。如淳曰、商中、商庭也。師古曰、商、金也、序在秋、故謂西^①方之庭爲商庭。

【校注】

①底本・標點本作「四」、四庫本・和刻本作「西」。

【譯文】

商中は商庭で、西側にある宮庭である○（『漢書』郊祀志に、「建章宮を造り、その西は商中で數十里の廣さがある」という。如淳は「商中は商庭である」という。〔顏〕師古は「〔五音の〕商は〔五行では〕金である。その順序は秋の位置にあり、そのため西方

十里虎圈」司馬貞索隱「如淳云、詩云中唐有璧、鄭玄曰、唐、堂庭也。爾雅以廟中路謂之唐。西京賦曰、前開唐中、彌望廣象、是也」。王念孫によれば商中は唐中の誤りで、篆書では商と唐の字形が似ているために誤ったものという。王念孫『讀書雜誌』漢書第五、商中「其西則商中、數十里虎圈。如淳曰、商中、商庭也。師古曰、商、金也、於序在秋、故謂西方之庭爲商庭。念孫案、商中、本作唐中、如注本作唐中唐庭也。封禪書・孝武紀、竝作唐中、索隱曰、如淳云、唐、庭也〔今本脫此三字、據後漢書注・文選注補。下文詩云中唐有璧云云、乃小司馬語、非如淳語〕。詩云中唐有璧、鄭玄曰、唐、堂塗也。爾雅以廟中路謂之唐。西京賦曰、前開唐中、彌望廣象、是也〔以上史記索隱〕。班固西都賦、前唐中而後太液。後漢書注・文選注引漢書、竝作唐中、又引如注云、唐、庭也。是二李・司馬所見本、竝作唐中、師古所見本、譌作商中、如注亦譌作商庭也、乃又誤以商庭二字連讀、而訓爲西方之庭、其失甚矣。篆書唐・商相似、故

唐諺作商。張衡「西京賦」中の「唐中」は「堂中」につくるテキストもある。

この唐中（あるいは堂中）は、以下の数例では池の名とする。班固「西都賦」〔「文選」卷一所收〕「前唐中而後太液」呂延濟注「唐中・太液皆池名、以象滄海」。張衡「西京賦」〔「文選」卷二所收〕「前開唐中、彌望廣豫」劉良注「建章宮中有堂中、池廣數十里」。『三輔黃圖』卷二、漢宮「建章宮」又有玉堂・神明堂・疏圃・鳴鑾・奇華・銅柱・函德二十六殿、太液池・唐中池。同卷四、池沼「唐中池、周回十二里、在建章宮太液池之南」。また同卷二、漢宮には「建章宮」前殿下視未央、其西則唐中殿、受萬人」とあり、何清谷によれば、唐中殿は唐中池畔にあったことから名付けられたのではないかという（『三輔黃圖校注』三秦出版社、一九九五、一一九頁）。なお、これを「廣中殿」につくるテキストもあることから、清、黃生は『漢書』郊祀志の「商中」は「廣中」の誤りであるとする。黃生『義府』卷下、商中「漢書郊祀志、作建章宮云云、其西則商中、數十里虎圈、如淳曰、商中、商廷也。師古曰、商、金也、於序在秋、故謂西方之庭爲商庭。按、此說似鑿。三輔黃圖叙建章之制云、其西則廣中殿、受數萬人。商中、疑廣中之誤」。

「商中」についてはこれほど論ずべき問題があるにもかかわらず、方以智は一切これには觸れない。聽事の條に「説文曰、廷、朝中也、庭、宮中也」とあることから、あるいは「商」よりもむしろ「中」が「庭」であるという點に興味を抱いていたためとも考えられる。

（高井たかね）

7 内中

【原文】

内中、猶唐言南内、今言大内也○漢元封二年、甘泉宮内中產芝、注、内中後庭之室^①、此解已拘。蓋猶今言大内也。爾雅、其内謂之家、官家則曰大内。唐詩、月明南内更無人、人謂或稱西内、非矣。唐三内、西内太極宮、東内大明宮、南内興慶宮。孔光傳、供養行内、師古曰、行在所之内中也。按、天子在宮、何言行在所。當是班行之内。或曰大行、行、禮次也。

【校注】

①諸本皆作「實」。『漢書』顏師古注により「室」に改める。

【譯文】

内中は、唐には南内といい、いま（明代）は大内というようなものである○漢の元封二年、「甘泉宮の内中に靈芝が生えた」と、〔顏師古の〕注に「内中とは、後方の宮庭にある部屋である」というが、この解釋はあまりに〔部屋に〕固執しすぎである。思うに、いま（明代に）大内（宮城）というようなものである。〔爾雅〕〔釋宮〕に「内はこれを家という」とあり、官家（朝廷）の場合は「大内」という。唐の詩に、「月は南内を明るく照らすがかえって人はいない」といい、人は（この南内を）あるいは西内とするのが適當であるというが、それは誤りである。唐の三内は、西内が太極宮、東内が大明宮、南内が興慶宮である。〔漢書〕孔光傳に、「供養行内」とあり、〔顏〕師古は「行内は」行在所の内中である」という。これについて考えてみると、天子は宮にいるのに、どうして行在所というだろうか。これ（行内）は朝班の序列（行）の内としなければなら

ない。また「大行」というが、この「行」は禮の次序のことである。

【譯注】

（一）『漢書』卷六、武帝紀「〔元封二年〕六月、詔曰、甘泉宮內中產芝、九莖連葉。上帝博臨、不異下房、賜朕弘休」、顏師古注「內中、謂後庭之室也、故云不異下房」。以下の文にも同じ記事がみえるが、それぞれ「內中」に相當する字句が異なる。『漢書』卷二十五下、郊祀志下「夏、有芝生甘泉殿房內中」。『史記』卷十二、孝武本紀「於是甘泉更置前殿、始廣諸宮室。夏、有芝生殿防內中。天子爲塞河、興通天臺、若有光云、乃下詔曰、甘泉防生芝九莖、……、司馬貞索隱「芝生殿房中。案、生芝九莖、於是作芝房」。同卷二十八、封禪書にも孝武本紀と同じ記事があり、「防」を「房」につくる以外ほぼ同文。『三輔黃圖』卷二、漢宮、甘泉宮「通甲開山圖云、雲陽先王之墟也。武帝造赤闕於南、以象方色、於甘泉宮更置前殿、始廣造宮室。有芝生甘泉殿邊房中」。また、これに關連して『漢書』卷二十二、禮樂志、郊祀歌十九章、齊房十三の詩には「齊房產草、九莖連葉〔師古曰、齊讀曰齋。其下竝同〕、宮童效異、披圖案課。玄氣之精、回復此都、蔓蔓日茂、芝成靈華」とあり、また「元封二年芝生甘泉齊房作」という。

內中については、『漢書』中に次のような記事もみえる。『漢書』卷二十五上、郊祀志上「神君者、長陵女子、以乳死、見神於先後宛若。宛若祠之其室、民多往祠。平原君亦往祠、其後子孫以尊顯。及上卽位、則厚禮置祠之內中。聞其言、不見其人云」。

（二）『爾雅』釋宮「牖戶之間謂之扃、其內謂之家」、郭璞注「今人

稱家、義出於此」。

（三）張祜「雨霖鈴」（北宋、郭茂倩『樂府詩集』卷八十、近代曲辭二所收）「雨霖鈴夜卻歸秦、猶是張徽一曲新、長說上皇垂淚教、月明南內更無人」。後文にいうように唐代の南内は興慶宮のこと（注（五）参照）。それ以前に政務の中心であった東内大明宮に代わり、玄宗は開元十六年以降ここで聽政をおこなった。『舊唐書』卷八、玄宗紀上「〔開元〕十六年春正月庚子、始聽政于興慶宮」。『唐會要』卷三十、興慶宮「〔至〔開元〕十六年正月三日、始移仗于興慶宮聽政〕」。『月明南內更無人』の句は、曾て玄宗の居處として榮華を誇った興慶宮も、安史の亂後の今では昔と違ってしまったということを詠んだもの。

（四）未詳。張祜の詩に對してではないが、北宋、黃庭堅が唐、元結「大唐中興頌」を讀んで著した「書磨崖碑後」（山谷内集詩注）卷二十所收）に「南内淒涼幾苟活、高將軍去事尤危」とあり、南宋、任淵は注して「唐書玄宗紀、至自蜀郡、居于興慶宮。上元元年、徙居西內。興慶即南內也。宦者高力士傳曰、先天初爲右監門衛將軍、加累驃騎大將軍。從玄宗幸蜀。上皇還、徙西內、居十日、爲李輔國所誣、長流巫州。按李輔國傳曰、輔國詐請上皇、按行宮中、射生官遮道、上皇驚、幾墜馬。力士厲聲曰、五十年太平天子、輔國欲何事。叱使下馬。上皇執力士手曰、微將軍、朕且爲兵死鬼」という。また明、瞿佑「歸田詩話」卷中、中興頌詩誤には「磨崖中興碑、黃・張二大篇爲世傳誦。然各有誤。山谷云、南內淒涼、誰得知、按、李輔國遷上皇居西內、非南內也」という。あるいはこれのことをいうか。元結「大唐中興頌」は、安史の亂で陷落した兩京を回復し、上皇となった玄宗が歸京した後の、唐の中興を稱えたもの。

(五)

『舊唐書』卷三十八、地理志一、十道郡國、關內道「皇城在西北隅、謂之西內。正門曰承天、正殿曰太極。太極之後殿曰兩儀。內別殿・亭・觀三十五所。京師西有大明・興慶二宮、謂之三內。……東內曰大明宮、在西內之東北、高宗龍朔二年置。正門曰丹鳳、正殿曰含元、含元之後曰宣政、宣政左右、有中書・門下二省・弘文史二館。高宗已後、天子常居東內、別殿・亭・觀三十餘所。南內曰興慶宮、在東內之南隆慶坊、本玄宗在藩時宅也」。中華書局點校本の校勘記によれば、「皇城在西北隅」は「宮城在西北隅」、「京師西有大明」は「京師東有大明」の誤りであるという。『新唐書』卷三十七、地理志一、注「皇城長千九百一十五步、廣千二百步。宮城在北、長千四百四十步、廣九百六十步、周四千八百六十步、其崇三丈有半。龍朔後、皇帝常居大明宮、乃謂之西內、神龍元年曰太極宮。大明宮在禁苑東南、西接宮城之東北隅、長千八百步、廣千八十步、曰東內。……興慶宮在皇城東南、距京城之東、開元初置、至十四年又增廣之、謂之南內」。

(六)

『漢書』卷八十一、孔光傳「〔王〕莽權日盛、〔孔〕光憂懼不知所出、上書乞骸骨。莽白太后、帝幼少、宜置師傅。徙光爲帝太傅、位四輔、給事中、領宿衛供養、行內署門戶、省服御食物」、顏師古注「行內、行在所之內中、猶言禁中也」。なお『資治通鑑』卷三十五、漢哀帝元壽二年、胡三省注に「余謂行內署門戶當爲一句、此宿衛事也、省服御食物、則供養事也、文理甚明、師古誤斷其句、因曲爲之說耳。行、下孟翻、省、悉井翻」といい、「行內」という語ではなく、「行內署門戶（内署の門戶を巡察する）」という句として讀むべきだという。

(七)

大行は『周禮』にみえる大行人、賓客接待の禮儀を掌る官の

こと。『周禮』秋官、大行人「大行人、掌大賓之禮及大客之儀、以親諸侯。……以九儀辨諸侯之命、等諸臣之爵、以同邦國之禮、而待其賓客」、鄭玄注「九儀謂、命者五、公・侯・伯・子・男也、爵者四、孤・卿・大夫・士也」。

(高井たかね)

8 乞活臺

【原文】

乞活臺、古之吹臺、今之繁臺也○陳留風俗傳曰、蒼頡師曠城、上有列僊吹臺。北有牧澤、中出蘭蒲、土多僞髦、衿帶、俗稱蒲關澤。梁王增築、以爲吹臺。城隍沒、略存故跡。阮籍詩、駕言發魏都、南向望吹臺、簫管有遺音、梁王安在哉。晉世喪亂、乞活憑居、創墮故基、遂成二層、上基猶方四五十步、高一丈餘、世謂之乞活臺、又謂之婆臺城。梁水經此、有陰溝・鴻溝之稱焉。按此臺在浚儀縣。續述征記、以睢陽爲師曠城、言郭緣生踐遼門升吹臺。酈道元非之、謂此乃梁氏之臺門、魏惠之朝居、非吹臺也。文昌襍錄曰、東京記、天清繁臺、梁孝王之吹臺、後有繁氏居其側、里人呼爲繁臺。李白嘗登之。吹、去聲。

【譯文】

乞活臺は、昔の吹臺、いま(明代)の繁臺である○『陳留風俗傳』には次のようにいう。蒼頡師曠城には、上に列僊の吹臺がある。北には牧澤があつて、中には蘭蒲が生えており、その土地には傑出した人物が多く、要害の地で、俗に蒲關澤と呼ばれている。〔漢の〕梁〔孝〕王は増築して吹臺を造つた。城壁はすでになくなっていて、その古跡がほぼ残っている。阮籍の詩に、「駕して魏の都を發

ち、南に向かつて吹臺を望む。簫管の音色には「梁王の時代の」古い音楽が遺っているが、梁王はどこにいるのだろうか」という。^(三)晉の時代には世の中が亂れ、乞活（流民）が「この臺に」寄りついて住むようになって、「臺の」もとの基壇を削り落とし、とうとう二層になってしまったが、基壇の上層はまだ四、五十歩四方、高さ一丈餘りあって、世の人はこれを乞活臺と呼び、また婆臺とも呼んだ。梁水はここを過ぎると、陰溝や鴻溝と呼ばれる。^(四)おもうに、この臺は浚儀縣にある。「續述征記」は睢陽を師曠城とし、「撰者の」郭緣生は遼門を通り吹臺に登ったという。酈道元はこれを誤りとし、「續述征記」のいう吹臺は「梁氏（周、梁伯）の臺門や〔戰國〕魏の惠王の皇宮であつて、吹臺ではないと考えた。『文昌襍錄』では、『東京記』に、天清〔寺〕の繁臺は梁孝王の吹臺で、後に繁という姓でそばに住んでいる人がいたため、土地の人は繁臺と呼んだ」という。李白はかつてこの臺に登っている。^(五)吹は、去聲である。

【譯注】

(一) 『水經注』卷二十二渠水「又東至浚儀縣」注引『陳留風俗傳』。注(四)参照。『陳留風俗傳』は、『隋書』卷三十三、經籍志二、史、地理に「陳留風俗傳三卷、圈稱撰」とみえる。ただし、どこまでがこの書の引用か明確でない。『藝文類聚』卷六十二居處部二、臺には「陳留風俗傳曰、浚儀有師曠倉頡城、城上有列仙吹臺」といい、『太平御覽』卷第一五八州郡部四、河南道上、東京開封府では「陳留風俗傳曰、縣有蒼頡師曠城、其城有列仙吹臺、梁王增築之、以爲吹臺〔俗號繁臺〕」という。後者の「其城有列仙吹臺」以下は、『水經注』の文より混入した可能性もある。また『太平御覽』卷一七八居處部六、臺下には「郡

國志」又曰、汴城上有列仙吹臺。西有牧澤、甬道二百里、漢梁孝王所造、今謂之赤堤。城東有繁臺、本吹臺也、云蒼頡師子野所造、後有繁姓居側、因名焉。西有崇臺、卽顏率云蟬臺之下沙海上是也」、同卷一八三居處部十一、「郡國誌」又曰、汴州陳留郡縣、本春秋衛地、魏惠王自安邑徙都、亦稱梁惠王焉。土多髣俊、儒藝則以遊俠、夷門卽侯嬴抱關處」といい、『水經注』の記事とやや重なる部分がある。あるいは『水經注』の「北有牧澤」以下は別書を引くものか。

(二) 魏、阮籍「詠懷詩」(明、馮惟訥「古詩紀」卷二十九所收)「駕言發魏都、南向望吹臺、簫管有遺音、梁王安在哉、戰士食糟糠、賢者處蒿萊、歌舞曲未終、秦兵已復來、夾林非吾有、朱宮生塵埃、軍敗華陽下、身竟爲土灰」。清、聞人倓「古詩箋」五言詩卷三には、この詩中の梁王は漢の梁孝王ではなく戰國の梁王であるといい、また黃節も、この梁王は梁(魏)惠王魏嬰で、『戰國策』魏策「梁王魏嬰觴諸侯於范臺」の范臺は吹臺のことであるという(『阮步兵詠懷詩注』)。

(三) 梁水は渠水の誤り。注(四)引『水經注』参照。

(四) 「陳留風俗傳曰」より「鴻溝之稱焉」まで、以下の『水經注』の文にはほぼ基づく。『水經注』卷二十二渠水「又東至浚儀縣」注「渠水又北屈、分爲二水、續述征記曰、汧・沙到浚儀而分也。汧東注、沙南流。其水更南流、逕梁王吹臺東。陳留風俗傳曰、縣有蒼頡師曠城、上有列僊之吹臺。北有牧澤、中出蘭蒲、上多髣髴、衿帶牧澤、方一十五里、俗謂之蒲闔澤、卽謂此矣。梁王增築、以爲吹臺。城隍夷滅、略存故跡。今層臺孤立於牧澤之右矣、其臺方一百許步、卽阮嗣宗詠懷詩所謂駕言發魏都、南向望吹臺、簫管有遺音、梁王安在哉。晉世喪亂、乞活憑居、削墮故

基、遂成二層、上基猶方四五十步、高一丈餘、世謂之乞活臺、又謂之婆臺城。渠水于此、有陰溝・鴻溝之稱焉」。

- (五) 『水經注』によれば、『續述征記』は大梁城を師曠城とみなしたのであって、睢陽ではない。これは方以智の誤解による。『水經注』で酈道元が誤りだというのも、大梁城と師曠城とは別で、『續述征記』の撰者である郭緣生がそこで登ったのは師曠城にある吹臺ではないことをいう。注(七)参照。なお、『水經注』卷二十四睢水「東過睢陽縣南」注に「城內東西道北、有晉梁王妃王氏陵表、竝列二碑、……碑東即梁王之吹宮也。基陛階礎尚在、今建追明寺故宮東、即安梁之舊地也」とあり、趙一清『水經注釋』と戴震校本(微波榭叢書所收)は「吹宮」を「吹臺」に改める。楊守敬はこれを非とし、後文に「故宮東」とあることから、この「吹宮」は「故宮」の誤りであるという。
- (六) 『禮記』郊特牲「臺門而旅樹」孔穎達疏「臺門者、兩邊起土爲臺、臺上架屋、曰臺門」。
- (七) 『續述征記』より以下「非吹臺也」までは、『水經注』の次の文に基づく。『水經注』卷二十二渠水「又東至浚儀縣」注「……又東逕大梁城南、本春秋之陽武高陽鄉也、于戰國爲大梁、周梁伯之故居矣。……後魏惠王自安邑徙都之、故曰梁耳。……秦滅魏以爲縣、漢文帝封孝王于梁、孝王以土地下涿、東都睢陽、又改曰梁。自是置縣、以大梁城廣、居其東城夷門之東。夷門、卽侯嬴抱關處也。續述征記以此城爲師曠城、言郭緣生曾遊此邑、踐夷門、升吹臺、終古之跡、緬焉盡在。余謂此乃梁氏之臺門、魏惠之朝居、非吹臺也、當是誤證耳。……」。

- (八) 北宋、龐元英『文昌雜錄』卷一「禮部劉郎中借東京記云、……天清寺繁臺、梁孝王常按歌吹臺、阮公詩云、駕言發魏都、

南向望吹臺、簾管有遺晉、梁王安在哉。後有繁氏居其側、里人呼爲繁臺。……」。『東京記』は北宋、宋敏求撰、佚書。南宋、晁公武『郡齋讀書志』卷八に「東京記三卷。右皇朝宋敏求編。開封坊巷・寺觀・官廨・私第所在及諸故實、極爲精博」という。また、天清寺は後周顯德中の創建、繁臺上に建立された。寺内には北宋太平興國二年に磚塔が建てられ、これを俗に繁塔という。現在には後に修築されたこの塔だけが残る。明、李濂『汴京遺蹟志』卷十寺觀、天清寺「在陳州門裏繁臺上、周世宗顯德中創建。世宗初度之日曰天清節、故名其寺亦曰天清。寺之內磚塔曰興慈塔、俗名繁塔、宋太宗太平興國二年重修。元末兵燹、寺塔俱廢。國朝洪武十九年、僧勝安重建。永樂十三年、僧禧道等復建殿宇、塑佛像」。

- (九) 『新唐書』卷二〇一、杜甫傳「嘗從(李)白及高適過汴州、酒酣登吹臺、慷慨懷古、人莫測也」。また杜甫「遺懷」(『杜詩詳注』卷十六所收)に「昔我遊宋中、惟梁孝王都。名今陳留亞、劇則貝魏俱。……憶與高李輩、論交入酒壚。兩公壯藻思、得我色數腴。氣酣登吹臺、懷古視平蕪。……」とある。『汴京遺蹟志』によれば、明の正徳中、この三人の登臺を記念して吹臺上に三賢祠が建てられたという。『汴京遺蹟志』卷十一、祠「三賢祠」[在吹臺上、禹廟之後、舊有三龕、塑碧霞元君像、正徳丁丑、巡按御史毛伯溫改塑三賢像]。毛伯溫撰三賢祠記。三賢祠者、祠唐高・李・杜三賢於吹臺之上也。……」。

- (一〇) 『廣韻』去聲五眞韻「吹、鼓吹也。月令曰、命樂正習吹。尺僞切、又尺爲切」。吹の音はまた上平聲五支韻「吹、吹噓。昌垂切、又尺僞切」。

(高井たかね)

9 睢陽虎圈臺

【原文】

睢^①陽虎圈臺、卽蠡臺也。○司馬彪郡國志、睢陽縣廬門亭、有蠡臺。續述征記曰、廻道似蠡、則當讀爲螺矣。酈氏非之、闕子、宋景公登虎圈之臺、援九牛之弓射之、矢踰孟霜之山、則蠡臺卽虎圈臺也。御覽引闕子、文選^②鮑照詩注、皆作西霜、惟藝文類聚作孟霜之山。睢陽、梁孝王封國、今歸德府也。

【校注】

- ①標點本作「睢」、他本作「睢」。標點本により改める。以下同じ。
②底本作「異」、他本作「選」。

【譯文】

睢陽の虎圈臺は蠡臺である。○司馬彪『郡國志』に「睢陽縣に廬門亭があり、〔城内に〕蠡臺がある」とある。『續述征記』は「〔臺の周圍を〕廻って〔登る〕道が蠡に似ている」というが、そうであれば「蠡の字は」「螺（ラ）」と讀むべきである。酈氏（道元）は『續述征記』の説を「正しくないとし、〔闕子〕には「宋の景公は虎圈の臺に登り、九牛の力をもつ弓をひいて射ると、矢は孟霜の山をこえた」とあるので、蠡臺はつまり虎圈臺である（と主張する）。『太平御覽』に引く『闕子』、『文選』鮑照（擬古）詩の注はいずれも「西霜」につくり、ただ『藝文類聚』だけは「孟霜之山」につくる。睢陽は〔漢の〕梁孝王の封國で、いま（明）の歸德府である。

【譯注】

- （一）『續漢書』郡國志、豫州、梁國「睢陽、本宋國關伯墟。有廬門亭。有魚門。有陽梁聚」、劉昭注「左傳桓十四年宋伐鄭、取太宮之椽、爲廬門之椽。昭二十一年敗吳鴻口。杜預曰縣東有鴻口亭。地道記曰、昭二十一年禦諸橫、橫亭在縣南」。『通雅』に引くものは『水經注』の文に基づく（注（五）参照）。
（二）『太平御覽』卷一七八居處部、臺下「〔述征記〕又曰、蠡臺、梁孝王所築於兔園中。廻道似蠡、因名之」。『隋書』卷三十三經籍志、史部「述征記二卷。郭緣生撰。なお兔園については、『史記』梁孝王世家の注によれば睢陽城外にあったという。『史記』卷五十八梁孝王世家「……於是孝王築東苑、方三百餘里〔張守節正義〕括地志云、兔園在宋州宋城縣東南十里。葛洪西京雜記云、梁孝王苑中有落猿巖・栖龍岫・鴈池・鶴洲・鳧島。諸宮觀相連、奇果佳樹、瑰禽異獸、靡不畢備。俗人言梁孝王竹園也」。『水經注』では城内に蠡臺があったというから、『太平御覽』引「述征記」の記事と相容れない。
（三）下文で『闕子』を引いて蠡臺を虎圈臺とするのは、酈道元の見解である。注（五）参照。
（四）『水經注』卷二十四に引く『闕子』による。注（五）参照。ただし「九牛」は「九年」の誤り。また『漢書』卷三十藝文志、從橫十二家に「闕子一篇」とみえる。
（五）『司馬彪郡國志』より以下「虎圈臺也」までは、『水經注』の次の文に基づく。『水經注』卷二十四睢水「東過睢陽縣南」注「……睢水又東逕睢陽縣故城南。周武王封微子啓于宋、以嗣殷後、爲宋都也。……南門曰廬門也、……司馬彪郡國志、睢陽縣有廬門亭。城內有高臺、甚秀廣、巍然介立、超焉獨上、謂之蠡

臺、亦曰升臺焉。當昔全盛之時、故與雲霞競遠矣。續述征記曰、迴道似蠡、故謂之蠡臺、非也。余按、闕子稱、宋景公使工人爲弓、九年乃成、公曰、何其遲也。對曰、臣不復見君矣、臣之精盡于弓矣。獻弓而歸、三日而死。景公登虎圈之臺、援弓東面而射之、矢踰于孟霜之山、集于彭城之東、餘勢逸勁、猶飲羽于石梁。然則蠡臺即是虎圈臺也、蓋宋世牢虎所在矣。

(六) 『太平御覽』卷三四七兵部、弓「闕子曰、宋景公謂弓人曰、爲弓亦遲矣。對曰、臣不得見公矣。公曰、何也。臣之精盡於弓矣。獻弓而歸、三日而死。公張弓登虎圈之臺、東面而射、矢踰西霜之山、集彭城之東、其餘力逸勁、飲羽於石梁。夫盡精於一弓、而身爲夭死、況治天下、奈何其獨也。』『文選』卷三十一、鮑照「擬古三首」李善注「闕子曰、宋景公使工人爲弓、九年乃成。公曰、何其遲也。工人對曰、臣不復見君矣、臣之精盡於此弓矣。獻弓而歸、三日而死。景公登虎圈之臺、援弓東面而射之、矢踰於西霜之山、集于彭城之東、其餘力逸勁、猶飲羽于石梁。』『藝文類聚』卷六十軍器部、弓「闕子曰、宋景公使弓工爲弓、九年來見。公曰、爲弓亦遲。對曰、臣不得見公矣。曰、臣之精盡於弓矣。獻弓而歸、三日而死。公張弓登臺、東西而射、矢踰孟霜之山、集彭城之東、其餘力逸勁、飲羽於石梁。』なお、『白氏六帖』卷十六、弓、燕角荆幹此材之美者九年成、『後漢書』蔡邕傳「弓父畢精於筋角」李賢注にも「闕子」の文を引くが、いづれも「西霜」につくり、前者は「虎圈之臺」を「箕山」に、後者はこれにあたる語を缺く。

(七) 『史記』卷五十八梁孝王世家「梁孝王武者、孝文皇帝子也。……孝文帝即位二年、以武爲代王。……二歲、徙代王爲淮陽王。……初、武爲淮陽王十年、而梁王勝卒、諡爲梁懷王。懷王最少

子、愛幸異於他子。其明年、徙淮陽王武爲梁王。梁王之初王梁、孝文帝之十二年也。梁王自初王通歷已十一年矣。』また『漢書』卷四十七梁孝王傳にも同様の記事があり、また同卷二十八下、地理志八下に「梁國、戶三萬八千七百九、口十萬六千七百五十二。縣八、碭、杼秋、蒙、已氏、虞、下邑、睢陽」とみえる。

(八) 『明史』卷四十二地理志三、河南、歸德府、商丘縣「倚。元曰睢陽。洪武初省。嘉靖二十四年六月復置、更名。舊治在南、弘治十五年圯於河、十六年九月遷於今治。北濱河。正統後、河決而南。城嘗在河北。正德後、仍在河南。北有丁家道口巡檢司。東南有武津關巡檢司」。

(高井たかね)

10 諺門

【原文】

諺門、別門也○前侯王表、周有逃責之臺、服虔曰、周赧負責逃此、劉德曰、洛陽宮諺臺是也「音移、韻會音修」。文選、諺門曲榭、謂別門也。晉載記劉曜傳、諺門旦空。智考、石林燕語、東華門直北、有東向門、與內東門相直、謂之諺門而無榜、內香藥庫在諺門外。伯厚曰、諺門、始標額于熙寧。諺即諺。公紹引陸雲與兄書云、曹公所爲屋、折其諺堂、不可壞、直以斧斫之、方子謙又引陸雲集云曹公有諺塘、劉孝綽詩、反景照諺塘。智謂塘何用斧折、必刻誤而子謙誤引也。說文、諺、離別也、籒、閣邊小屋也。徐鉉引爾雅樓邊小屋解諺臺。集韻、籒通作諺、則諺即爾雅之籒乎。如此止當讀移、而音修音多、則古多有迤・池二音也。多見其不知量、古作籒與祇・視通、迤・窆从多、可推也。又按爾雅、屋上薄、謂之籒。連籒謂籒。韻會・字彙、何以不詳引爾雅、而且遺失籒字。

【譯文】

諺門は別門である○『前』〔漢書〕〔諸〕侯王表に「周に逃責の臺あり」とあり、服虔は「周の赧王は負債を負つてここに逃れた」といい、劉徳は「洛陽宮の諺〔音は移(イ)、韻會』では音は侈(シ)〕臺がこれである」という。『文選』に「諺門曲榭」とあるが、別門のことをいうのである。『晉書』載記の劉曜傳に「諺門は、明け方にもひとけがない」とある。〔わたくし方以〕智が考えるに、『石林燕語』では「東華門の眞北に東面する門があり、内側の東門と相對している。これを諺門といい、扁額はない」、「内香藥庫は諺門の外にある」といい、〔王〕伯厚は、「諺門は熙寧年間に初めて額を掛けた」という。諺はつまり諺である。〔黃〕公紹は陸雲の「與兄書」を引用して、「曹公の造つた家の諺堂を壊そうとしたが、壊すことができず、すぐに斧でもつてそれを切り壊した」といい、方子謙もまた、『陸雲集』に「曹公に諺堂あり」といい、劉孝綽の詩に「夕映えは諺塘を照らす」とあるのを引用する。〔わたくし〕智が考えるに、塘(つつみ、土手)ならばどのようにして斧で切り壊すことができるだろうか(「できるはずがない」)。きつと刊刻の誤りで、それを子謙が誤つて引用したのである。『說文』〔解字』に、「諺は離別である」、「移は閣の側にある小さな建物である」といい、徐鉉は『爾雅』に「樓の傍の小さな建物」というのを引用して諺臺を解釋している。また、『集韻』には「移は通用して諺につくる」というからには、諺は『爾雅』のいう移である。そのようであれば、『諺・移は』ただ移(イ)とだけ讀むことができ、そして侈の音と多の音については、古い多の字は迤(イ)と池(チ)の二種類の音があったのである。〔論語』の「多にその量を知らざるを見る」〔の多)は、古くは鈗につくつて祗・視と通用し、遂・窳が多に從

うことを推しはかることができる。また、『爾雅』を参照してみると、「建物の上の薄(野地、野地板)は、これを窳という。窳を連ねるのは、移」とある。〔韻會』・『字彙』は、どうして詳しく『爾雅』を引用せず、そのうえ窳の字を忘れてしまったのだろうか。

【譯注】

(一) 次注引く『漢書』諸侯王表顏師古注參照、また『廣韻』上平聲五支韻、諺〔音移、弋支切〕「諺、埤蒼云、冰室門名」。元、黃公紹・熊忠『古今韻會舉要』卷二、上平聲四支韻、諺〔音馳、陳知切〕「諺、別也、又門名。文選、諺門曲榭。晉載記劉曜傳、未央朝寂、諺門旦空。又臺名。前侯王表、周有逃責之臺、服虔曰、周赧負責、乃逃此臺、後人因以此名之、劉徳曰、洛陽南宮諺臺是也。又紙韻」。なお、諺は『韻會』で上聲四紙韻、侈〔敝余切〕音。

(二) 『漢書』卷十四諸侯王表「自幽・平之後、日以陵夷、至虜阬河洛之間、分爲二周、有逃責之臺、被竊鉄之言」、顏師古注「服虔曰、周赧王負責、無以歸之、主迫責急、乃逃於此臺、後人因以名之。劉徳曰、洛陽南宮諺臺是也。……師古曰、……諺音移、又音直移反」。周赧王の逃責之臺については、『太平御覽』卷八十五皇王部十、周赧王に「帝王世紀曰、赧王二十七年冬十月、秦昭襄王仍僭號西帝、齊閔王稱東帝。十一月、齊各復去帝號爲王。四十五年、王如秦、得罪於秦、秦攻周、或說秦王、乃止。王雖居天子之位、爲諸侯之所侵逼、與家人無異。多貴於民、無以歸之、乃上臺以避之。故周人因名其臺曰逃債之臺。洛陽南宮諺臺〔諺音夷。又音戶移切〕是也。……」、同卷一七七居處部五、臺上に「帝王世紀曰、周赧王雖居天子之位、爲諸侯

所侵逼、與家人無異。貫於民、無以歸之、乃上臺以避之。故周人因名其臺曰逃債臺。故洛陽南宮移臺是也」という。また、『說文解字』諺の條では「周景王作洛陽諺臺」という(注(一)参照)。

(三) 後漢、張衡「東京賦」(『文選』卷三所收)「諺門曲榭、邪阻城廡」、薛綜注「諺門、冰室門也。臺有木曰榭、阻、依也。廡、城下池。冰室門及榭、皆屈曲邪行、依城池爲道也」、李周翰注「諺門、門名、宮室相接、謂之諺。有木曰榭、言邪枕城池也」。

(四) 北宋、沈括『夢溪筆談』卷三辯證一にも「歷代宮室中有諺門、蓋取張衡東京賦諺門曲榭也。說者謂冰室門。按字訓、諺、別也。東京賦但言別門耳、故以對曲榭、非有定處也」という。ただし、『文選』張衡「東京賦」薛綜注は、諺門は冰室の門とい(前注参照)、また『水經注』は、「東京賦」にいう諺門は宣陽門であり、門内に冰室があったことから諺門の名がついたという。『水經注』卷十六穀水「又東過河南縣北、東南入于洛」注「穀水又東、逕宣陽門南、故小苑門也。皇都遷洛、移置于此、……洛陽諸宮名曰、南宮有諺臺・臨照臺。東京賦曰、其南則有諺門曲榭、邪阻城廡、注云、諺門、冰室門也。阻、依也。廡、城下池也、皆屈曲邪行、依城池爲道、故說文曰、隍、城池也、有水曰池、無水曰隍矣。諺門即宣陽門也、門内有宣陽冰室。周禮有冰人、日在北陸而藏之、西陸、朝觀而出之。冰室舊在宣陽門内、故得是名、門既擁塞、冰室又罷」。

(五) 『晉書』卷一〇三、劉曜載記「贊曰、惟皇不範、邇甸居穹。丹朱罕嗣、冒頓爭雄。胡旌颺月、朔馬騰風。埃塵淮浦、虓呼河宮。未央朝寂、諺門旦空。郭欽之慮、辛有知戎」。

(六) 「前侯王表」以下「諺門旦空」まで、『古今韻會舉要』諺の條

に基づく。注(一)参照。

(七) 宋、葉夢得『石林燕語』卷一「東華門直北有東向門、西與內東門相直、俗謂之諺門、而無榜。張平子東京賦所謂諺門曲榭者也。薛綜注、諺、屈曲斜行、依城池爲道。集韻、諺字或作移、以爲宮室相連之稱。今循東華門牆而北轉、東面爲北門、亦可謂斜行依牆矣。凡宮禁之言、相承必皆有自也」、同卷二「內香藥庫在諺門外、凡二十八庫。眞宗賜御製七言二韻詩一首、爲庫額曰、每歲沈香來遠裔、疊朝珠玉實皇居、今辰內府初開處、充物尤宜史筆書。なお、內香藥庫については、北宋、龐元英『文昌雜錄』卷三に「內香藥庫在諺門内、凡二十八庫」といい、また南宋、王應麟『玉海』卷一八三食貨、康定奉宸庫に「香藥寶石、則歸內香藥庫」在諺橫門外南廊、凡二十八庫。舊在內中、天禧五年六月徙。茗布雜物皆有庫」とある。

(八) 伯厚は南宋、王應麟の字。王應麟『玉海』卷一七〇宮闕、祥符拱宸門「東華門外次西、左承天祥符門、諺門始標額於熙寧十年」。

(九) 元、黃公紹・熊忠『古今韻會舉要』卷十一、上聲四紙韻、諺「晉修、敵余切」説文、離別也、从言多聲。按周景王作諺臺、徐引爾雅云堂樓邊小屋。此蓋小屋連於大屋體、其實則別自爲一區處也。或作諺。陸雲與兄書曰、曹公所爲屋、折其諺堂、不可壞、直以斧斫之。又支韻注。晉、陸雲「與兄平原書」(『陸雲集』卷八所收)には「省曹公遺事、天下多意長才乃當爾。作弊屋向百年、于今正平夷塘、乃不可得壞、便以斧斫之耳。爾定以知吏稱其職、民安其業也」という。

(一〇) 方子謙は明、方日升のこと、字子謙。方日升『古今韻會小補』卷十一、上聲四紙韻、諺「又陸雲集云、曹公有諺塘、劉孝

緯詩、反景照諺塘」。『陸雲集』については前注参照。また南朝梁、劉孝綽「上虞鄉亭觀濤津渚學潘安仁河陽縣詩」（『文苑英華』卷一六二地部所收）「……此城隣夏穴、櫛蠹茂筠簟、孝碑黃絹語、神濤白鸞翔、遨遊佳可望、釋事上川梁、秋江凍雨絕、反景照移塘、織羅殊未動、駭水忽如湯、乍出連山合、時如高蓋張、……」。

（二一）『說文解字』言部、諺「諺、離別也。从言多聲。讀若論語踰豫之足。周景王作洛陽諺臺」。同竹部、移（新附）「移、閣邊小屋也。从竹移聲。說文通用諺」。

（二二）徐鉉は徐鍇の誤り。徐鉉『說文解字繫傳』卷五、諺「臣鍇按諺臺、陸雲與兄書曰、曹公所爲屋、折其諺塘、不可壞、直以斧斫之而已。又劉孝綽上虞鄉亭觀濤詩曰、秋江凍雨絕、反影照諺塘。爾雅注云、堂樓邊小屋爲移。今云移厨、連觀。臣鍇以爲諺臺猶別館也。陸雲所言、即謂屋木相連接處也。孝綽所言、即別館也。爾雅所言、即連屋也。此蓋小屋連接大屋觀、其來則連於大屋體。其實則別自爲一區處也。尺婢反」。

（二三）『爾雅』釋宮「連、謂之移」郭璞注「堂樓閣邊小屋、今呼之移厨、連觀也」。

（二四）『集韻』上平聲五支韻、移「音移、余支切」「移、說文、閣邊小屋也。通作諺」。移には同韻、馳「陳知切」音もあり、「移、宮室相連、謂之移。通作諺」という。なお、『古今韻會小補』卷二、平聲四支韻、移にも「集韻、通作諺」とある。

（二五）「移の音」は『古今韻會舉要』に諺・諺の音の一つを移とし（注（二）（九）参照）、また「多の音」は『說文解字』諺に「多聲」ということを指す。多の古音については未詳。ただし『通雅』中には次のように述べられる。『通雅』卷首一、音韻通

別不紊說「地名多異、且舉得證者例之。……諺門「音池、遂作諺。文選、諺門曲榭。劉曜傳、諺門旦空。陸雲云、曹公諺堂。子謙引作諺塘。按爾雅、移通作窋。呂覽夕室音迥室、皆以聲」、また卷二、疑始、論古篆古音「多夕皆有宜音○多有移・侈之音、臺有怡・蚩之音。侵・覃兩韻相通、猶陽庚也。夕亦有平聲、如宜从多、亦从夕也。呂覽、正坐于夕室、謂宮斜而正其坐也。夕與邪同。鵬賦、庚子日施、漢書作日斜。褒斜谷漢碑作余、古怡・余同音也。今人見夕爲宜音、則怪之。隻本从佳、當平聲、反讀爲擲。賈誼書、楚昭與吳戰、何惜此一踰履。管子、其獄一踰腓、一踰履、注作一隻履。漢五行志、匹馬騎輪無反者、注、隻輪也。蓋隻乃踰之入聲、夕亦宜之入聲也。古人唇齒相近、則借之、不推至此、何以知古今之原流邪」。

（二六）『論語』子張「叔孫武叔毀仲尼。子貢曰、無以爲也、仲尼不可毀也。他人之賢者、丘陵也、猶可踰也。仲尼、日月也、無得而踰焉。人雖欲自絕、其何傷於日月乎。多見其不知量也」、何晏集解「言人雖自絕棄於日月、其何能傷之乎。適足自見其不知量也」、邢昺疏「……多見其不知量也者、多猶適也。皆作但不能毀仲尼、又適足自見其不知量也。……云適足自見其不知量也者、據此注、意似訓多爲適。所以多得爲適者、古人多・祇同音。多見其不知量、猶襄二十九年左傳云多見疏也。服虔本作祇見疏、解云、祇、適也。晉・宋・杜本皆作多。張衡西京賦云、炙炮夥清酤多、皇恩溥洪德施、施與多爲韻、此類衆矣。故以多爲適也」。

（二七）『集韻』上平聲五支韻、多「音支、章移切」「多・斂、廣雅、多也。或从支」。

（二八）注（二六）引く『論語』邢昺疏參照。

(一九) 方以智が『爾雅』の句の順序を思い違つてこのようにいう。

『爾雅』釋宮「連、謂之簷。屋上薄、謂之簷」、郭璞注「屋簷」、邢昺疏「屋上薄、一名簷、今謂之屋簷也」。薄、簷は、屋根を葺く下地として垂木の上に張る野地、野地板のこと。

(二〇) 『爾雅』の筧と關連づけて解釋しようというのは、方以智が『爾雅』の文を記憶違いしたことによるから、當然ながら『韻會』、『字彙』ともに筧について言及するものはない。『古今韻會舉要』については注(一九)参照。明、梅膺祚『字彙』竹部、簷「簷、延知切、音夷。樓閣邊小屋、與樓閣相連者」、言部、諺「諺、尺氏切、音修。離別也。又臺名、周景王作洛陽諺臺」、同、諺「諺、陳知切、音池。別也。又門名、文選、諺門曲樹。又臺名、周赧王有逃責之臺、劉德曰、洛陽南宮諺臺是也」。なお、竹部には筧字がある。同、竹部、筧「筧、弋笑切、音曜。爾雅、屋上薄、謂之筧」。

(高井たかね)

11 夏屋

【原文】

夏屋、屋兩下也。屋翼、一名搏風^①、一名兩徘徊^②○鄭注檀弓曰、夏屋、今之門廡也。兩下爲之。四阿、今之四注屋、殷人始爲四注屋、卽重屋、復簷也。疏曰、復簷、重承壁材。智以爲雙簷也。夏后之屋、南北兩下而已。周制天子諸侯、得爲殿屋四注、卿以下兩下、則南北有霤、而東西有榮。是以燕禮言東霤、而大夫士禮則言東榮也。若詩之夏屋渠渠、則指房俎矣。其下處謂之霤、在傍謂之榮。演繁露曰、榮、翼也、今謂之兩徘徊、四注則曰東西霤、今謂之金廂道。士冠篇賈公彥疏、榮、屋翼也、卽今之搏風也。伯厚作搏風。凡夫曰、軒、

曲輶藩車、借爲堂垂檐下別起敞房、曰薄水。陸游作撲水、李翊作泊暑。

【校注】

- ①諸本作「搏風」。後文に従い「搏風」に改める。
②底本作「檀」、他本作「檀」。「檀」に改める。

【譯文】

夏屋は、兩下(兩流れ^①)の屋根を持つ建物である。屋翼(妻庇)は、また一名に搏風といい、また兩徘徊という○『禮記』檀弓の鄭〔玄〕注に「夏屋は、今(漢)の門の廡(ひさし)である」といい、兩下(兩流れの屋根)で建てる。四阿は今(漢)の四注屋(寄棟造)のことで、殷の人が初めて四注屋を造り、重屋は復簷である。『周禮』考工記、匠人の賈公彥の疏に、「復簷とは、壁を承ける材を重ねるものである」という。〔わたくし方以〕智がおもりに、「復簷は」二重の簷(二重屋根)である。夏の時代の建物には、屋根が南北雙方に流れる建物があるだけである。周の制度では、天子諸侯は寄棟造の殿をつくることができ、卿以下は兩下(入母屋造)で、南北には霤(あまどい)があり、東西には榮(妻庇)がある。このことから『燕禮』は「東霤」といい、大夫士の禮では「東榮」というのである。『詩(經)』の「夏屋渠渠^②」とあるのは、房俎(牲を載せる臺)のことを指す。

〔兩下の屋根の〕下部は霤といい、傍ら(妻側)にあるのは榮という。『演繁露』は「榮は翼(のき、ひさし)のことである。今(宋)はこれを兩徘徊といい、寄棟造の場合は東西霤といい、今はこれを金廂道という」という。〔儀禮〕士冠篇の賈公彥の疏に、

「榮は、屋翼（のき、ひさし）である。今の搏風である」という。^(九)
伯厚（王應麟）はこれを「搏風」につくる。凡夫（趙宦光）は「軒は、轅の曲がつた覆いのある車である。この字を借りて堂の檐（のき）下に別に造った吹き放しの部屋^(一〇)の意とし、これを薄水^(一一)という」とい^(一二)う。陸游はこれを「撲水」とい^(一三)い、李翊は「泊暑」とい^(一四)う。

【譯注】

(一) 「兩下」は切妻造の屋根、あるいはその建物と解するのが一般的であるが、この條では後文にみえるように、妻庇を持つ入母屋造も「兩下」という。あるいはこの條中の兩下は全て入母屋造を指すとも考えられるが、これに限定してよいか判然としないものについては、切妻、入母屋のいずれにも共通する、棟の兩側に流れる屋根、もしくはそれを持つ建物という意味で讀むことにする。

(二) 「禮記」檀弓上「見若覆夏屋者矣」鄭玄注「覆、謂茨瓦也。夏屋、今之門廡也。其形、旁廣而卑」。「兩下爲之」は、孔穎達疏に「見若覆夏屋者矣、殷人以來始屋四阿、夏家之屋、唯兩下而已、無四阿、如漢之門廡。又言見其封墳如覆夏屋、唯兩下而殺、卑而寬廣」というのに基づく。

(三) 「四阿……復窄也」は、『周禮』考工記、匠人「殷人重屋、堂脩七尋、堂崇三尺、四阿重屋」鄭玄注に「重屋者、王宮正堂、若大寢也。其修七尋五丈六尺、放夏周、則其廣九尋七丈二尺也。五室各二尋、崇、高也。四阿、若今四注屋、重屋、複窄也」とあり、また「殷人始爲四注屋」は、前注引く『禮記』檀弓上孔穎達疏に「殷人以來始屋四阿」という。『周禮』匠人賈公彥疏は「云四阿若今四注屋者、燕禮云設洗當東霤、則此四阿四霤者

也。云重屋複窄也者、若明堂位云復廟重檐屋、鄭注云、重檐、重承壁材也、則此復窄亦重承壁材、故謂之重屋」という。「窄」は「窄」、垂木の上に張つて上に屋根を葺く野地、野地板のことであるから、「復窄（複窄）」は本來野地板を重ねることであるが、ここでは「重檐」と同じく「壁を承ける材を重ねる（重承壁材）」という賈公彥の疏を引くので、「復窄（複窄）」、「重屋」は二重屋根をいう。

(四) 『儀禮』燕禮「設洗篚于阼階東南、當東霤」、鄭玄注「當東霤者、人君爲殿屋也、亦南北以堂深」、賈公彥疏「云當東霤者人君爲殿屋也者、漢持殿屋、四向流水、故舉漢以況周。言東霤、明亦有西霤。對大夫士言東榮、兩下屋故也」。大夫士禮に「東榮」という例には次のようなものがある。『儀禮』鄉飲酒禮「設洗于阼階東南、南北以堂深、東西當東榮」、鄭玄注「榮、屋翼」、賈公彥疏「云榮屋翼者、榮在屋棟兩頭、與屋爲翼、若鳥之有翼、故斯干詩美宣王之室云、如鳥斯革、如翬斯飛。與屋爲榮、故云榮也」、また鄉飲酒禮冒頭の「鄉飲酒之禮、主人就先生而謀賓介」鄭玄注に「主人、謂諸侯之鄉大夫也」。同、鄉射禮「設洗于阼階東南、南北以堂深、東西當東榮」、また鄉射禮冒頭に「鄉射之禮、主人戒賓、賓出迎再拜、主人荅再拜、乃請」鄭玄注「主人、州長也、鄉大夫若在焉、則稱鄉大夫也」。『禮記』喪大記「小臣復、……皆升自東榮、……降自西北榮」、鄭玄注「榮、屋翼、升東榮者、謂卿大夫士也。天子諸侯言東霤」、孔穎達疏「皆升自東榮者、此復者初上屋時也。榮、屋翼也。天子諸侯四注爲屋、而大夫以下不得四注、但南北二注而爲直頭、頭、即屋翼也。復者升東翼而上也。賀瑒云、以其體下於屋、故謂上下。在屋兩頭似翼、故名屋翼也。……云升東榮者謂

卿大夫士也者、以鄉飲酒・鄉射、是大夫士之禮、云設洗當東榮、此東榮、故知是卿大夫士禮、今之兩下屋。云天子諸侯言東霤者、霤謂東西兩頭爲屋簷霤下。案、燕禮云、設洗當東霤、人君殿屋四注、燕禮是諸侯禮明、天子亦然也。また『儀禮』士冠禮にも「東榮」という。注(九) 参照。

(五) 『詩經』秦風、權輿「於我乎夏屋渠渠、今也每食無餘」、毛亨傳「夏、大也」、鄭玄箋「屋、具也。渠渠、猶勤勤也。言君始於我厚設禮食、大具以食我、其意勤勤然也」。

(六) 『鄭注檀弓』より「夏屋渠渠」まで、『通雅』が直接依據したのは南宋、王應麟『玉海』の以下の文である。『玉海』卷一七五、宮室、宮室制度、周夏屋「士冠禮、設洗直于東榮、注、榮、屋翼也。周制自卿大夫以下、其室爲夏屋、疏、其室兩下而四周之。鄭注檀弓曰、夏屋、今之門廡也、兩下爲之、亦舉漢制況之也。燕禮、設洗當東霤、注、人君爲殿屋也。案考工記「匠人」注、四阿、若今之四注屋「疏云四霤也」、殷人始爲四注屋、則夏后氏之屋南北兩下而已、周制天子諸侯、得爲殿屋四注、卿大夫以下、但爲夏屋兩下。四注則南北東西皆有霤、兩下則唯南北有霤、而東西有榮。是以燕禮言東霤、而大夫士禮則言東榮也「霤、說文曰、屋水流也。又曰、屋栢之兩頭起者爲榮。月令疏、古者窟居開其上取明、雨因霤之。後人尸室爲中霤開牖者、象中霤之取明也。上林賦、高廊四注、注、廊、謂堂下四周屋也」。詩、夏屋渠渠、注、夏、大也。さらにこの文も南宋、李如圭『儀禮釋宮』の文に基づく。『儀禮釋宮』「人君之堂屋爲四注、大夫士則南北兩下而已。士冠禮、設洗直于東榮、注曰、榮、屋翼也、周制自卿大夫以下、其室爲夏屋。燕禮、設洗當東霤、注曰、人君爲殿屋也。案考工記、殷人四阿重屋、注曰、四阿、若

今之四注屋。殷人始爲四注屋、則夏后氏之屋、南北兩下而已。周制天子諸侯、得爲殿屋四注、卿大夫以下、但爲夏屋兩下。四注則南北東西皆有霤、兩下則唯南北有霤、東西有榮、是以燕禮言東霤、而大夫士禮則言東榮也。霤者、說文曰、屋水流也。徐鍇曰、屋檐滴處。榮者、說文曰、屋栢之兩頭起者爲榮。又曰、栢、齊謂之檐、楚謂之栢。郭璞注上林賦曰、南榮、屋南檐也。義與說文同。然則檐之東西兩頭起者曰榮、謂之榮者、爲屋之榮飾、謂之屋翼者、言檐角之軒張如翬斯飛耳。士喪禮、升自前東榮。喪大記、降自西北榮。是屋有四榮也。門之屋、雖人君、亦兩下爲之。燕禮之門內霤、則門屋之北霤也」。

(七) 『禮記』明堂位「俎、有虞氏以梲、夏后氏以嶸、殷以根、周以房俎」、鄭玄注「房、謂足下跗也、上下兩間有似於堂房、魯頌曰、籩豆大房」。

(八) 『演繁露』は北宋、沈括『夢溪筆談』の誤り。『夢溪補筆談』卷一、辯證「今人多謂廊屋爲廡。按廣雅、堂下曰廡。蓋堂下屋簷所覆處、故曰立於廡下。凡屋基皆謂之堂、廊簷之下亦得謂之廡、但廡非廊耳、至如今人謂兩廊爲東西序、亦非也。序乃堂上東西壁在室之外者、序之外謂之榮、榮、屋翼也。今之兩徘徊、又謂之兩廈、四注屋則謂之東西霤、今謂之金廂道者是也」。榮、霤に關連して、『夢溪筆談』卷三にはまた「豫見人爲文章、多言前榮。榮者、夏屋東西序霤之外屋翼也、謂之東榮・西榮。四注屋、則謂之東霤・西霤。未知前榮安在」という。『通雅』に引く文とは異なるが、『演繁露』も霤について次のように述べる。南宋、程大昌『演繁露』卷一、霤「五祀有中霤。左氏三進及霤。通典曰、古者穴居、故名室曰霤。許叔重說文曰、屋水流也。以今人家準之、則堂中有天井處也。許說誠確」。

兩徘徊については、北宋、龔鼎臣『東原錄』に「文相於西京宅旁建廟、嘗云、取長安杜岐公宅廟制度、仍減一尺高、作四間兩徘徊。宋公敏求學士知典故、言規模太逼窄、可作七間。文相因畫杜岐公家廟一本示之。古之制度、惟存杜廟而已」とみえる。金廂道はほかの用例が見いだせない。

（九）『儀禮』土冠禮「夙興、設洗直于東榮、南北以堂深、水在洗東」、鄭玄注「榮、屋翼也。周制自卿大夫以下、其室爲夏屋」、賈公彥疏「云榮屋翼也者、即今之搏風。云榮者、與屋爲榮飾、言翼者、與屋爲翅翼也。云周制自卿大夫以下其室爲夏屋者、言周制者、夏殷卿大夫以下屋無文、故此經是周法、即以周制而言也。案、此經是土禮而云榮、鄉飲酒、卿大夫禮、鄉射・喪大記、大夫士禮、皆云榮。又案、匠人云、夏后氏世室、堂脩二七、廣四、脩一、五室。此謂宗廟、路寢同制、則路寢亦然。雖不云兩下爲之、彼下文云、殷人重屋四阿、鄭云、四阿、四注屋、重屋謂路寢、殷之路寢四阿、則夏之路寢不四阿矣、當兩下爲之。是以檀弓孔子云見若覆夏屋者矣、鄭注云、夏屋、今之門廡、漢時門廡也、兩下爲之、故舉漢法以況。夏屋、兩下爲之、或名兩下屋爲夏屋、夏后氏之屋亦爲夏屋。鄭云、卿大夫以下、其室爲夏屋、兩下、而周之天子諸侯皆四注。故喪大記云升自屋東榮、鄭以爲卿大夫士、其天子諸侯當言東雷也。周天子路寢制似明堂、五室十二堂、上圓下方、明四注也。諸侯亦然。故燕禮云洗當東雷、鄭云、人君爲殿屋也」（萬曆中國子監刊十三經注疏本）。なお、重刊宋本十三經注疏本は「搏風」を「搏風」につくる。阮元校勘記は「搏、陳本・通解・要義俱作搏、一本改作搏。按、衛氏禮記集說・鄉飲酒義引此作搏」といい、盧文弨『儀禮注疏詳校』では「搏風」を表記して「搏風」に改める。

搏風は、北宋、李誠『營造法式』卷五搏風版に「造搏風版之制、於屋兩際出搏頭之外、安搏風版、廣兩材至三材、厚三分至四分、長隨架道。中上架兩面各斜出搭掌、長二尺五寸至三尺、下架隨椽、與瓦頭齊「轉角者、至曲脊內」。とある。

（一〇）伯厚は南宋、王應麟の字。王應麟『漢制攷』卷三「設洗直於東榮、注、洗、承盥洗者、棄水器也、土用鐵。榮、屋翼也、周制自卿大夫以下、其室爲夏屋。水器、尊卑皆用金疊、及大小異。疏、土用鐵者、案漢禮器制度、洗之所用、土用鐵、大夫用銅、諸侯用白銀、天子用黃金也。檀弓、孔子云、見若覆夏屋者矣、鄭注云、夏屋、今之門廡、漢時門廡也、兩下爲之、故舉漢法以況、夏屋、兩下爲之、或名兩下屋爲夏屋、夏后氏之屋亦爲夏屋。鄭云、卿大夫以下、其室爲夏屋、兩下而周之、天子諸侯皆四注。金疊、此亦案漢禮器制度、尊卑皆用金疊、及其大小異。榮、即今之搏風、云榮者、與屋爲榮飾、言翼者、與屋爲翅翼」。

（一一）凡夫は明、趙宦光の字。趙宦光『說文長箋』車部、軒「軒、曲輶藩車、從車干聲、虛言切。車葺高蓋殿、借爲堂垂檐下別起敞房、曰薄水」。軒は野小屋とは別に設けた化粧屋根のこと（4左个注（五）参照）。ここでは天井に軒を設けた堂前の吹き放し廊をいう。

（一二）南宋、陸游『老學庵筆記』卷八「蔡京賜第、宏敞過甚。老疾畏寒、幕帟不能禦、遂至無設牀處、惟撲水少低、閒架亦狹、乃即撲水下作臥室」。撲水については、北宋、郭若虛『圖畫見聞志』卷一叙論、論製作楷模で建築關係の術語を列舉した中にこれが見え、南宋、洪邁『夷堅志』にもその名が見える。次注参照。

（一三）李翊は李詔の誤り。明、李詔『戒菴老人漫筆』卷六「今人

大廳五間之前重置屋者、俗名五廳三泊暑、謂可障蔽炎熱也。夷堅志作撲水・撲風板、又作屋翼剝風板。老學菴筆記云、蔡京賜第宏敞、老疾畏寒、惟撲水少低、乃作臥室。或又作僕處、謂廳上待客、童僕供侍、宜列於此耳。南宋、洪邁『夷堅志』支丁卷一、禁中涼殿に「政和間、詔於禁中之西南營一涼殿、爲雄屋四重數十楹。既成、將涓日游幸、局鑰甚嚴。每夕命小黃門兩人守直其處、時已炎暑、但對寢于撲水下」、また同、支癸卷六、鄂幹官舍女子に「……胡子直前擁之、復奔迸求脫。把持愈急、覺懷抱間漸縮小、呼燈至、則木板一片在手、蓋舊屋翼剝風板也。取斧析而焚之、怪遂絕迹」とある。撲風板の用例については未詳。あるいは逸文中のものか。

(高井たかね)

12 庭燎

【原文】

庭燎、庭陞設火也○石勒作大庭燎兩層、下層可置二十人、曾以油傾燒死。今皇極殿前、置六庭燎于陞階之間、如小亭、上覆琉璃瓦、傍如窻櫺、表以紙、內建大燭。營衛之士、自午門外、別用蘆薄麻楷、作三菱架、以一炬然之。詩注、燎、去聲。廣韻、通平去。

【譯文】

庭燎は、宮庭の階段に設けた篝火のことである○石勒は二層になった大きな庭燎を作り、下の層には二十人を容れることができたが、燈油がひっくりかえって「下層にいた者は」焼け死んだ。今(明代)の皇極殿の前では六つの庭燎を「三層基壇の」階段の間に設置しており、それは小さな亭のようで、上は琉璃瓦で覆う。側面

は連子窓のようにし、紙を貼り、中には大きな蠟燭を立てる。門衛の兵士は、午門から外ではこれとは別に葦簣と麻がらを使つて「たまつを作り」、木の枝を三脚に組んで「その上で」一束のたいまつを燃やす。『詩(經)』の注では、「燎」は去聲であるとするが、『廣韻』では平聲と去聲に通じる。

【譯注】

(一)『詩經』小雅に庭燎の詩があり、「夜如何其、夜未央、庭燎之光、君子至止、鸞聲將將」、毛亨傳に「庭燎、大燭」という。『周禮』司烜氏の鄭玄注では、門外に立てるのは大燭、門内にあるのが庭燎だとし、また『禮記』郊特牲と鄭玄注によれば、もともと設置する庭燎の数には天子が百、公が五十、侯伯子男が三十と位による差があった。『周禮』秋官、司烜氏「司烜氏……凡邦之大事、共墳燭庭燎」鄭玄注「故書、墳爲蕢。鄭司農云、蕢燭、麻燭也。玄謂、墳、大也。樹於門外曰大燭、於門内曰庭燎、皆所以照衆爲明」、賈公彥疏「釋曰、大事者、謂若大喪紀・大賓客、則皆設大燭在門外、庭燎在大寢之庭」、又「釋曰、……庭燎所作、依慕容所爲、以葦爲中心、以布纏之、飴密灌之、若今蠟燭」。『禮記』郊特牲「庭燎之百、由齊桓公始也」鄭玄注「僭天子也。庭燎之差、公蓋五十、侯伯子男皆三十」、孔穎達疏「正義曰、……庭燎之百者、謂於庭中設火、以照燎來朝之臣夜入者、因名火爲庭燎也。禮、天子百燎、主公五十、侯伯子男三十。齊桓公是諸侯而僭用百、後世襲之、是失禮從齊桓公爲始」。齊の桓公が謁見を求める士のために庭燎を設置したという故事は、『說苑』卷八、尊賢と『韓詩外傳』卷三、第十八章にはほぼ同じ文が収められている。『說苑』卷八、尊賢「齊

桓公設庭燎、爲士之欲造見者、期年而士不至。於是東野鄙人有以九九之術見者、桓公曰、九九足以見乎。鄙人對曰、臣非以九九爲足以見也、臣聞主君設庭燎以待士、期年而士不至。夫士之所以不至者、以君天下賢君也、四方之士、皆自以不及君、故不至也。夫九九薄能耳、而君猶禮之、況賢於九九乎。夫太山不辭壤石、江海不逆小流、所以成大也。詩云、先民有言、詢於芻蕘、言博謀也。桓公曰、善。乃因禮之、期月、四方之士相携而竝至。詩曰、自堂徂基、自羊徂牛、言以內及外、以小及大也」。

（二）石勒とするのは方以智の誤り。實際は石虎のこと。石虎は字季龍、五胡十六國後趙の帝、勒の從子。『晉書』卷一〇六、載記六、石季龍上「左校令成公段造庭燎于崇杠之末、高十餘丈、上盤置燎、下盤置人、絙繳上下。季龍試而悅之。其太保夔安等文武五百九人勸季龍稱尊號、安等方入而庭燎油灌下盤、死者七人。季龍惡之、大怒、斬成公段于閭闔門」。『資治通鑑』卷九十五、晉紀十七にも同様の記事がみえるが、こちらでは「死者二十餘人」とし、胡三省は「載記云七人、今從三十國春秋」という。

なお『藝文類聚』、『太平御覽』に引く『趙書』では、件の庭燎を設けたのは石勒とする。方以智の勘違ひはここから生じたか。『藝文類聚』卷八十、火部、庭燎「鄴中記曰、石虎正會、殿庭中・端門外・閭闔前設庭燎、皆二合、六處、皆六丈。趙書曰、石勒造庭燎於幢末、高十丈、上盤置燎、下盤安人以侍燎、絙繳上下」。『太平御覽』卷八七一、火部四、庭燎「趙書曰、石勒造燎、高十丈、上盤置燎、下盤安人、以燎絙繳上下。石虎鄴中記曰、石虎正會、殿庭中・端門外及閭闔門前設庭燎、皆二合、六處、皆六丈」。また兩書にも引く晉、陸翽「鄴中記」（四庫全

書所收本）には、「石虎正會、殿前設百二十枝燈、以鐵爲之。石虎正會、殿庭中・端門外及閭闔門前設庭燎、皆二合、六處、皆丈六尺」という。

（三）紫禁城外朝の正殿。明初は奉天殿と呼ばれ、嘉靖四十一年に皇極殿と改稱、のち清、順治二年には太和殿と改められた。明代の皇極殿は現在見られる太和殿と同じく三層基壇の上に建っていた。後文の「六つの庭燎」とは、殿に上がる中央の階段兩脇に、基壇の各層ごとに一つずつ、計六つの庭燎を置いたものと思われる。

（四）石燈籠のような形状のことをいう。中國では石燈籠（燃燈塔）の現存遺物は少なく、比較的早い時期のものには北齊童子寺燃燈塔（山西省太原市）、唐法興寺燃燈塔（山東省長子縣）、渤海上京龍泉府興隆寺燃燈塔（黑龍江省寧安縣）などがある。

（五）門外が大燭、門内が庭燎という『周禮』司烜氏の鄭玄注と關連して、皇極殿前とは別に午門外の例について言及したものか。注（一）引『周禮』司烜氏、鄭玄注參照。

（六）原文「蘆薄麻稽」。「薄」はすだれ、「麻稽」は麻がら、おがら、麻の皮をはいだ殻のこと、燈心に用いる。明、李時珍『本草綱目』卷二十二、穀之一、大麻、集解「時珍曰、大麻即今火麻、……剝其皮作麻、其稽白而有稜、輕虛可爲燭心。……」

（七）原文「三菱架」。菱は木の細い枝のことで、「三菱架」とは木の枝を三脚に組んだものを指すか。『說文解字』艸部、菱「菱、青齊兌冀謂木細枝曰菱、从艸菱聲」、『方言』卷二「木細枝謂之杪、江淮陳楚之內謂之蔑、青齊兌冀之間謂之言菱」。

（八）『詩經』小雅、庭燎序「庭燎、美宣王也、因以箴之」の陸德明音義に「燎、力照反」という。「力照」の音は去聲。次注參

照。

(九)『廣韻』下平四宵韻、燎「庭火也。力昭切、又力照切」、上聲三十小韻、燎「力小切」〔說文曰、放火也。左傳曰、若火之燎于原〕、去聲三十五笑韻、燎「力照切」〔照也。一曰宵田。又放火也。又力小切〕。

(高井たかね)

13 罍

【原文】

罍、網綴交疏也。○明堂位、魯大廟之飾、山節藻梲^①、復廟重簷、刮楹達鄉、反坫出尊、崇坫康圭、康音抗、疏屏。注、屏謂之植、今浮思也。刻之爲雲氣蟲獸、如今闕上。正義、疏、刻也。漢時謂屏爲浮思、天子外屏。匠人注云、城隅謂角浮思也。漢時東闕浮思災。浮思、小樓也。文紀七季、未央宮東闕罍災、注、罍、謂連闕曲閣。渭陵・延陵園門亦有罍。加网、狀其雕刻樞樞、宮闕屏門皆有之、卽楚辭所稱網戶朱綴、刻方連也。蘇鶚曰、師古・釋名釋罍、皆誤。按、謂織絲。唐文宗實錄、甘露之變、出殿北門、裂斷罍而去、溫庭筠補陳武帝書、罍畫卷、閭闔晨開、皆非曲閣屏障之意。程大昌兩存之。智按、宮闕上拱斗雕樞、用銅絲帖金網之、下用黃絲作網、垂于楹檻、上下皆可謂之罍、刻版網綴、總象罍。元稹詩、網索西臨太液池、注、網索在太液池上、學士候對於此、蓋隨駕張設耳。元美竝未細閱古人以網解罍之意、將但以爲照牆乎。夫古號疏屏、則屏樹之間、亦必染拱雕刻網綴、故呼罍、漢災實指此類。至唐宋則真有網索、寧責其不用邪。升菴言、籀文作罍、釋名作罍思。其曰覆思、則舊注訓也。

【校注】

①四庫本作「梲」、他本皆作「稅」。四庫本により改める。

【譯文】

罍は、「文様が」網狀に繋がりが交錯して疏通するものである。

○〔『禮記』明堂位に、魯の大廟の裝飾は、「節（ます）に山の形を雕刻し、梲（つか）に水草の文様を描き、重層の廟で裳階があり、柱は磨かれ、窓は向かい合わせに通じ、反坫（爵を反す臺）は尊（酒壺）より〔南に〕出て、高い坫に圭を康て〔康の音は抗（コウ）〕、屏（照壁）に疏む」という。〔鄭玄〕注に「屏は植（ち）とい、今（後漢）の浮思である。これに雲氣や蟲獸を雕刻し、今の門闕の表面のようである」と。〔孔穎達〕正義には、「疏とは雕刻することである。漢の時代には屏を浮思といい、天子（の宮殿）は〔門の〕外に屏がある。〔周禮〕匠人の〔鄭玄〕注に、『城郭の隅は角浮思（七）とい、漢の時代に東闕とその浮思が火災に遭った。浮思とは、小さな樓閣のことである」という。〔漢書〕文帝紀七年に、「未央宮東闕の罍が火災に遭う」とあり、〔顏師古〕注に「罍は、屈曲して門闕に連なる閣をいう」という。また渭陵と延陵の陵園の門にも罍があった。〔罍・思の字形に〕网を加えるのは、その雕刻して格子状になった様子をかたどったもので、宮殿の屏門にはみなこれがある。つまり『楚辭』（宋玉「招魂」）のいうところの「網のように雕刻した戸は格子を朱色に塗られ、方形の格子が連なるように刻まれる」とある。

蘇鶚は、「顔」師古と『釋名』の罍の解釋は、いずれも誤っている。考えてみるに、糸を織ったもののことをいうのである。唐の『文宗實錄』には、甘露の變の際、宮殿の北門から出るのに罍を

裂斷して出ていったといふ。^(一三) 溫庭筠の「補陳武帝書」には、「罽毘は日中に卷きあげ、閭闔は夜明けに開く」といふ、^(一四) いずれも屈曲して「連なる」閭や障壁の意味ではない」といふ。^(一五) 程大昌は、この二つの説を兩方とも採っている。

「わたし方」智が考えるに、宮殿の上部にある料棋や雕刻して格子にした部分では、銅線に金箔を貼ってこれを網狀にし、下部では、黄色の糸を用いて網狀に作り、柱や欄干に垂らす。^(一六) この上下のものはいずれも罽毘ということができ、板を雕刻して「文様が」網目狀に連なつたものは、すべて罽毘をかたどっている。元稹の詩に、「網索（網で掛けた網）の西方に臨む太液池」とあり、その注に「網索は太液池のそばにあり、學士がここで待機する」といふ。^(一七) おもひに、これは天子の來駕にともなつて設置しただけである。元美（王世貞）は昔の人が罽毘を網と解釋した意味を全く仔細に調べることなく、ただ單に照壁と解したのであるか。そもそも古く疏屏と呼んだのは、屏の表面も必ず斗拱や雕刻が網目のように連なつており、そのために罽毘と呼んだのであり、漢のときに火災にあつたのは、實はこのようなものを指す。唐や宋になれば網索が實際にあつたのだが、「それに罽毘の名を」用いないことをどうして責められようか。升菴（楊慎）が、籀文では罽毘につくり、『釋名』は罽毘につくり、覆思といふと言っているのは、舊注の訓詁である。^(一八)

譯注

（一）『禮記』明堂位「山節藻梲、復廟重檐、刮楹達鄉、反站出尊、崇站康圭、疏屏、天子之廟飾也」、鄭玄注「屏謂之樹、今桴思也、刻之爲雲氣蟲獸、如今闕上爲之矣」、陸德明音義「康音抗、苦浪反。……桴思也、音浮」、孔穎達疏「此一節論魯之大廟之

飾。……疏屏者、疏、刻也、屏、樹也、謂刻於屏樹爲雲氣蟲獸也。……云屏謂之樹今浮思也者、屏謂之樹、釋宮文、漢時謂屏爲浮思、故云今浮思。解者以爲天子外屏、人臣至屏俯伏思念其事。按、匠人注云、城隅謂角浮思也、漢時東闕浮思災、以此諸文參之、則浮思小樓也、故城隅闕上皆有之、然則屏上亦爲屋以覆屏牆、故稱屏曰浮思」。

（二）節は斗（ます、ますがた）、梲は侏儒柱（つか、うだち）のこと。『禮記』明堂位鄭玄注「山節、刻構盧爲山也。藻梲、畫侏儒柱爲藻文也」、孔穎達疏「山節謂構盧、刻爲山形。藻梲者、謂侏儒柱、畫爲藻文也。……刻構盧也者、節名構盧、釋宮云、栢謂之窳、李巡云、栢、今構盧也、則今之斗栢。云畫侏儒柱者、按、釋宮云、宋庠謂之梁、其上楹謂之梲、李巡曰、梁上短柱也」。『爾雅』釋宮「宋庠謂之梁、其上楹謂之梲」郭璞注「侏儒柱也」、開謂之栢「柱上構也、亦名栢、又曰栢」、栢謂之窳「即櫨也」。『禮記』禮器「管仲鑊簋朱紘、山節藻梲、君子以爲濫矣」鄭玄注「栢謂之節、梁上楹謂之梲、宮室之節」。『論語』公冶長「山節藻梲」包咸注「節者、栢也、刻鑊爲山。梲者、梁上櫨、畫爲藻文。言其奢侈」。

（三）『禮記』明堂位鄭玄注「復廟、重屋也。重檐、重承壁材也」、孔穎達疏「復廟者、上下重屋也。重檐者、皇氏云、鄭云、重檐、重承壁材也、謂就外檐下壁復安板檐、以辟風雨之灑壁、故云重檐重承壁材」。

（四）『禮記』明堂位鄭玄注「刮、刮摩也。鄉、闕屬、謂夾戶窓也、每室八窓爲四達」、孔穎達疏「刮楹者、刮、摩也、楹、柱也、以密石摩柱。達鄉者、達、通也、鄉、謂窓牖也、每室四戶八窓、窓戶皆相對、以牖戶通達、故曰達鄉也」。

(五) 『禮記』明堂位鄭玄注「反玷、反爵之玷也。出尊、當尊南也。

唯兩君爲好、既獻反爵於其上。禮、君尊于兩楹之間。崇、高也。康讀爲亢龍之亢、又爲高玷、亢所受圭、奠于上焉。音注は陸德明の音義を引く(注(一) 参照)。

(六) 「植」は「樹」の誤り。注(一) 引く『禮記』明堂位鄭玄注參照。また『爾雅』釋宮に「屏謂之樹」、郭璞注「小牆當門中」。

(七) 『周禮』考工記、匠人「王宮門阿之制五雉、宮隅之制七雉、城隅之制九雉」鄭玄注「阿、棟也。宮隅・城隅、謂角浮思也。雉、長三丈高一丈、度高以高、度廣以廣」、賈公彥疏「鄭以浮思解隅者、按、漢時云東闕浮思災、言災則浮思者小樓也。按、明堂位云、疏屏、注亦云、今浮思也、刻之爲雲氣蟲獸、如今闕上爲之矣、則門屏有屋覆之、與城隅及闕皆有浮思、刻畫爲雲氣并蟲獸者也」。

(八) 『漢書』卷四文帝紀「(七年) 六月癸酉、未央宮東闕罍災」、顏師古注「如淳曰、東闕與其兩旁罍皆災也。晉灼曰、東闕之罍獨災也。師古曰、罍、謂連闕曲閣也、以覆重刻垣墉之處、其形罍然、一曰屏也。罍音浮」。同、卷二十七上五行志上にも「文帝七年六月癸酉、未央宮東闕罍災。劉向以爲東闕所以朝諸侯之門也、罍思在其外、諸侯之象也。漢興、大封諸侯王、連城數十。文帝卽位、賈誼等以爲違古制度、必將叛逆。先是、濟北・淮南王皆謀反、其後吳楚七國舉兵而誅」、顏師古注「師古曰、罍思、闕之屏也。解具在文紀」という。

(九) 『漢書』卷九十九下王莽傳下「性好時日小數、及事迫急、晝爲厭勝。遣使壞渭陵・延陵園門罍、曰毋使民復思也」。渭陵、延陵は、それぞれ元帝、成帝の陵墓。

(一〇) 宋玉「招魂」(『文選』卷三十三所收)「網戶朱綴、刻方連

些」、王逸注「網戶、綺文縷也。朱、丹也。綴、緣也」、また「刻、鏤也。橫木闌柱爲連、言門戶之楣、皆刻鏤綺文、朱丹其椽、雕鏤綺木、使方好也」、張銑注「織綢於戶上、以朱色綴之。又刻鏤橫木爲文章、連於上、使之方好」。宋、洪興祖『楚辭補注』卷九、招魂「網戶、綺文鏤也。朱、丹也。綴、緣也。網、一作罔。五臣云、織綢於戶上、以朱色綴之」、また「刻、鏤也、橫木闌柱爲連、言門戶之楣、皆刻鏤綺文、朱丹其椽、雕鏤連木、使之方好也。五臣云、又刻鏤橫木爲文章、連於上、使之方好。補曰、連、集韻作榑、門持闌」。朱熹『楚辭集注』卷七、招魂九「網戶者、以木爲門扉、而刻爲方目、使如羅網之狀、卽漢所謂罍思、而程泰之以爲今之亮隔、其說是也。朱綴者、以朱丹飾其交綴之處、使其所刻之方、相連屬也」。

(一一) 「蘇鶚曰」より以下「屏障之意」までは、唐、蘇鶚『蘇氏演義』の文。『新唐書』卷五十九藝文三、子部小說家類「蘇鶚演義十卷。又杜陽雜編三卷「字德祥、光啓中進士第」。四庫全書所收現行本二卷中にこの文はみえない。本條の多くは南宋、程大昌の『演繁露』によっており(注(二五) 参照)、これにも『蘇氏演義』を引くが、『通雅』に引く文は元、王幼學『資治通鑑綱目集覽』に引くものの方に近い。『資治通鑑綱目』卷三下、漢文帝七年「六月未央宮東闕罍災」王幼學集覽「蘇鶚演義曰、顏注并釋名皆誤。案、罍、浮、罍、絲也、謂織絲之文輕踈浮虛貌、蓋宮殿簷戶間也。唐文宗實錄、甘露之變、出殿北門、裂斷罍思而去、又溫庭筠補陳武帝書、罍思畫卷、閭闔晨開、皆非曲閣屏障之意」。

(一二) 顏師古の説は前出、注(八) 参照。『釋名』釋宮室「罍思在門外、罍、復也、罍、思也、臣將入請事、於此復重思之也」。

（二三）『舊唐書』卷一六九、李訓傳「〔太和九年〕是月〔十一月〕二十一日、……由含元殿東階升殿、……又奏曰、事急矣、請陛下入內。即舉軟輿迎帝、〔李〕訓殿上呼曰、金吾衛士上殿來、護乘輿者、人賞百千。內官決殿後眾、舉與疾趨、訓攀呼曰、陛下不得入內。金吾衛士數十人、隨訓而入。』『新唐書』卷一七九、李訓傳にも同様の記事がみえる。

（二四）『蘇氏演義』に引く唐、溫庭筠「補陳武帝與王僧辨書」。注（二一）参照。また『分門集注杜工部詩』卷十四、往在「臚肉眾、行角弓」薛蒼舒注「按、唐蘇鶚演義稱、眾、織絲爲之、輕疏浮虛、象羅網交文之狀、蓋宮殿簷戶之間也。乃引文宗實錄云、……又引溫庭筠補陳武帝與王僧辨書云眾畫卷閭闔晨開爲證、皆非曲閣屏障之意」。

（二五）南宋、程大昌『演繁露』卷十一、眾「前世載眾之制、凡五出。鄭康成引漢闕以明古屏、而謂其上刻爲雲氣蟲獸者、是禮疏屏、天子之廟飾也。鄭之釋曰、屏謂之樹、今浮思也、刻之爲雲氣蟲獸、如今闕上之爲矣。此其一也。顏師古正本鄭說、兼屏闕言之、而於闕閣加詳、漢書文帝七年、未央宮東闕眾災、顏釋之曰、眾、謂連屏曲閣也、以覆重刻垣墉之處、其形眾然、一曰屏也、眾音浮。此其二也。漢人釋眾爲復、釋眾爲思、雖無其制、而特附之義曰、臣朝君、至眾思下而復思。至王莽刪去漢陵之眾、曰使人無復思漢也。此其三也。崔豹古今註、依放鄭義、而不能審知其詳、遂析以爲二也。闕自闕、眾自眾。其言曰、漢西京眾、合板爲之、亦築土爲之、詳豹之意、以築土者爲闕、以合板者爲屏也。至其釋闕、又曰、其上皆丹堊、其下皆畫雲氣仙靈奇禽異獸、以昭示四方。此其四也。唐蘇鶚謂爲網戶、其演義之言曰、眾、字象形、眾、浮也、思、絲也、謂織

絲之文輕疏浮虛之貌、蓋宮殿窻戶之間網也。此其五也。凡此五者、雖參差不齊、而其制其義、互相發明、皆不可廢也。眾云者、刻鏤物象、著之板上、取其疏通連綴之狀、而眾然、故曰浮思也。以此刻鏤施於廟屏、則其屏爲疏屏、施諸宮禁之門、則爲某門眾、而在屏、則爲某屏眾、覆諸宮寢闕閣之上、則爲某闕之眾、非其別有一物、元無附著而獨名眾也。至其不用合板鏤刻、而結網代之、以蒙冒戶牖、使雀蟲不得穿入、則別名絲網。凡此數者、雖施實之地不同、而其眾之所以爲眾、則未始或異也。鄭康成所引雲氣蟲獸刻鏤、以明古之疏屏者、蓋本其所見漢制而爲之言、而豫於先秦有攷也。宋王之語曰、高堂邃宇檻層軒、層臺疊榭臨高山、網戶朱綴刻方連、此之謂網戶者、時雖未以眾名之、而實眾之制也。釋者曰、織網於戶上、以朱色綴之、又刻鏤橫木爲文章、連於上使之方好、此誤也。網戶朱綴刻方連者、以木爲戶、其上刻爲方文、互相連綴、朱、其色也、網、其狀也。若眞謂此戶以網不以木、則其下文之謂刻者、施之何地而亦何義也。以網戶綴刻之語而想像其制、則眾形狀如在目前矣。宋王之謂網綴、漢人以爲眾、其義一也。……蘇鶚引子虛賦眾網彌山、因證眾當爲網、且引文宗甘露之變、出殿北門、裂斷眾而去、又引溫庭筠補陳武帝書曰、眾畫捲、閭闔夜開、遂斷謂古來眾皆爲網、此誤。以唐制一編而臆度古事者也。杜寶大業雜記、乾陽殿南軒、垂以朱絲網絡、下不至地七尺、以防飛鳥、則眞實網於牖、而可捲可裂也。此唐制之所因做也、非古來屏闕刻鏤之制也。唐雖借古眾語以名網戶、然眾二字、因其借喻而形狀益以著明也」。

また、程大昌は『雍錄』卷十にも眾について記す。『雍錄』卷十、眾「眾者、鏤木爲之、其中疏通、可以透明、或爲方

空、或爲連瑣、其狀扶疎、故曰罽罽、讀如浮思。浮思者猶曰髣髴也、因其形似而想、其本狀自可見矣。罽罽之名既立、於是隨其所施而附著以爲之名。其在宮闕、則爲闕上罽罽、臣朝於君、至闕下復思所奏是也。在陵垣、則爲陵上罽罽、王莽斷去陵上罽罽、而曰使人無復思漢者是也。却而求之上古、則禮經疏屏、亦其物也、疏者刻爲雲氣蟲獸、而中空玲瓏也。又有網戶者、刻爲連文、遞相綴屬、其形如網也、宋玉曰網戶朱綴刻方連是也。既曰刻、則是雕木爲之、其狀如網耳。後世因此遂有直織絲網、而張之簷窓以護禽雀者、文宗甘露之變、出殿北門、列斷罽罽而去、是真網也、此又沿放楚詞而施網焉者也。元微之爲承旨時詩曰、藥珠深處少人知、網索西臨太一池、浴殿曉聞天語後、步廊騎馬笑相隨、自注云、網索在太一池上、學士候對歇於此。豫按網索、乃是無壁或有窓處以索掛網、遮護飛雀、故云網索、猶掛鈴之索爲鈴索也。宋元獻喜子京召還爲學士詩曰、網索軒窓邃、變坡羽衛重、用微之語也。若竝今世俗語求之、則門屏鏤明格子是也。其制與青瑣同類、顧所施之地不同、而名亦隨異耳。如淳之釋青瑣、謂爲門楣之格也」。

罽罽を何の器物かではなく網のような状態であることを第一義とする點で、本條の結論には程大昌の影響がみられ、引用史料をみれば、方以智は『演繁露』と『雍錄』のいずれも参照していると思われる。

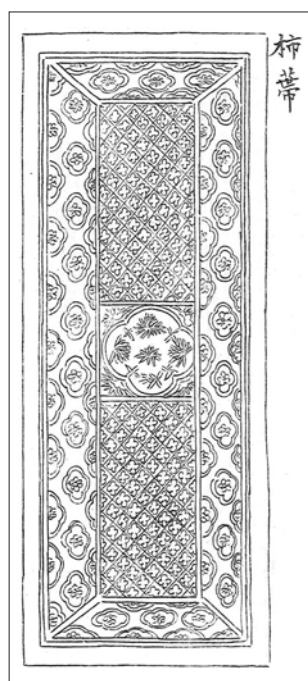
(一六) ここで方以智がいう類の「罽罽」については、『營造法式』卷十二、竹作制度に護殿檐雀眼網があり、これは檐の斗拱や窓の櫺子の内側に取り付けて鳥の汚損から建物を保護する竹製の網である。また、この網には人物や龍鳳華雲などを織り込んで裝飾することもあったと知られる。『營造法式』卷十二、竹作

制度、護殿檐雀眼網「造護殿閣檐料拱、及托窗櫺内、竹雀眼網之制、用渾青篾、每竹一條「以徑一寸二分爲率」、劈作篾一十二條、刮去青、廣三分、從心斜起、以長篾爲經、至四邊却折篾入身内、以短篾直行作緯、往復織之。其雀眼徑一寸「以篾心爲則」、如於雀眼内間、織人物及龍鳳華雲之類、竝先於雀眼上描定、隨描道織補。施之於殿檐料拱之外、如六鋪作以上、即上下分作兩格、隨間之廣、分作兩間或三間、當縫施竹貼釘之「竹貼、每竹徑一寸二分、分作四片、其窗櫺内用者同」、其上下或用水貼釘之「其木貼、廣二寸、厚六分」。

(一七) 唐、元稹「寄浙西李大夫」四首之一（『元氏長慶集』卷二十所收）「藥珠深處少人知、網索西臨太液池、浴殿曉聞天語後、步廊騎馬笑相隨」、自注「網索在太液上、學士候對、歇於此」。

(一八) 元美は明、王世貞の字。王世貞『宛委餘編』四（『弇州四部稿』一五九卷、說部所收）「余見前輩詩語稱罽罽、及余時有所作詩、俱似殿閣簷角網。按、段成式云、士林間多呼殿檼爲復、護雀網爲罽罽。其識誤如此。漢書文帝紀、未央宮東闕罽罽灾。崔豹云、罽罽、屏也、復也、臣朝君、至屏所奏之事於下。顏師古則云、連闕曲、覆重刻垣墉之處、其形罽然、一曰屏。劉熙釋名曰、罽罽在外門、罽、復也、臣將入請事、於此復重思也。按、作簷角網、不應獨灾而不及殿宇第、所釋之義、終未明耳。而罽罽二字、形類單網、又杜詩、罽罽朝共落、則唐時士大夫眞以爲護雀網矣。又古今注云、罽罽、復思也、合板爲之、亦藥土爲之、每門闕殿舍皆有焉、郡國前亦樹之。然則今之照牆也」。

(一九) 楊慎「古音駢字」卷一、四支韻「罽罽」罽籀文。按、籀文出周宣王時、已有罽罽字、則三代已有此制矣、浮思「同上、周禮注」、拏思「同上、釋名」、覆思「同上、宋玉大言賦」。



圖六 『營造法式』柿蒂圖樣

『釋名』については注（一二）参照。ただし「罕思」につくるテキストについては未詳で、任繼昉『釋名匯校』（齊魯書社、二〇〇六）にも言及しないが、『水經注』卷十六穀水「又東過河南縣北東南入于洛」注引く『釋名』は「罕」につくる。楊慎『升菴外集』卷八宮室には、また「罕」作「罕」。罕、籀文、罕同。按、籀文出周宣王時、已有罕字、則三代已有此制矣。今按古今注、罕思、屏之遺象也、臣來朝君、行至門內屏外、復應思惟應對之事也。漢西京合板爲之、亦築土爲之、每門闕殿舍前皆有焉。罕、花蒂也、象天上樞星、選詩層闕御欄軒、營造法式名柿蒂。籀文、又作「罕」とある。なお、『營造法式』卷八、小木作制度三、平棊、同、卷十四彩畫作制度五、彩遍裝に裝飾文様名としての「柿蒂」（圖六）がみえる。

（高井たかね）

14 屋極

【原文】

屋極、謂之枅枅○屋極、屋棟也。子雲賦、日月纔經于枅枅「音央辰」、服虔曰、枅、中央也、枅、屋栢也。韋昭曰、宸、屋霑也。天子之居曰楓宸、今言宸極、宸、屋上棟隆之所居也。舊說、帝居惟楓修大可構、故曰楓宸。此義亦牽強、楓木豈可作柱。此語不見經、文人以楓丹、因丹宸・丹宸遂用楓宸耳。

【譯文】

屋極は、枅枅という○屋極は、屋根の棟である。（二）「揚」子雲の賦に、「日月はわずかに枅枅を過ぎる」（「枅枅の」音は央宸（オウシン））とあり、服虔は、「枅は中央のことで、枅は、屋栢（のき）のことであり」という。（四）韋昭は、「宸は、屋霑（あまどい）のことであり」という。（五）天子の居所を楓宸といい、今は宸極という。宸とは屋根の上の棟が隆起した所である。古い説によれば、皇帝の居所は、楓だと材が長くて大規模に建築することができるため、楓宸という。（六）この解釋はこじつけであって、楓をどうやって柱にすることができようか。この言葉（楓宸）は經文にはみえず、文人が、楓が丹いことから丹宸（天子）や丹宸（宮殿）という言葉に依據して楓宸の語を用いただけである。

【譯注】

（一）『說文解字』木部「棟、極也、從木東聲。極、棟也、從木亟聲」。『玉篇』木部「棟、都貢切、屋極也」。極はまた棟木のこと。『夢溪筆談』卷十八、技藝「造舍之法、謂之木經、或云喻皓所撰。凡屋有三分「去聲」、自梁以上爲上分、地以上爲中分、階爲下分。凡梁長幾何、則配極幾何、以爲榱等。如梁長八尺、

配極三尺五寸、則廳堂法也、此謂之上分。……」。

(二) 『爾雅』釋宮「直不受檐謂之交、檐謂之檣」郭璞注「屋栢」邢昺疏「屋檐、一名檣、一名屋栢、又名宇、皆屋之四垂也」。『方言』卷十三「屋栢、謂之檣」郭璞注「雀栢、即屋檐也、亦呼爲連縣」。

(三) 栢板は、傳統的な解釋では屋^{のき}根（屋根）の中央、つまり大棟を指す（次注參照）。ただし『營造法式』卷二、總釋下、兩際（のき）には揚雄「甘泉賦」の同句を引き、また同條に引く『義訓』に「屋端、謂之栢板」今謂之廢」という。

(四) 子雲は漢、揚雄の字。その「甘泉賦」と『漢書』の服虔注を引く。『漢書』卷八十七上、揚雄傳上引「甘泉賦」「列宿乃施於上榮兮、日月纔經於栢板」注「服虔曰、栢、中央也、振、屋栢也。師古曰、施、延也、榮、屋翼也、凡此者言屋宇高大之甚。施音弋豉反、栢音央、振音辰。一曰、施、直謂安施之耳、讀如本字」。また「甘泉賦」は『文選』卷七所收。李善注「韋昭曰、榮、屋翼也。服虔曰、栢、中央也、振、屋栢也。〔李〕善曰、施、式支切、栢、於兩切、振音辰」。

(五) 『國語』韋昭注を引く。『國語』卷二十、越語上「君若不忘周室、而爲敝邑宸宇」韋昭注「宸、屋霤、宇、邊也、言越君若以周室之故、以屋宇之餘庇覆吳也」。「屋霤」は雨樋、または簷のこと。『禮記』檀弓上「池視重霤」鄭玄注「如堂之有承霤也、承霤以木爲之用行水、亦宮之飾也」。同、玉藻「頤霤、垂拱」孔穎達疏「頤霤者、霤、屋簷、身俯故頭臨前、垂頤如屋霤」。

(六) 『子雲賦』以下「故曰楓宸」までは、『六書故』宸の條からの引用。『六書故』卷二十五、宸「宸、植隣切、語曰爲敝邑宸宇」[說文曰、屋宇也。韋昭曰、宸、屋霤也。又作栢。揚雄賦曰、

日月纔經於栢「音央」栢、服虔曰、栢、中央也、振、屋栢也。按、天子之居曰楓宸、今人言宸極、宸、屋上隆棟之所居也。帝居高廣、惟楓脩大可葺、故曰楓宸」。

(七) 「舊說」以下「豈可作柱」まで、明、張自烈『正字通』楓の條に同内容の文がみえ、こちらでは楓を柱にできない理由を、木質が粗く虫穴を生じやすいためとしている。なお、楓は楓香樹ともいい、カエデとは別種のマンサク科フウ屬の落葉高木。『正字通』辰集中、木部、楓「楓、……又天子之居曰楓宸、漢故事云、霜後色丹可愛、宮中多植之、故名。舊說、帝居惟楓修大可構、非是。楓木性疏通、易生蟲穴、豈可爲柱。……」。また、宸の條でも同様に「楓修大可構」の説を引き、こちらでは『六書故』を引用していることから、兩條にいう「舊說」は『六書故』によるものであることがわかる。同、寅集上、宀部、宸「宸、湊人切、音神。說文、屋宇也、賈逵曰、室之奧者、韋昭曰、宸、屋霤也、非是。後人稱帝居曰宸。增韻、帝居北辰宮、故从宀从辰。亦曰、楓宸、帝居高廣、惟楓修大可構也。……六書故又作栢、引揚雄賦、栢板、服虔曰、栢、中央也、振、屋栢也、今人言宸極、宸、屋上隆棟之所居也。按、宸取北辰義、與汎言屋栢別書、故宸栢合爲一、誤」。『正字通』にはたびたび『通雅』を引くので、これらも『通雅』によったものと思われる。張自烈は崇禎の南京國子監生、方以智の友人であった。

(高井たかね)

15 趨樓

【原文】

趨樓、闕兩觀也○元志、闕南曰崇天、北曰後載、東曰東華、西曰西

華、崇天兩觀皆三趺樓、琉璃瓦、飾簷脊直。有大明門在崇天門內、今北東西三宮、俱因元舊不改。脊直謂立金寶瓶也。

【譯文】

趺樓は、〔門〕闕〔の左右〕にある二つの觀である○『元史』の志に、「宮闕の南は崇天といひ、北は後載といひ、東は東華といひ、西は西華といひ。崇天の二つの觀はそれぞれ三段屋根の樓となつており、琉璃瓦を葺き、簷を飾つて脊直する。大明門は崇天門内にあり」と。今（明代）の北・東・西の三宮は、いずれも元代の舊制に従つて改めていない。脊直とは金寶瓶を立てるものをいう。

【譯注】

（二） 趺樓は宋以降の文獻にしばしば見え、また朶樓、垛樓ともいう。宋、高承『事物紀原』卷八、舟車帷幄部四十、觀「黃帝內傳曰、帝置元始真容於高觀之上觀之、言可以觀望於其上也。周有兩觀、春秋書雉門及兩觀災是也。今俗謂之朶樓、蓋周制也」。『冊府元龜』卷十四、帝王部、都邑第二「〔後周太祖廣順〕三年六月、雒京武行德言、五鳳樓西面朶樓北塼座落一丈三尺」。『東京夢華錄』卷一、東都外城、大內「大內正門宣德樓列五門、門皆金釘朱漆、壁皆磚石間甃、鐫鏤龍鳳飛雲之狀、莫非雕甍畫棟、峻杓層櫺、覆以琉璃瓦、曲尺朶樓、朱欄彩檻、下列兩闕亭相對、悉用朱紅杈子。……」。南宋、樓鑰『北行日錄』上「〔乾道五年十二月〕二十九日庚戌、……正門十一間、下列五門、號應天門、左右有行樓、折而南、朶樓曲尺、各三層下垂、朶樓城下有檢鼓院。又有左右掖門在東西城之中、兩角又朶樓、曲尺三層。……」。

傅熹年によると、以下にあげる宋、夏竦「乞脩南京大內狀」などによれば、遼寧省博物館藏北宋銅鐘上の宮闕圖（圖七、八）や、現在の紫禁城午門にみられるようなコ字型の門闕のうち、門洞上部にある門樓の兩側延長線上に位置するのが本来の「朶（趺）樓」であり、そこから門の前方へ張り出した回廊の先端に位置するのは「闕」、あるいは「觀」という名稱であるという。ただし宋代の文獻中では「朶樓」の語の使用に混乱がみられ、たとえば前出『東京夢華錄』の「曲尺朶樓」は、「闕（觀）」のことを指し、「曲尺」というのは、闕の母闕の外側に子闕が連なり、それが「朶樓」から延びた回廊と曲尺状を呈していると解している。傅熹年「山西省繁峙縣岩山寺南殿金代壁畫中所繪建築的初步分析」（『建築歴史研究』第一輯、建築工業出版社、一九八二。改訂、増補して『傅熹年建築史論文集』文物出版社、一九九二に再收）、同「宋趙估《瑞鶴圖》和它所表現的北宋汴梁宮城正門宣德門」（『傅熹年書畫鑒定集』河南美術出版社、一九九九）參照。宋、夏竦『文莊集』

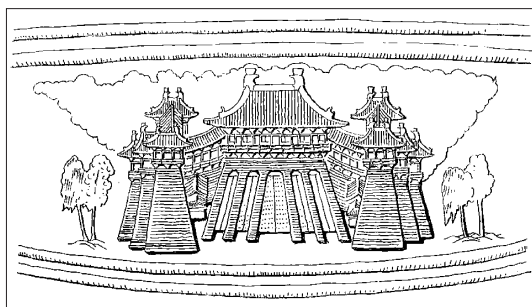


圖七 遼寧省博物館藏銅鐘上宮闕圖

卷十六、乞脩南京大内狀、「……臣到職後躬詣大内、謹視筦籥、其正南内門、上有先朝題其榜、曰重熙頒慶之門、樓皆損動、其下只是依舊雙門、未變列郡之制、雖有兩闕雉堞、又無朵樓、……猶取諸侯之制、未成王者之都。欲乞於南端闕正門三闕、東西增朵樓二座、……」。

しかし注(二)にあげた『輟耕錄』の記事では、門の一部と解せるもののほかに、宮城四隅の角樓も「綖樓」と呼ばれている。綖樓に關連して、また

朵殿の語もあり、宋、程大昌『雍錄』卷十、東西廂に「書之翼室、以鳥翼爲義也。今世之名朵殿者、取花枝旁出爲義也。皆從東西廂而展轉立名者也」というのによれば、花の枝のように脇に出ていることから「朵」と名付けたという。これに従えば門樓の兩脇にある樓、あるいはその前方にある觀(闕)が綖樓の本義であろう。角樓を綖樓と呼ぶのは、『輟耕錄』中でいづれも「三綖樓」と呼ぶように、觀に用いた母闕と子闕からなる構造と同様のものが角樓にも用いられていたからであろう。注(二)(四)参照。



圖八 遼寧省博物館藏銅鐘上宮闕圖(書き起こし圖)

(二) 『元史』以下に該當する文章はない。「闕南」より以下「在崇天門内」まで、元、陶宗儀『輟耕錄』卷二十一宮闕制度の記事に基づくものと思われる。「至元四年正月、城京師、以爲天下本。……大内南臨麗正門、正衙曰大明殿、曰延春閣。宮城周回九里三十步、東西四百八十步、南北六百十五步、高三十五尺。輦輦。至元八年八月十七日申時動土、明年三月十五日即工。分六門、正南曰崇天、十一間、五門、東西一百八十七尺、深五十五尺、高八十五尺、左右綖樓二、綖樓登門兩斜廡、十門。闕上兩觀皆三綖樓、連綖樓東西廡、各五間。西綖樓之西、有塗金銅幡竿。……凡諸宮門、皆金鋪・朱戶・丹楹・藻繪・形壁・琉璃瓦飾簷脊。崇天之左曰星拱、三間、一門、東西五十五尺、深四十五尺、高五十尺。崇天之右曰雲從、制度如星拱。東曰東華、七間、三門、東西一百一十尺、深四十五尺、高八十尺。西曰西華、制度如東華。北曰厚載、五間、一門、東西八十七尺、深高如西華。角樓四、據宮城之四隅、皆三綖樓、琉璃瓦飾簷脊。直崇天門有白玉石橋三虹。……大明門在崇天門内、大明殿之正門也、七間三門。東西一百二十尺、深四十四尺、重簷。……」。なお、『元史』中の關連記事としては、卷五十八、地理志一、大都路に以下の文が見える。「〔至元〕四年、始於中都之東北置今城而遷都焉〔京城右擁太行、左挹滄海、枕居庸、奠朔方。城方六十里、十一門、正南曰麗正、南之右曰順承、南之左曰文明、北之東曰安貞、北之西曰健德、正東曰崇仁、東之右曰齊化、東之左曰光熙、正西曰和義、西之右曰肅清、西之左曰平則。海子在皇城之北、萬壽山之陰、舊名積水潭、聚西北諸泉之水、流入都城而匯于此、汪洋如海、都人因名焉。忒民漁採無禁、擬周之靈沼云〕。九年、改大都。十九年、置留守司。二十一年、置大都路

總管府」。

（三）「厚載」の誤り。前注、『輟耕錄』卷二十一宮闕制度參照。

（四）原文「三綫樓」は、三層の屋根を持ち、上層の屋根の下に下層の屋根が入り込んだ段違い屋根の樓閣。前出『輟耕錄』の「三綫樓」に對應して、以下にあげる明、蕭洵『故宮遺錄』中では「十字角樓、高下三級」あるいは「十字角樓」としている。『故宮遺錄』「……度橋可二百步爲崇天門。門分爲五、總建闕樓其上、翼爲回廊、低連兩觀。觀傍出爲十字角樓、高下三級。兩傍各去午門百餘步有掖門、皆崇高閣。內城廣可六七里、方布四隅、隅上皆建十字角樓。其左有門爲東華、右爲西華。由午門內可數十步爲大明門、仍旁建掖門、繞爲長廡、中抱丹墀之半。……」。

（五）『輟耕錄』卷二十一宮闕制度の記事に、「……山字門在興聖宮後、延華閣之正門也、正一間、兩夾各一間、重簷、一門、脊置金寶瓶。又獨脚門二、周閣以紅板垣。延華閣五間、方七十九尺二寸、重阿、十字脊、白琉璃瓦覆、青琉璃瓦飾其簷、脊立金寶瓶。



圖九 北京紫禁城角樓寶頂

……圓亭在延華閣後、芳碧亭在延華閣後圓亭東、三間、重簷、十字脊、覆以青琉璃瓦、飾以綠琉璃瓦、脊置金寶瓶。……」などあることによつたと考えられる。金寶瓶は北京紫禁城角樓の屋頂にある寶頂の類であろう。圖九參照。

（高井たかね）

16 桓門

【原文】

植立表坊曰桓門○柱之植立曰桓「戸官切」、雙桓曰桓門。漢尹賞傳、時紅陽長仲輕俠、浩商殺義渠長、少季探丸爲彈、分赤黑白。賞選三輔高第爲長安令、作虎穴、捕少季惡子內之、瘞出寺門桓東。舊亭大版貫柱四出、名曰桓表、縣所治夾兩邊各一、今猶謂之和表。師古曰、卽華表。揭著姓名、有桓東少季場之歌曰、安所求子死、桓東少季場。桓門之東、戮人處也。桓門亦謂和門、亦謂華表。桓譚新論、晉中經簿作華譚、桓・和・華一聲也。古通而今分。周禮曰、以旌爲左右和之門、唐禮、講武建旗爲和門。謝惠連祭古塚序、曰兩頭無和、俗云懷頭版、和訛爲懷也。諸侯塋、植桓楹、穿中爲鹿盧、以縣率下棺。天子塋、斷石爲碑、以爲鹿盧。記曰、公室視豐碑、三家視桓楹、後人效之、因刻碑以志墓、曰桓碑。桓圭、則以其博直如桓也、別作職篆作桓、从回不从互。

【譯文】

直立する牌坊は桓門という○柱の直立するものは桓「戸官の切（カン）」といい、二柱が並び立つものは桓門という。『漢書』尹賞傳にいう、「時に紅陽侯の息子兄弟は遊俠の徒で、浩商は義渠の長を殺し、少年たちは彈丸を探りとして〔くじ引きするために〕彈を

作り、それを赤・黒・白に色分けし「引き當てた色によってそれぞれ役人を殺し」た。「尹」賞は三輔の行政優秀者に選ばれて長安令になると、虎穴を作り、不良少年を捕らえてその中に入れ、「彼らの死體を」埋めて役所の門の桓柱東側に取り出した」と。「如淳の注に」「昔の亭傳（宿驛）では大きな板が柱を貫いて四方に飛び出しており、名づけて桓表といった。縣治所の（門の）兩側を挟んで一本ずつあった。今（魏）でもまだこれを和表（かひょう）という」、「顔」師古は、「華表である」という。「立て札に」姓名を揭示し、桓東の少年場の歌があつて、「いづくに我が子の亡きがらを求めればよいのか？ それは桓東の少年場である」という。桓門の東側は罪人をさらす場所だったのである。

桓門はまた和門（かもん）といい、また華表ともいう。『桓譚新論』は、『晉中經簿』中では「華譚」につくるが、桓と和は同一の音だった。昔は「音が」通じていたが、今は別になったのである。『周禮』「夏官、大司馬」に、「旌旗を用いて左右の和の門とした」とい、唐禮では、武事の講習の際には旗を立てて和門とした。謝惠連の「祭古塚（文）序」では、「（棺の）兩端に和（棺題）はない」というが、俗に「懷頭版」というのは、「和」が訛（なま）つて「懷」になったのである。

諸侯の墓葬では桓楹を立て、「柱頭の」中を穿つて輓轡（らんじ）を作り、そこに繩を掛けて棺を（墓穴に）下ろす。天子の墓葬では、石を斷つて碑を作り、そこに輓轡を作る。『禮記』「檀弓下」に、「公室は豐碑になぞらえ、三家は桓楹になぞらえる」というが、後の人はこれに倣い、そのため碑を刻んで墓のことを書きしるしたものを桓碑という。桓圭は、その幅廣でまっすぐなのが桓（柱）のようであるからであり、また「璫」という字にもつく（桓は）篆書では桓と書き、「回」に従い、「互」には従わない。

【譯注】

(一) 原文「表坊」。牌坊のこと。明、許進「求旌毛忠疏」（『明經世文編』卷六十八所收）「……今見聖朝賜立忠義表坊、無不歡呼稱嘆、獨廟祀一事、未蒙舉行、乞于甘州城東建祠一所、仍以忠義爲名、行令所司春秋致祭、庶死者得以慰安、生者有所激勵」。明、徐渭「贈沈母序」（『徐文長三集』卷二十所收）「……昨訂縣誌、遇貞女孝婦爲豫所知者、衆人乃謂未有旌門表坊舉扼不使便書、其有表且旌而爲豫所未知者、則衆迫以書、不復候校按、否者往往遭訕罵不已」。

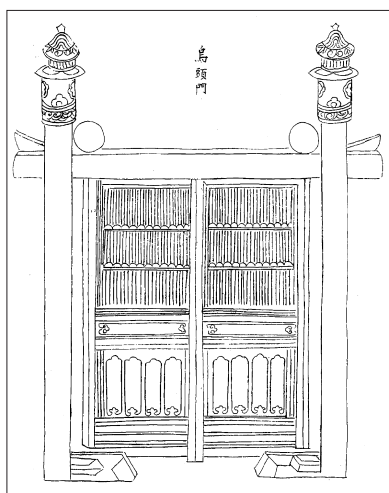
(二) 桓門と後出『周禮』大司馬の和門とは、後文のとおり、一對の柱（桓、和、桓表、和表、華表）を立ててその間を入りの場とした門で、その兩柱頂部に横木を載せた鳥居狀の門が衡門、柱間上部に貫をわたして兩柱頭が上に突きだしたものが烏頭門、表榻、閭闔、綽楔、櫺星門などと呼ばれる形式の門である。烏頭門は『唐六典』卷二十三將作都水監、左校令の注に「五品已上、得制烏頭門」とあり、上級官位にのみ設置が許されていたことが知られ、『營造法式』卷六、小木作制度にはその制度がみえる（圖一〇）。また櫺星門は烏頭門の別名として『營造法式』にあげられ、現在でも天壇、地壇などの壇廟、明十三陵などの陵墓、各地の孔子廟などに實例が残されている。牌坊（圖一一）は、烏頭門、衡門から發展してなったもので、この種の門の一形式である。そのために、ここではより原初的な形態の桓門と結びつけてこのようにいう。衡門、烏頭門から牌坊への發展とその時期については傳熹年「論幾幅傳爲李思訓畫派金碧山水的繪制時代」（『文物』一九八三年第十一期）、桓、華表と烏頭門、櫺星門については樂嘉藻『中國建築史』（一九三三）

第二編、坊、陳仲篪「識小錄」營造法式所載之門制、二 烏頭門（『中國營造學社彙刊』第六卷第二期、一九三五）、劉致平『中國建築類型及結構』（中國工程出版社、一九五七）第二章、四、1. 牌坊門參照。

（三）「漢尹賞傳」より以下「桓東少季場」までは、『漢書』卷九十尹賞傳とその注からの引用だが、評點本注（一）でも指摘するように、ここに引用された文だけでは節略が過ぎて文意が通じない。『漢書』卷九十尹賞傳「尹賞、字子心、鉅鹿楊氏人也。……永始・元延間、上怠於政、貴戚驕恣、紅陽長仲兄弟交通輕俠、賊匿亡命」鄧展曰、紅陽姓、長仲字也。如淳曰、紅陽、南陽縣也。長姓、仲字也。師古曰、姓紅陽而兄字長、弟字仲。今書長字或作張者非也、後人所改耳。一曰、紅陽侯王立之子、兄弟長少者也」。而北地大豪浩商等報怨、殺義渠長妻子六人、往來長安中。丞相御史遣掾求逐黨與、詔書召捕、久之乃得。長安中姦猾浸多、閭里少年羣輩殺吏、受賕報仇、相與探丸爲彈「師古曰、爲彈丸作赤黑白三色、而共探取之也。彈音徒旦反」、得赤丸者斫武吏、得黑丸者斫文吏、白者主治喪。……賞以三輔高第選守長安令、得壹切便宜從事。賞至、修治長安獄、穿地方深各數丈、致令辟爲郭、以大石覆其口、名爲虎穴。乃部戶曹掾史、與鄉吏・亭長・里正・父老・伍人、雜舉長安中輕薄少年惡子、無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧持刀兵者、悉籍記之、得數百人。賞一朝會長安吏、車數百兩、分行收捕、皆効以爲通行飲食羣盜賞親閱、見十置一、其餘盡以次內虎穴中、百人爲輩、覆以大石。數日壹發視、皆相枕籍死、便輿出、瘞寺門桓東「如淳曰、瘞、埋也。舊亭傳於四角面百步築土四方、上有屋、屋上有柱出、高丈餘、有大板貫柱四出、名曰桓表。縣所治夾兩邊各一桓。陳宋



圖一一 安徽省黟縣西遞村胡文光牌坊（萬曆六年）



圖一〇 『營造法式』烏頭門圖樣

之俗言桓聲如和、今猶謂之和表。師古曰、即華表也」、楊著其姓名「師古曰、楊、杙也。椓杙於瘞處而書死者名也。楊音竭、杙音弋、字竝從木」、百日後、乃令死者家各自發取其尸。親屬號哭、道路皆歔歔。長安中歌之曰、安所求子死、桓東少年場「師古曰、安猶焉也。死謂尸也」。生時諒不謹、枯骨後何葬」。

(四) 前注引『漢書』尹賞傳鄧展・如淳・顏師古注參照。また『漢書補注』は清、何焯の説を引き、「何焯曰、元后傳、紅陽侯立父子臧匿姦滑亡命、賓客爲羣、成帝使尙書責問司隸校尉・京兆尹阿縱、則顏注後一說是也」といふ。今はこの説に従う。

(五) 浩商が義渠の長を殺した一件については、『漢書』卷八十四翟方進傳にみえる。

(六) 原文は各本とも「瘞出寺門桓東」につくるが、『漢書』では「便輿出、瘞寺門桓東」、つまり死體を虎穴から取り出して桓東に埋めたという。注(三) 參照。

(七) それぞれ『漢書』尹賞傳「瘞寺門桓東」に對する魏、如淳と顏師古の注。注(三) 參照。如淳のいう桓表は、沂南畫像石(圖一二)の雙闕上にみえる標柱がそれにあたり(林巳奈夫『漢代の文物』京都大學人文科學研究所、一九七六、一七六頁)、『說文解字』にも「桓、亭郵表也」といふ。桓、桓表(あるいは華表、和表)とは、官衙、驛亭、街道、城門、橋のたもと、陵墓などに立てられた標柱で、柱の頂部近くに横木一、二本を交わらせたもの。また表木、交午木ともいふ。崔豹『古今注』卷下、問答釋義第八「程雅問曰、堯設誹謗之木、何也、答曰、今之華表木也、以横木交柱頭、狀若花也、形似桔槔、大路交衢悉施焉、或謂之表木、以表王者納諫也、亦以表識衢路也。秦乃除之、漢始復修焉、今西京謂之交午木」。『清明上河圖』の虹橋

たもとにこれと思われるものが描かれているほか、畫像石、繪畫に表現された例はいくつもあり、また現存する實例では、北京天安門、北京南郊の蘆溝橋(圖一三)、明十三陵のものなど有名である。梅原郁「文字の建築」(上田篤他編『空間の原型』筑摩書房、一九八三)、關野雄「華表考」(『東洋學報』第六十六卷、一九八五、三月) 參照。

(八) 『晉中經簿』は、晉、荀勗撰『中經新簿』十四卷のこと。佚書。魏の鄭默撰『中經簿』に基づいて作成したもの。『隋書』卷三十二經籍志一「魏祕書郎鄭默、始制中經、祕書監荀勗、又因中經、更著新簿、分爲四部、總括羣書」。同、卷三十三經籍志二、史部簿錄篇には「晉中經十四卷、荀勗撰」とみえる。

(九) 『桓譚新論』と『華譚新論』は別の書物。『隋書』經籍志三、子部儒家類に「桓子新論十七卷、後漢六安丞桓譚撰」、また「新論十卷、晉散騎常侍夏侯湛撰。……新論十卷、晉金紫光祿大夫華譚撰。梅子新論一卷。亡」と兩者の名がみえ、『舊唐書』經籍志、『新唐書』藝文志も兩者ともに収める。桓譚『新論』は『說郛』一百二十引本の引五十九にみえるほか、『問經堂叢書』逸子書、『指海』第十三集に輯本が、華譚『新論』は『玉函山房輯佚書』子編儒家類に輯本が収められている。桓譚は後漢の人、字君山、『後漢書』に本傳あり。華譚は晉の人、字令思、『晉書』卷五十二に本傳あり。

なお、『桓譚新論』より以下「華譚」までは、楊慎による次の文章に基づく。『升菴外集』卷七、地理、華表「漢書注作表、禮記・字林俱作桓表、公室視桓楹、注、桓、墓前表柱也、華・和・桓三音相混。尙書、桓夷底績、水經作和夷、桓譚新論、晉中經簿作華譚、則華表作和表・桓表、義實叶矣」。また楊慎は

『丹鉛續錄』でも同様の説を述べるが、そこでは『桓譚新論』を『華譚新論』につくるのは『隋書經籍志』であるとする。



圖一三 蘆溝橋華表



圖一二 沂南漢畫像石にみえる桓表

『丹鉛續錄』卷一、經說、書、西傾因桓是來和夷底績「古和・桓・華同音。和夷底績、即西傾因桓之桓、見水經注。桓楹即和表、和表又轉爲華表、見漢書桓東少年場注。桓譚新論、隋志作華譚」。

（一〇）『周禮』夏官、大司馬「遂以狩田、以旌爲左右和之門、羣吏各帥其車徒、以敘和出」。鄭玄注「冬田爲狩、言守取之無所擇也。軍門曰和、今謂之壘門、立兩旌以爲之。叙和出、用次第出和門也」。

（一一）『大唐開元禮』卷八十五、軍禮、皇帝講武「仲冬之月、講武於都外。前期十有一日、所司奏請講武、兵部承詔、遂命將帥簡軍士。有司先芟萊除地爲場、方一千二百步、四出爲和門。……前一日、講武將帥及士卒集於壇所、禁誼譁、依方色建旗爲和門、於都壇之中及四角、皆建五綵牙旌、旗鼓甲仗威儀、悉備於壇所」。『通典』卷一三三禮九十二、開元禮纂類二十七、軍禮一、皇帝講武、『新唐書』卷十六、禮樂志六にも、ほぼ同じ記事がみえる。

また、『隋書』卷八、禮儀志三では、北齊の軍禮として、講武の際、同様に和門を立てることが記されている。『隋書』卷八、禮儀志三「後齊常以季秋、皇帝講武於都外。……前五日、皆請兵嚴於場所、依方色建旗爲和門。都壇之中及四角、皆建五采牙旗」。

（一二）南朝宋、謝惠連「祭古冢文」序（『文選』卷六十祭文所收）「東府掘城北塹、入丈餘、得古冢、上無封域、不用塹壁、以木爲槨、中有二棺、正方、兩頭無和」〔李善注・呂氏春秋、惠公說魏太子曰、昔王季歷葬渦山之尾、欒水鬻其墓、見棺之前和。高誘曰、棺題曰和〕。謝惠連は謝靈運の族弟。『宋書』卷五十三、『南史』卷十九に傳あり。ここである「和」は棺の端で材の突出し

た部分を指し、「正方、兩頭無和」とは、棺がただ方形を呈し、兩端に張り出した箇所のないことをいうのであろう。棺の「前和」については『水經注』卷十六、穀水「又東過河南縣北、東南入于洛」注に「孫暢之嘗見青州刺史傳宏仁說、臨淄人發古冢、得銅棺、前和外隱起爲隸字、言齊太公六世孫胡公之棺也」という。また『通雅』卷三十四器用、雜用諸器にも「棨棺曰櫬、小棺曰構、窆木爲廩、棺前曰和、牆曰禪傍。……文選弔古冢文、見棺前和、水經注、見胡公棺前和、呂覽、季歷葬渦山之尾、樂水鬻其墓、見棺之前和、是也。蓋謂橫木爲和、和和相轉、詳見宮室門。……」とみえ、ここでは和が「横木」であるとする。

(二三) 「懷頭版」の用例については不詳。棺の兩端を「和頭」、あるいは「華頭」、「和頭」と呼んだことは、以下の例などにみえる。明、田藝蘅『留青日札』卷三十八、通俗古音、平聲「和音和。漢書、何所求子死、和東少年場。注、陳宋之間、言和聲如和。今之和表、即華表也。棺之華頭、俗稱和頭、亦當作和」。

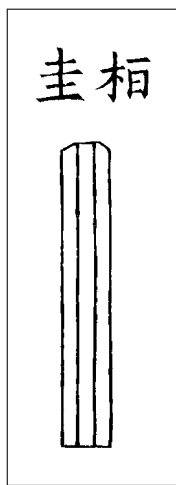
(二四) 『禮記』檀弓下「公室視豐碑、鄭玄注・言視者、時僭天子也。豐碑、斲大木爲之、形如石碑。於槨前後四角樹之、穿中、於間爲鹿盧、下棺以綵繞。天子六綵四碑、前後各重鹿盧也」、三家視桓楹「鄭玄注・時僭諸侯、諸侯下天子也。斲之形如大楹耳。四植謂之桓。諸侯四綵二碑、碑如桓矣。大夫二綵二碑、士二綵無碑」。孔穎達疏「云四植謂之桓者、案、說文、桓、亭郵表也。謂、亭郵之所而立表木、謂之桓、即今之橋旁表柱也」。

(二五) 桓圭は公爵の執る玉制禮器(圖一四)。幅廣でまっすぐな桓のようであることにその名が由來するという説は『六書故』の文を引いたものであるが(次注參照)、鄭玄は、桓は二本並び立つ柱で、それを圭に雕刻したのであろうという。『周禮』

春官、大宗伯「公執桓圭」鄭玄注「雙植、謂之桓。桓、宮室之象、所以安其上也。桓圭、蓋亦以桓爲瑑飾。圭長九寸」。

(二六) この條はじめより「別作璫」(こゝまでは、『六書故』桓の條をもとに、『漢書』尹賞傳、楊慎による『桓譚新論』、『大唐開元禮』、謝惠連「祭古冢文」に關する記事を補足して成ったもの。『六書故』卷二十一植物一、木、桓、桓、戶官切。柱之植立者曰桓、雙植以爲門者、謂之桓門、亦謂和門、亦謂華表、桓・和・華一聲也。周禮曰、以旌爲左右和之門。古者、諸侯之葬、植桓楹、穿中爲鹿盧、以縣率下棺。天子之葬、斲石爲碑、以爲鹿盧。記曰、公室視豐碑、三家視桓楹。後人效之、因刻碑焉以志墓、謂之桓碑也。公執桓圭、則以其搏直如桓也「別作璫」。引之爲桓桓之義、植立武毅之兒也「說文作桓」。又借爲盤桓之桓、盤桓・裴回、聲義相近、而差不同」。

(高井たかね)



圖一四 『新定三禮圖』
桓圭

【圖版出典一覽】

圖一 雍正『陝西通志』卷七十二古蹟一。

圖二 王世仁「明堂形制初探」圖2. 1 (『中國文化研究集刊』第四輯、一九八七)。

- 圖三 楊鴻勛『建築考古學論文集』圖一〇1、4（文物出版社、一九八七）。
圖四 高井たかね撮影。
圖五 明、計成『園冶』卷一（內閣文庫藏崇禎七年序刊本）。
圖六 北宋、李誠『營造法式』卷三十二、小木作制度圖樣、平基鉤闌等第二（民國八年據景鈔宋本石印）。
圖七 關野貞「遼代の銅鐘」圖版X II、部分（『美術研究』第二十六號、一九三四）。
圖八 傅熹年「山西省繁峙縣岩山寺南殿金代壁畫中所繪建築的初步分析」圖一九（『傅熹年建築史論文集』文物出版社、一九九二）。

- 圖九 田中淡撮影。
圖一〇 『營造法式』卷三十二、小木作制度圖樣、門窻格子門等第一。
圖一一 高井たかね撮影。
圖一二 曾昭燏・蔣寶庚・黎忠義『沂南古畫像石墓發掘報告』拓片第三九幅、部分（文化部文物管理局、一九五六）。
圖一三 田中淡撮影。
圖一四 宋、聶崇義『新定三禮圖』卷十、桓圭圖（上海古籍出版社、一九八五、用北京圖書館藏淳熙二年刊本景印）。